

南部町こども計画

令和 7 年度～令和 11 年度



令和 7 年 3 月
南 部 町

南部町こども計画

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	
2.	計画策定の位置づけ	
3.	計画の期間	
4.	計画の対象	
5.	計画の推進体制	
6.	計画の点検及び評価	
第2章	南部町の現状と課題	3
1.	南部町の概況	3
2.	第2期南部町子ども・子育て支援事業計画の評価と課題	6
3.	アンケート結果の概要	17
4.	第2期南部町子ども・子育て支援事業計画の総括	40
第3章	計画の基本的な考え方	43
1.	基本理念	
2.	基本目標	
第4章	具体的な施策について	45
1.	地域における子育て支援	46
2.	保護者並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	49
3.	こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	54
4.	子育てを支援する生活環境の整備	56
5.	仕事と家庭の両立	57
6.	こどもの安全確保	59
7.	要保護児童等への対応	61
第5章	第3期南部町子ども・子育て支援事業計画	64
1.	子ども・子育て支援法に係る体系	
2.	提供区域の設定	
3.	幼児期の教育・保育の提供体制の確保内容	
4.	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保内容	
第6章	南部町こどもの貧困対策推進計画	75
1.	計画策定の趣旨	
2.	南部町の概況	
3.	具体的な施策について	
参考資料		
1.	計画策定の経過	
2.	南部町子ども・子育て会議委員名簿	
3.	南部町子ども・子育て会議条例	

表紙イラストは「南部町こども家庭センターロゴマーク」をアレンジしたものです。

1. 計画策定の趣旨

わが国において、急速な少子高齢化や核家族化の進行、共働き家庭の増加など家族形態の多様化、若年層のひきこもり等により、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化している中で、子育ての不安感や負担感が増大しており、子育てしやすい社会や一人ひとりのこどもが健やかに成長できる社会の実現が求められています。

国においては、平成27年4月から「子ども・子育て関連3法」に基づいて「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、こどもの最善の利益が実現される社会の構築に向け、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大と確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」などの取組が推進されています。

また、令和5年4月に「こども家庭庁」の創立と「こども基本法」が施行され、同年12月には「こども大綱」及び「こども未来戦略」が示されるなど、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を真ん中に据える、いわゆる「こどもまんなか社会」の実現をめざすこととされています。

本町においても、町の宝であり未来を担うこども一人ひとりの健やかな育ちと、安心してこどもを産み育てることができる環境の充実をめざし、平成27年3月から「南部町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、妊娠・出産・子育て期での切れ目のない支援に取り組み、多岐にわたるこども・子育て支援施策を総合的に推進してきました。

本計画は、国のこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、こどもの成長と子育てを支援する取組を総合的に推進し、その更なる充実を図ることで、本町における「こどもまんなか社会」を実現することを目的として、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の質的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実、貧困の解消をめざすものです。さらに、こどもとその家庭にかかわる施策を体系化し、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。

2. 計画策定の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく本町のこども計画として位置づけるとともに、子ども・子育て支援法第61条に基づく「第2期南部町子ども・子育て支援事業計画」の期間が令和6年度で終了することから、これまでの取組の成果と課題を踏まえた見直しを行い、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期南部町子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「南部町こどもの貧困対策推進計画」を一体のものとして策定するものです。また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」及び子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」を包含することで、総合的に本町のこども施策を推進します。

「こども」の表記について

こども基本法では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義し、基本理念として、全てのこどもについて健やかな成長が図られる権利が等しく保障されることが定められており、18歳や20歳といった特定の年齢で必要なサポートを途切れさせないように「こども」と平仮名表記をしていることを踏まえ、本計画においても「こども」表記を使用することとします。なお、法令に根拠がある語や固有名詞を用いる場合を除きます。

3. 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢やこどもを取り巻く環境の変化、計画に定めた量の見込みと実際の認定状況に乖離がある場合など、見直しの必要が生じた場合は、適宜計画の一部見直しを行います。

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
	計画策定					
		(計画期間) 南部町こども計画 (第3期南部町子ども・子育て支援事業計画) (南部町こどもの貧困対策推進計画) ほか				
	第2期南部町子ども・子育て 支援事業計画					
		南部町子ども・子育て会議において適宜、見直し及び評価を実施				次期計画策定

4. 計画の対象

この計画は、生まれる前から乳幼児期を経て、青年期に至るまでのおおむね18歳未満のこどもとその家庭を対象としていますが、18歳や20歳といった特定の年齢で必要なサポートが途切れないように、また、次代の親づくりという観点から、一部の施策については、今後親となる若者（18歳～30歳未満）も対象としています。

また、子育て支援を行政と連携、協力して行う、事業者、地域住民、団体などの地域社会を構成するすべての人を対象とします。

5. 計画の推進体制

計画の策定にあたっては、こども・子育て支援に関する学識経験者、地域で子育て支援にかかわる事業に従事する者、子育て中の保護者などで構成する「南部町子ども・子育て会議」を設置し、本町におけるこども・子育て支援のあり方について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

また、こども計画策定にあたり、保護者アンケートに加えて、小学校高学年から高校生年代（18歳未満）のこども世代からアンケート調査を実施し、こどもの意見を反映できるよう努めました。

本計画の推進にあたっては、基本理念である「こどもまんなか南部町 心豊かにふるさと愛すなんぶっ子」をめざし、町内の関係機関と連携し、横断的な施策に取り組むとともに、こどもをはじめとする多くの町民や子育て当事者の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、計画期間中においても、社会情勢や子育て家庭のニーズの変化等によって、計画に定める量の見込みが大きく変動すると見込まれる場合には、必要に応じて計画の見直しを行うなど、柔軟に対応し、的確に反映させます。

6. 計画の点検及び評価

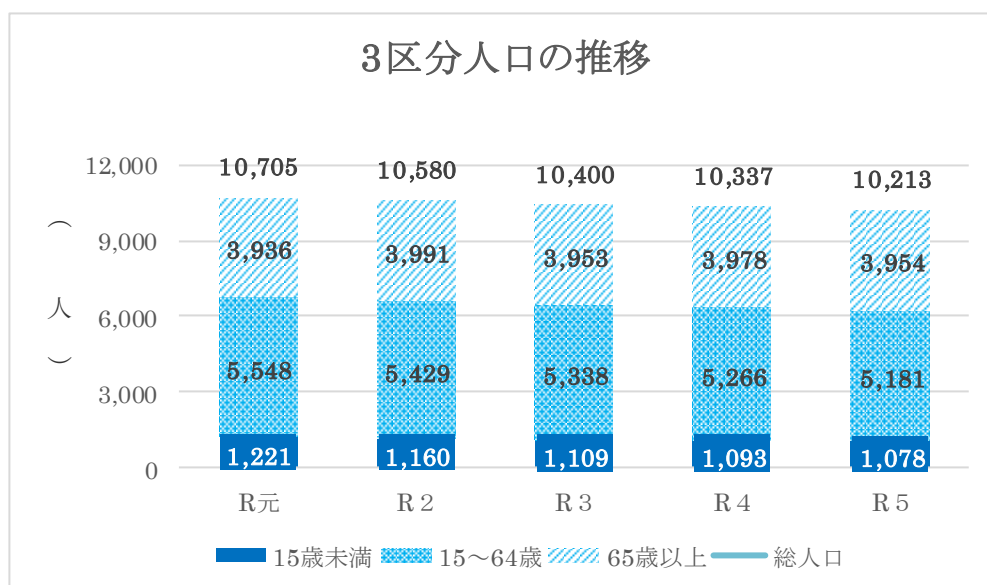
この計画の取組状況については、南部町子ども・子育て会議を中心に、継続的に点検、評価を行い、その内容についてインターネット等により公表します。

第2章 南部町の現状と課題

1. 南部町の概況

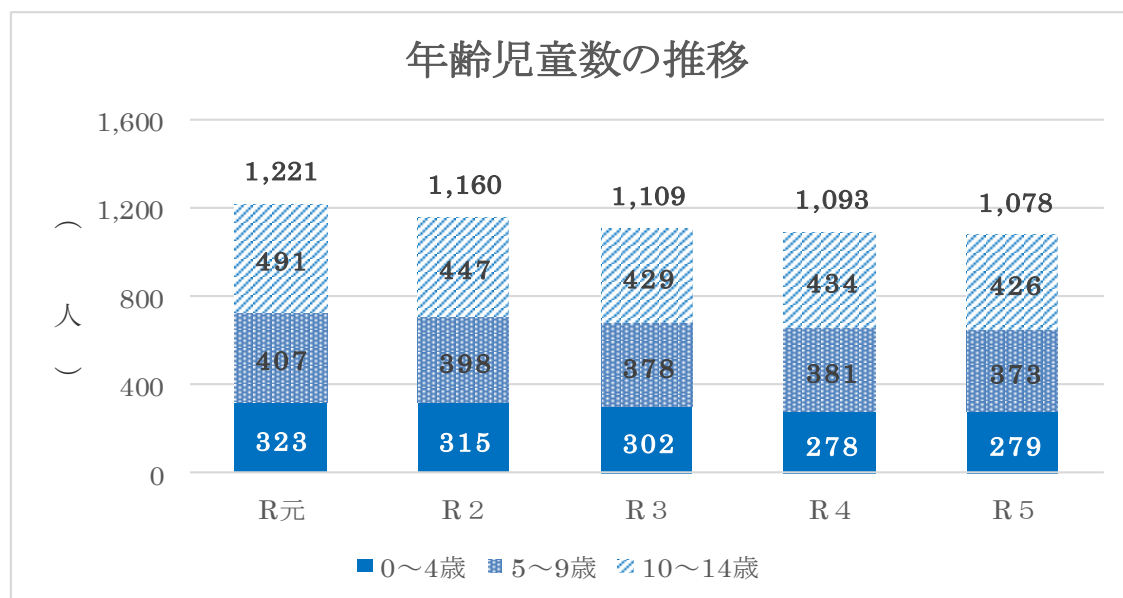
【年齢3区分人口の推移】（資料：住民基本台帳 各年度末現在）

本町の人口は、令和元年～令和5年の5年間で、492人（4.60%）の減少となっています。3区分別の状況は、15歳未満が143人（11.71%）の減、15歳～64歳が367人（6.61%）の減、65歳以上は、18人（0.46%）の増加となっています。



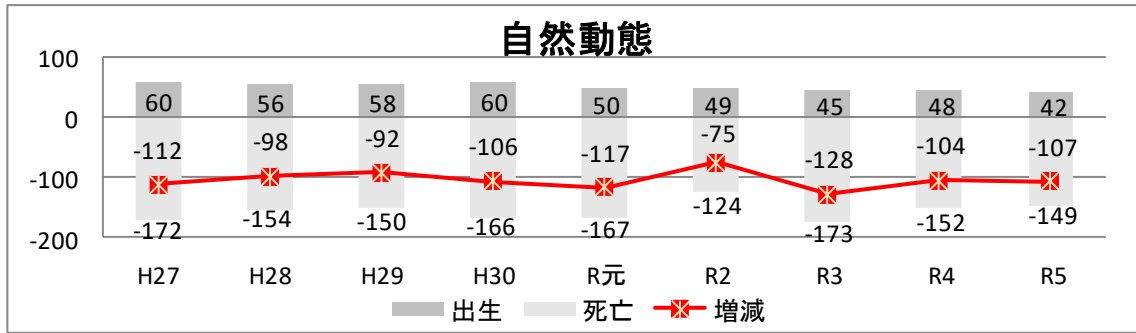
【児童（5歳毎）人口の推移】（資料：住民基本台帳 各年度末現在）

14歳以下の児童の人口は、令和元年～令和5年の5年間で143人（11.71%）減少し、最も減少したのは、10～14歳で65人（13.24%）の減、次いで0～4歳で44人（13.62%）の減、5～9歳で34人（8.35%）の減となっています。



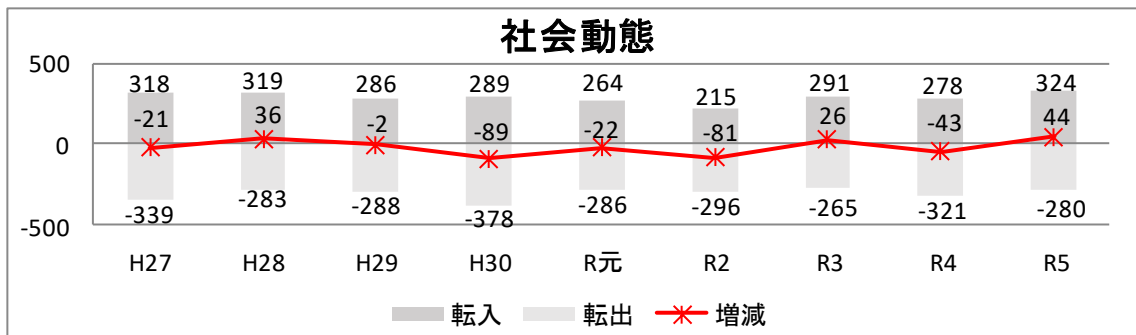
【自然動態】

平成 27 年から令和 5 年の 9 年間の出生数・死亡数の動向は、死亡数が出生数を大きく上回っており、自然動態は 100 人前後の減で推移しています。



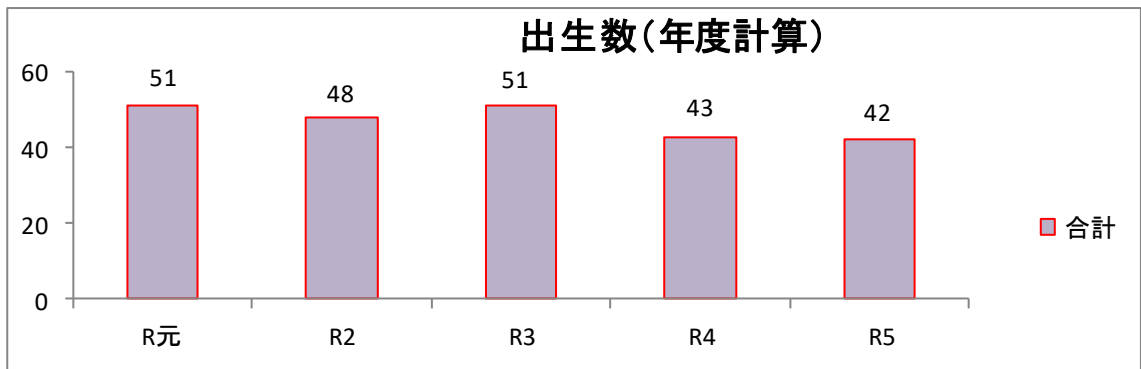
【社会動態】

平成 27 年から令和 5 年の 9 年間の社会動態（転入と転出）の動向は、増減を繰り返しています。なお、平成 30 年の転出超過は、障がい者支援施設の町外移転に伴う入所者転出が主な要因です。また、令和 2 年の転入減の主な要因はコロナ禍によるものです。



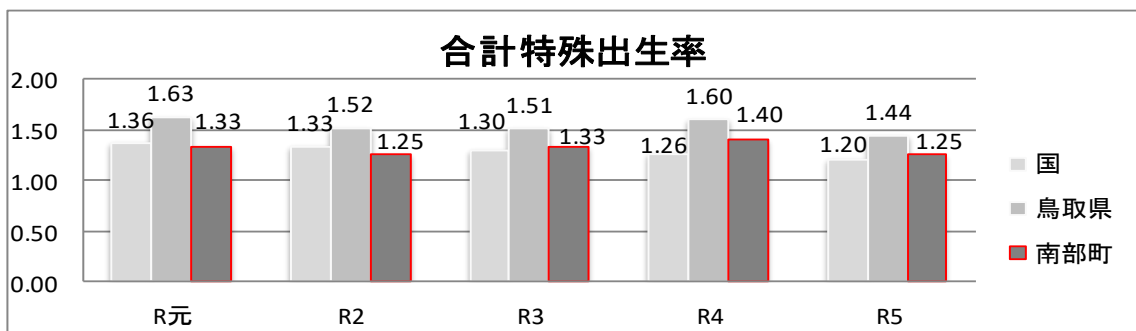
【出生数】

令和元年度～令和 5 年度の 5 年間の出生数は、減少傾向で推移しています。



【合計特殊出生率】（資料：厚生労働省人口動態統計・鳥取県人口動態統計）

本町の合計特殊出生率は、令和 3 年以降において全国平均を上回って推移しています。なお、平成 19 年以降は鳥取県平均を下回ったまま推移しています。



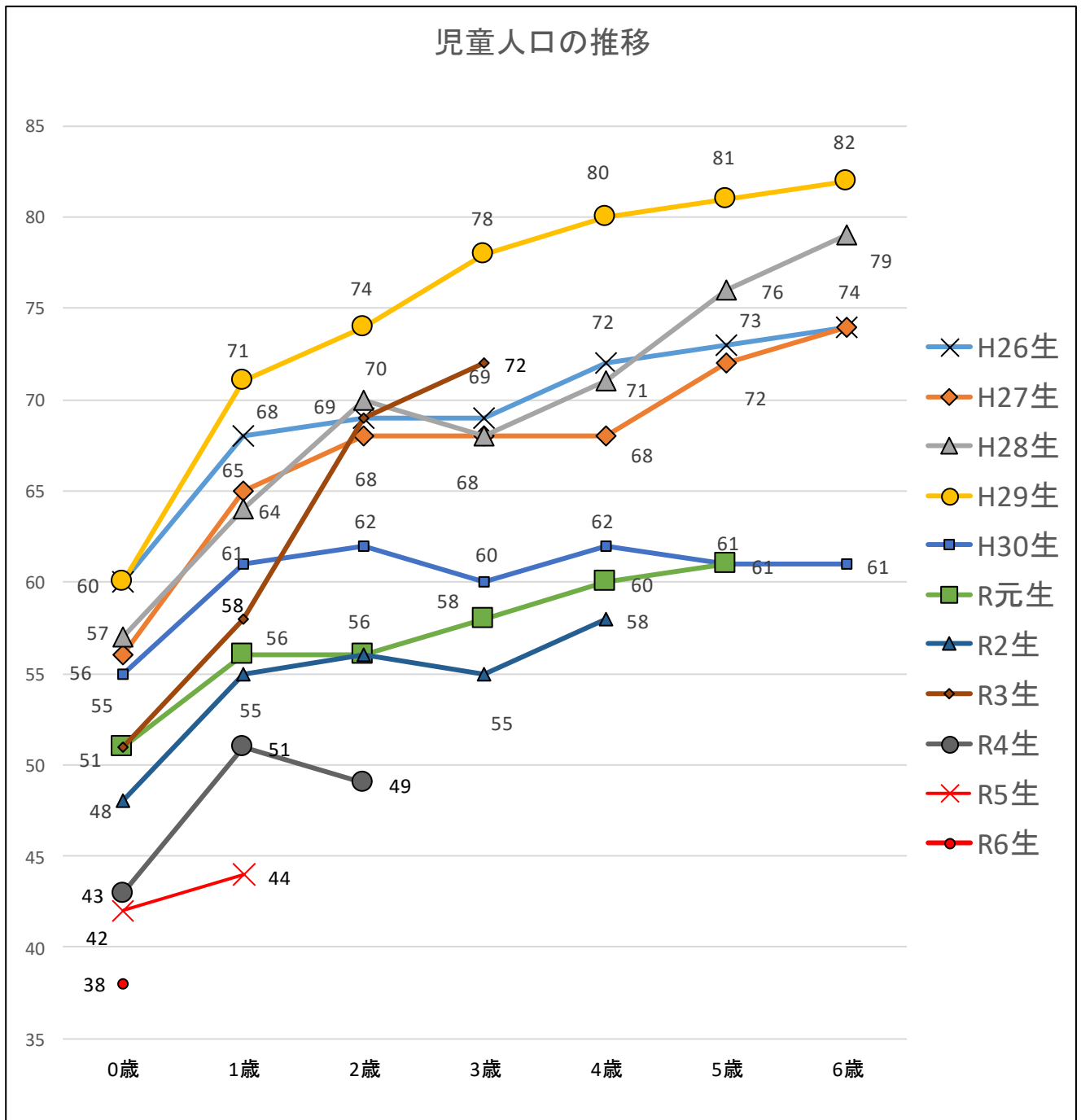
【児童人口の推移】

本町において、平成 26 年度から令和 5 年度の各年度に出生した年代が小学校へ就学するまでの人口推移（0 歳から 6 歳まで）を折れ線グラフで示したものです。

平成 26 年度から平成 29 年度に生まれた年代がそれぞれ 6 歳に到達する間に、14～22 人の幅で増えています。平成 30 年度以降に出生した年代も成長するにつれて児童人口がゆるやかに増加しています。

増加の理由としては、主に近隣市町村など町外で出生した児童のいる家庭が、児童が小学校に就学する年代になるまでに本町へ転入される傾向にあり、県下でも本町の出生率は低い一方で、出生から小学校就学前にかけて約 2 割～4 割の児童が増える特徴があります。また、直近 3 年間を比較すると、近隣市町村の中で増加率は最も高くなっています。

人



2. 第2期南部町子ども・子育て支援事業計画の評価と課題

(1) 幼児期の教育・保育の提供体制の状況

【1号認定】（3～5歳児 幼児期の学校教育のみ）

			2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
			4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31
計画	量の見込み(必要利用定員総数)		11		11		11		11		11	
	確保内容	認定こども園・幼稚園	20		20		20		20		20	
実績	利用希望者数		9	14	17	23	18	21	10	15	8	14
	利用者数	認定こども園・幼稚園	9	14	17	23	18	21	10	15	8	14

【評価と課題】

- 平成27年度から、町内の認定こども園でも受入を開始していますが、令和2年度からの実績は、町内の施設ではありません。
- 平成30年度以降は町外の認定こども園及び幼稚園でも1号認定の受入を行っており、実績はすべて町外の施設のみとなっています。
- 若干の増減はありますが、ほぼ横ばいに推移しています。
- 個人的な事情※を除く待機児童数は、令和2～6各年度の4/1調査で0人、10/1調査で0人。

【2号認定】（3～5歳児 保育の必要性あり）

			2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
			4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31
計画	量の見込み(必要利用定員総数)		196		213		206		184		179	
	確保内容	認定こども園・保育園	226		226		226		226		226	
実績	利用希望者数		195	196	198	204	193	195	184	188	161	162
	利用者数	認定こども園・保育園	195	196	198	204	193	195	184	188	161	162

【評価と課題】

- 3～5歳児については、年度途中の入所希望にも待機なく応じることができています。
- 認定こども園、保育園の町内4か所すべての施設において保育ニーズに対応できています。
- 女性の就労促進で増えていた入所児童も令和3年度をピークに減少傾向にあります。
- 個人的な事情※を除く待機児童数は、令和2～6各年度の4/1調査で0人、10/1調査で0人。

【3号認定】（0歳児 保育の必要性あり）

			2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
			4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31
計画	量の見込み(必要利用定員総数)		32		34		34		32		32	
	確保内容	認定こども園・保育園	37		37		37		37		37	
		地域型保育事業	15		15		15		15		15	
実績	利用希望者数		11	33	9	40	10	24	8	33	13	35
	利用者数	認定こども園・保育園	10	15	5	8	7	11	5	9	8	9
		地域型保育事業	1	8	4	9	3	5	3	14	5	13

【評価と課題】

- 既存の認定こども園、保育園の4か所に加えて、小規模保育園1か所と事業所内保育所（地域枠）1か所を設置し、保育ニーズに対応できるよう、保育体制の確保に努めています。

- 女性の社会進出の増加などにより 0 歳児の入所ニーズが年々高まっています。
- 個人的な事情※を除く待機児童数は、令和 2～6 各年度の 4/1 調査で 0 人、10/1 調査で 0 人。

【3号認定】（1～2 歳児 保育の必要性あり）

			2 年度		3 年度		4 年度		5 年度		6 年度	
			4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31
計画	量の見込み(必要利用定員総数)		107		100		97		95		92	
	確保内容	認定こども園・保育園	118		118		118		118		118	
		地域型保育事業	9		9		9		9		9	
実績	利用希望者数		110	115	102	108	96	99	94	95	105	103
	利用者数	認定こども園・保育園	87	91	84	89	82	84	86	87	92	91
		地域型保育事業	21	22	16	16	13	13	6	8	11	12

【評価と課題】

- 1～2 歳児については 0 歳児と同様、認定こども園、保育園の町内 4 か所に加え、小規模保育園、事業所内保育所の地域枠で保育ニーズに対応できるよう、保育体制の確保に努めています。
- 0 歳児と同様に、入所ニーズが多い状況が続いています。
- 個人的な事情※を除く待機児童数は、令和 2～6 各年度の 4/1 調査で 0 人、10/1 調査で 0 人。

【1号から 3号認定すべてにおける課題】

教育・保育の内容、地域特性などのニーズと量の変化を把握するとともに、引き続き利用しやすい事業の整備を進めることが必要となります。また、保育士の確保に加え、保育の質の維持向上に努めることや、保護者のニーズや要望を共有し対応していくことが課題です。

※各年度の利用希望者数は個人的な事情※の場合を含みます。

※個人的な事情とは、育児休業中、求職活動休止、特定の保育所等を希望している場合を言います。

（参考）

○保育園の概要（令和 6 年 4 月 1 日現在）

施設名		定員	開所時間 (月～土)	受入年齢	特別保育事業					
					延長	乳児	障がい児	休日	一時	病児病後児
さくら保育園		90 人	7:30～19:00	6 か月～5 歳	○	○	○			
つくし保育園		120 人	7:00～19:00	6 か月～5 歳	○	○	○			
ひまわり保育園		60 人	7:30～18:30	6 か月～5 歳	○	○	○			
すみれこども園		120 人	7:30～18:30	6 か月～5 歳	○	○	○		○	
小規模保育園 南部町ベアーズ		19 人	7:00～19:00	6 か月～2 歳	○	○				
さくら キッズ	地域枠	5 人	7:30～19:00	6 か月～2 歳	○	○				
	従業員枠	7 人								

延長保育は、保育標準時間の利用時間（7 時 30 分～18 時 30 分）と保育短時間の利用時間（8 時 30 分～16 時 30 分）を超える時間帯が対象となります。

○保育園等の所利用児童の推移（各年度の4月1日現在の利用児童数）

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
さくら保育園	57人	59人	59人	58人	58人
つくし保育園	84人	89人	83人	81人	74人
ひまわり保育園	54人	49人	46人	40人	34人
すみれこども園	96人	89人	94人	96人	94人
南部町ベアーズ	15人	14人	8人	8人	12人
さくらキッズ	地域枠 4人	地域枠 4人	地域枠 4人	地域枠 2人	地域枠 3人
合計	310人	304人	294人	285人	275人

(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況

①利用者支援事業

平成27年度に子育て包括支援センターネウボラを健康福祉課内に開設し、「基本型」を行う子育て支援員を配置し、随時相談を受け、助言や案内を行うとともに、情報収集や情報発信を開始しました。また、保健師が専門的な見地から妊娠から出産、産後の母子に対する心身のケアやサポート等を行う「母子保健型」を実施しています。

当事者にとって、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実現するため、適切な情報提供のための2種類の連携を行いながら、地域の子育て支援事業等の情報提供と、必要に応じた相談・助言等が適切に行えるよう、子育て支援拠点等関係機関との連携を図っています。

(か所数)		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	施設	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②確保内容	施設	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
③実績	施設	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【評価と課題】

子育て包括支援センターネウボラでは「基本型」と「母子保健型」を一体的に実施してきましたが、今後は、相談・助言など対応の質、利便性の向上に努めるとともに、関係機関との連携・情報共有を図りながら、適切な情報発信と相談・助言を行うことなどが重要です。

②地域子育て支援拠点事業

保育園等の地域の身近な場所において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行っています。

<基本事業>

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談・援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

(延利用者数・か所数)		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①量の見込み	人数	2,140	2,076	2,033	1,969	1,905
	施設	1	1	1	1	1
②確保内容	人数	2,140	2,076	2,033	1,969	1,905
	施設	1	1	1	1	1
③実績	人数	1,928	2,643	2,001	3,049	2,498
	内訳	おとな	960	1,317	998	1,435
		こども	968	1,326	1,003	1,614
	施設	1	1	1	1	1

【評価と課題】

地域子育て支援拠点として、すみれこども園内の「子育て交流室あいあい」1か所で事業を実施しており、利用者数は約2,000人前後で推移しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行から、拠点を閉鎖した期間があったり、利用を控えられたりしたことも影響し利用者は減少しましたが、令和5年度以降は、以前の利用者人数に戻りつつあります。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行した影響もあり、参加人数は増えています。5類への移行以降も、引き続き感染予防対策をしながら実施しています。また、5年度は4～6組の双子世帯の利用により大幅に増えましたが、6年度はその全ての世帯が保育施設に入園したため利用者が減っています。

アンケートからは利用者からの満足度が高い結果となりましたが、今後も継続してサービスを提供できる体制を確保し、相談・助言など対応の質・利便性の向上に努める必要があります。

< 量の見込みについて >

※地域子育て支援拠点事業以外の地域の子育て支援事業（各保育施設が実施する事業）も含まれていますが、実績値は、地域子育て支援拠点事業の利用人数のみを計上しています。

（参考）利用者の推移 ※町外者（保護者が南部町出身の親子）の利用を含む。

年度	利用者数(人)	開所日数(日)	一日平均利用(人)
令和2年度	1,928	225 日	8.57
令和3年度	2,643	239 日	11.06
令和4年度	2,001	233 日	8.59
令和5年度	3,049	241 日	12.65
令和6年度	2,498	242 日	10.32

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」と「検査計測、保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する事業を行っています。

(延利用回数)		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①量の見込み	回数	728	700	686	658	644
②確保内容	回数	728 (14 回/人)	700 (14 回/人)	686 (14 回/人)	658 (14 回/人)	644 (14 回/人)
③実績	回数	597	509	494	495	486

※多胎妊婦の場合は、別に5回

【評価と課題】

町内には、妊婦健診を実施する医療機関がありませんので、県内と一部県外の施設で受診された回数（14回まで）の助成をしています。妊産婦の減少により件数は減少傾向にありますが、安心して出産できる環境づくりのために、継続して実施する必要があります。

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業を行っています。

（対象訪問件数）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	件	52	50	49	47	46
②確保内容	件	52	50	49	47	46
③実績	件	50	47	42	42	38

【評価と課題】

基本的には、すべての出生児童を対象に訪問を行っています。出生数の減少により訪問件数は減少傾向にあります。今後も安心して妊娠・出産できる環境を整えるとともに、妊娠期からの一貫した健康管理を推進していく必要があります。

⑤養育支援訪問事業（その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業）

出産間もない時期や様々な養育で困難になっている家庭に対して、保健師等が訪問し、育児に関する技術指導、養育者の精神的サポートを行うことにより、養育上の諸問題の解決や軽減を図るとともに、家庭において安定した養育が可能となるよう支援する事業を行っています。

（対象訪問件数）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	件	4	4	4	4	4
②確保内容	件	4	4	4	4	4
③実績	件	1	2	0	1	0

【評価と課題】

保護者に訪問支援の必要性を確認し、要保護児童対策地域協議会のケース検討を経て、派遣の可否を決定し、保健師、助産師、保育士等が実施しています。対象家庭が少ないため訪問件数は数件に留まっています。引き続き、関係機関との連携強化を図り、児童虐待の未然防止につなげる必要があります。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童等について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業）を行っています。

（延利用者数・か所数）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	人数	2	2	2	2	2
	施設	1	1	2	2	3

②確保内容	人数	2	2	2	2	2
	施設	1	1	2	2	3
③実績	人数	0	0	0	2	0
	施設	1	1	2	2	3

【評価と課題】

町外の児童養護施設 2 か所で受入可能な体制としていましたが、令和 6 年度から 3 か所となりました。相談は少なく利用実績はない状態が続いていましたが、令和 5 年度に実績が 2 件ありました。保護者による養育が困難なときにこどもを一時的に預かる事業であるため、引き続き、受入れ可能な体制を確保することが必要です。

⑦ファミリー・サポート・センター事業

育児等の援助を受けたい人と協力したい人が会員となって、一時的に有償でこどもを預かる援助活動に関する連絡、調整を行う事業を行っています。

(延利用者数・か所数)		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①量の見込み	人数	20	25	30	35	40
	施設	1	1	1	1	1
②確保内容	人数	20	25	30	35	40
	施設	1	1	1	1	1
③実績	人数	2	0	0	12	14
	実数	2	0	0	6	4
	施設	1	1	1	1	1

【評価と課題】

令和元年度に南部町社会福祉協議会の委託から子育て支援課の直営に変更、令和 5 年度からは利用料を無料とし、利用場所についても、子育て支援拠点を利用可能とするなど利用しやすい環境を整えました。その結果、令和 5 年度からの利用実績が伸びています。

本事業は、保育園等のように常時利用するものではなく、他の子育て支援サービスの隙間を埋めるものではありませんが、アンケートでは一定のニーズが見込まれることから、援助会員の高齢化による退会者が増えてきている状況を踏まえ、新たな援助会員の確保に取り組む必要があります。

(参考)

活動実績の推移（各年度の 3 月現在の会員数）

年度	合計	会員数(人)			活動実績(件)
		依頼会員	援助会員	両方会員	
令和 2 年度	64	39	22	3	2
令和 3 年度	61	35	23	3	0
令和 4 年度	58	32	23	3	0
令和 5 年度	58	44	14	0	12
令和 6 年度	58	44	14	0	14

⑧一時預かり事業

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を保育園等で一時的に預かる事業を行っています。保護者が就労や病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、学校・地域行事やボランティアへ参加する場合や、リフレッシュをしたいときなどにも対応しています。

(延利用者数・か所数)		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①量の見込み	人数	360	360	360	360	360
	施設	1	1	1	1	1
②確保内容	人数	360	360	360	360	360
	施設	1	1	1	1	1
③実績	人数	351	244	238	432	432
	実数	69	45	54	85	70
	施設	1	1	1	1	1

【評価と課題】

すみれこども園の1か所で実施しています。低年齢からの入所が増え、在宅児が減少傾向にありますが、一定のニーズがあります。利用実績も年度により増減が見られますが、令和5年度が大幅に増加しました。今後も保護者のニーズ量を的確に把握し、これに応えられるよう保育体制の確保や、保育施設との連携を図ることが必要です。

⑨延長保育事業

通常保育時間外に保育時間を延長して保育を実施する事業を実施しています。

なお、保育標準時間の利用時間（7時30分～18時30分）と保育短時間の利用時間（8時30分～16時30分）を超える時間帯が対象となっています。

（施設数は「保育標準時間（保育短時間）」と表記）

(延利用者数・か所数)		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①量の見込み	人数	110	110	110	110	110
	施設	4(6)	4(6)	4(6)	4(6)	4(6)
②確保内容	人数	110	110	110	110	110
	施設	4(6)	4(6)	4(6)	4(6)	4(6)
③実績	実数	94	77	67	91	79
	施設	4(6)	4(6)	4(6)	4(6)	4(6)

【評価と課題】

保育標準時間の利用時間を超える時間帯の延長保育は町内保育施設4か所で、保育短時間の利用時間を超える時間帯の延長保育は町内保育施設6か所で実施しています。実績は減少傾向にありますが、一定のニーズがあり対応しています。アンケートでも一定のニーズがあることから、引き続き、対応が必要です。

⑩病児・病後児保育事業

病気等により保育園等へ通うことができず、保護者の就労等により家庭で保育を行えない場合に、病院等の施設等において一時的に保育を行う事業を実施しています。

実績は全体的に年々増加傾向にあります。

(延利用者数・か所数)		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①量の見込み	人数	400	400	400	400	400
	施設	4	4	4	4	4
②確保内容	人数	400	400	400	400	400
	施設	4	4	4	4	4
③実績	人数	106	168	179	191	165
ベアーズ		106	166	167	185	158
かるがも		0	0	0	3	4
ペンギンハウス		0	2	12	3	3
西伯病院		休所	休所	休所	休所	休所
実数		28	41	35	40	46
施設		4	4	4	4	4

【評価と課題】

町内 1 か所、町外 3 か所の計 4 か所で実施していますが、うち町内の施設は休所が続いており、アンケートでは町内施設でのニーズもあることから、運営の在り方について検討を行う必要があります。利用料を 1,000 円（利用料 2,500 円のうち 1,500 円を町で助成）とし、さらに減免制度（前年度の町民税非課税世帯等の方は 500 円）も実施しています。利用者は毎年増加傾向にあることから、今後も各施設と連携しながら、継続して実施するよう努めます。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、こどもたちの健全な育成を図る事業を実施しています。令和 4 年度までは 4 か所で実施していましたが、令和 5 年度から 3 か所で実施しています。

実利用者数・か所数		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①量の見込み	人数	160	157	153	148	146
	施設	4	4	4	3	3
②確保内容	人数	160	157	153	148	146
	施設	4	4	4	3	3
③利用実績	人数	139	128	132	130	124
	施設	4	4	4	3	3
④待機児童※	人数	0	0	0	0	2

※待機児童：毎年度 5/1 時点調査による

【評価と課題】

令和元年度からひまわり学級を法勝寺児童館で追加開設し、令和 4 年度末で東西町放課後児童クラブが閉所となっており、令和 5 年度から 3 か所で実施しています。利用登録児

童数は減少傾向でしたが、令和3年度から約130人程度で推移しています。今後も、保護者のニーズに対応できるよう、こどもの多様な居場所づくりを検討していきます。

○放課後児童クラブの概要（令和6年4月1日現在）

児童クラブ名	施設	定員	開所時間
あいみ児童クラブ	会見農村環境改善センター	68人	・月曜～金曜日 放課後～18:30 ・第1・3土曜日、長期休業中（春・夏・冬休み）8:00～18:30 ※日曜日、祝日、年末年始は休み
ひまわり学級	プラザ西伯	71人	
ひまわり学級（カラフル）	法勝寺児童館	67人	
合計		206人	

○放課後児童クラブ別利用登録児童の推移（各年度の3月現在の登録児童数）

児童クラブ名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
あいみ児童クラブ	45人	42人	39人	39人	34人
ひまわり学級	41人	38人	42人	47人	47人
ひまわり学級（カラフル）	35人	39人	41人	44人	43人
東西町放課後児童クラブ	18人	9人	10人	－	－
合計	139人	128人	132人	130人	124人

○放課後児童クラブ利用登録児童の内訳（各年度の3月現在の利用実績のある児童数）

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	か所数
令和2年度	35人	42人	26人	18人	13人	5人	139人	4か所
令和3年度	37人	31人	31人	15人	10人	4人	128人	4か所
令和4年度	38人	31人	29人	20人	9人	5人	132人	4か所
令和5年度	43人	33人	24人	19人	9人	2人	130人	3か所
令和6年度	46人	31人	21人	17人	7人	2人	124人	3か所

（参考）

【児童館の概要】

児童館名	開所時間	対 象
法勝寺児童館	月～土 8:30～18:00 ※祝日、年末年始を除く	南部町在住の18歳未満の子どもと保護者 ※未就学児の利用は保護者同伴
宮前児童館		

【児童館の利用状況】（各年度 3 月末現在）

○法勝寺児童館

各年度 3 月末実績	幼児	小学校 1～3 年	小学校 4～6 年	中学生	高校生	計	おとな	総計
令和 2 年度	531	5,795	2,437	443	18	9,224	1,329	10,553
令和 3 年度	649	7,214	1,968	179	15	10,025	1,272	11,297
令和 4 年度	696	5,037	2,093	412	7	8,245	2,968	11,213
令和 5 年度	478	7,295	1,984	425	8	10,190	1,934	12,124
令和 6 年度	384	5,890	2,365	340	24	9,003	2,742	11,745

○宮前児童館

各年度 3 月末実績	幼児	小学校 1～3 年	小学校 4～6 年	中学生	高校生	計	おとな	総計
令和 2 年度	32	2,055	1,644	38	14	3,783	1,789	5,572
令和 3 年度	89	3,357	2,367	128	119	6,069	2,320	8,380
令和 4 年度	42	3,093	2,431	817	39	6,422	2,403	8,825
令和 5 年度	39	3,928	2,202	285	40	6,494	2,633	9,127
令和 6 年度	53	3,883	3,481	435	14	7,866	2,950	10,816

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である保護者のこどもが保育園等に支払うべき実費徴収額に対して、市町村がその一部を補助する事業です。

【評価と課題】

国の動向や他自治体の状況を見ながら検討していますが、実施には至っていません。

【参考】※鳥取県の状況（令和 6 年度）・・・実施自治体は鳥取市の 1 市

⑬多様な主体の参入促進事業（多様な事業者の参入促進・能力開発事業）

新たに事業に参入しようとする施設や事業者への実施支援、相談助言、連携施設の斡旋等を行う事業です。

【評価と課題】

町内の事業の需給状況を把握しながら検討していますが、実施には至っていません。

【参考】※鳥取県の状況（令和 6 年度）・・・実施自治体は無し。

(参考)

○小中学校の児童生徒数の推移（各年度 5 月 1 日現在）

児童生徒数は、令和 2 年度と令和 6 年度を比較すると、全校で 89 人減少しました。

○学校別

学校名	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
西伯小学校	323 人	315 人	300 人	301 人	300 人
会見小学校	175 人	173 人	164 人	166 人	149 人
会見第二小学校	17 人	16 人	17 人	17 人	17 人
小学校計	515 人	504 人	481 人	484 人	466 人
法勝寺中学校	192 人	168 人	160 人	169 人	168 人
南部中学校	113 人	97 人	90 人	84 人	97 人
中学校計	305 人	265 人	250 人	253 人	265 人
合計	820 人	769 人	731 人	737 人	731 人

○学年別

学年		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
小学校	1 年生	71 人	75 人	74 人	82 人	79 人
	2 年生	87 人	71 人	75 人	74 人	83 人
	3 年生	98 人	84 人	73 人	76 人	71 人
	4 年生	79 人	98 人	83 人	74 人	75 人
	5 年生	97 人	80 人	96 人	84 人	73 人
	6 年生	83 人	96 人	80 人	94 人	85 人
	計	515 人	504 人	481 人	484 人	466 人
中学校	1 年生	77 人	81 人	94 人	78 人	92 人
	2 年生	108 人	76 人	82 人	94 人	79 人
	3 年生	120 人	108 人	74 人	81 人	94 人
	計	305 人	265 人	250 人	253 人	265 人
合計		820 人	769 人	731 人	737 人	731 人

※鳥取県ホームページ教育委員会統計・資料（学校便覧）より

3. アンケート結果の概要と方向性

本計画策定の基礎資料として、対象となるお子さんの保護者の状況や、今後の利用希望・意見、こどもの意識・意見等を把握するために、以下のアンケート調査を実施し、今後の方向性についてまとめました。

①子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート

(1) 調査の概要

- 目的：保護者の就労状況やサービス利用の実態、今後の利用希望、子育てに関する意識や意見を把握し、今後の施策の基礎資料とする。
- 期間：令和6年4月
- 対象：町内在住の0歳～年長児（広域入所等含む）を養育する260世帯（児童数342人）
- ※前回調査：（期間）平成31年3月、（対象）351世帯（児童数489人）

(2) 回収結果

対象世帯	対象件数	回答件数	回答率
南部中学校区	85(116)	53(57)	62.4%(49.1%)
法勝寺中学校区	171(232)	82(104)	48.0%(44.8%)
町外(広域入所等)	4(3)	3(1)	75.0%(33.3%)
合計	260(351)	138(162)	53.1%(46.2%)

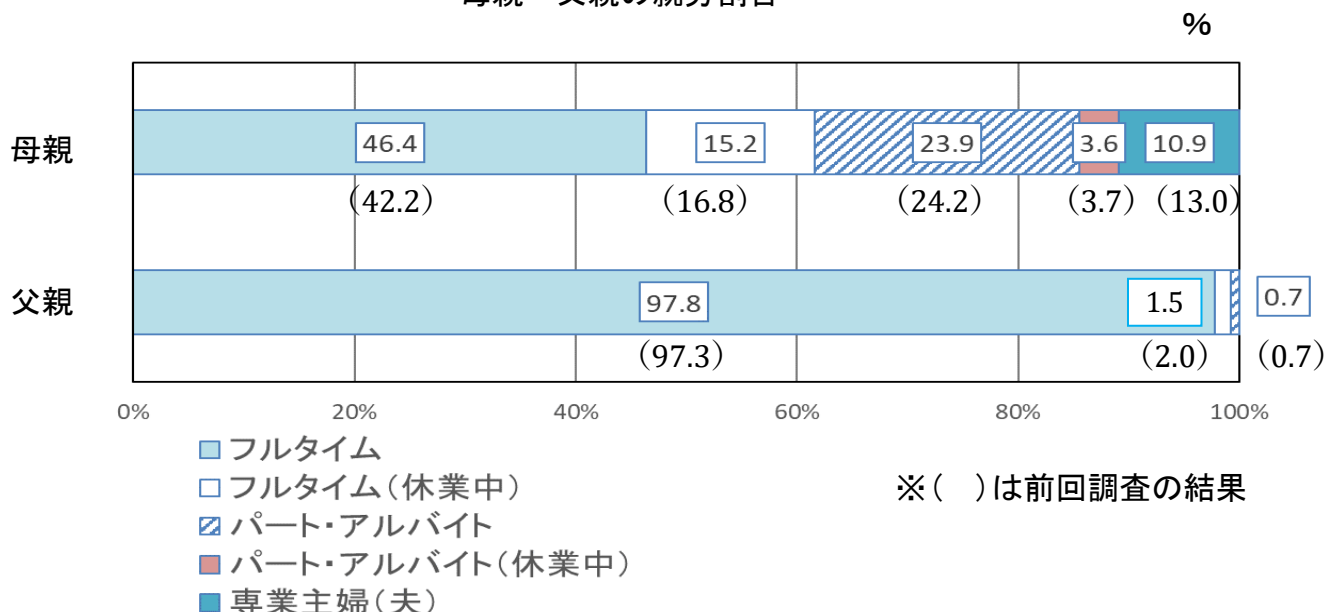
※（ ）は前回調査の結果

(3) 主な調査結果

○母親・父親の就労状況

母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が前回の調査ではそれぞれ42.2%、24.2%でしたが、今回の調査ではそれぞれ4.2ポイント、0.3ポイント増加し、それぞれ46.4%、23.9%となっています。一方、「専業主婦（夫）」が前回13.0%でしたが、今回の調査では2.1ポイント減少し、10.9%となっていることから、子育てしながら働く傾向が高まっていることが伺えます。

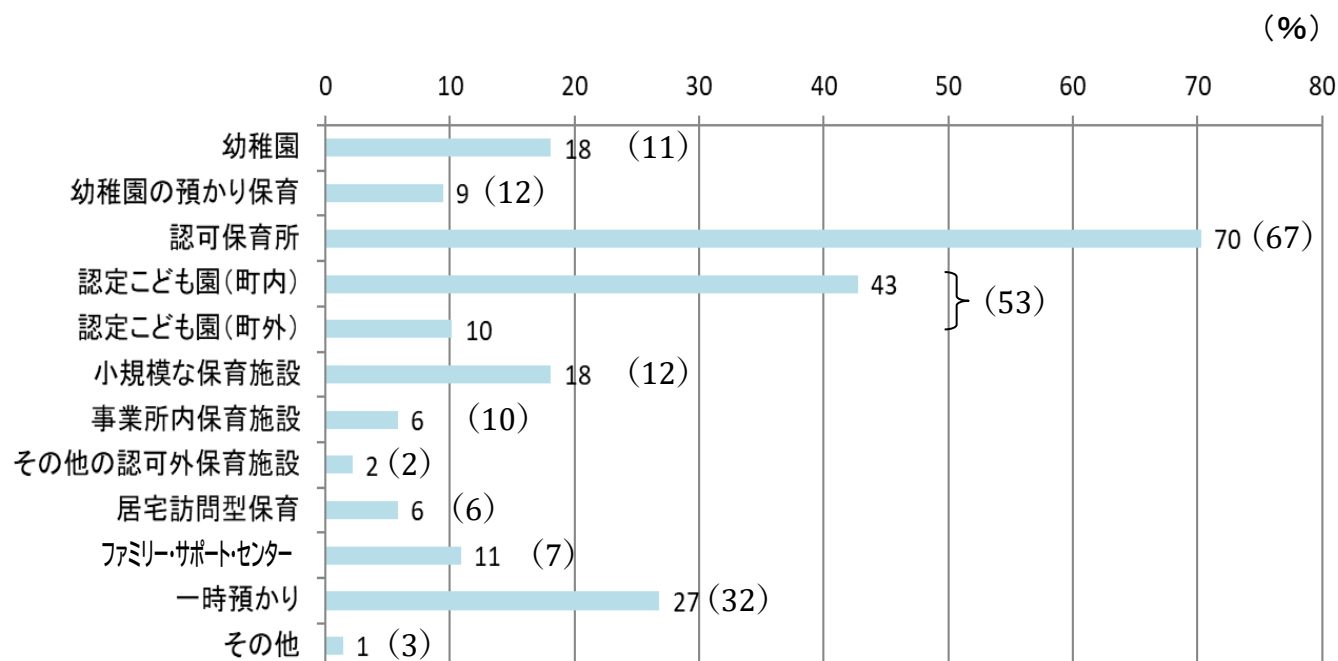
母親・父親の就労割合



○定期的に利用したい教育・保育事業（複数回答）

利用したい事業は、認可保育所が70%と最も高く、次いで認定こども園（町内・町外の合計）が53%となっています。前回の調査に比べ、「認定こども園」（町内・町外の合計）が同率ですが、「幼稚園」「認可保育所」「小規模な保育施設」がそれぞれ7ポイント、3ポイント、6ポイント増加しています。

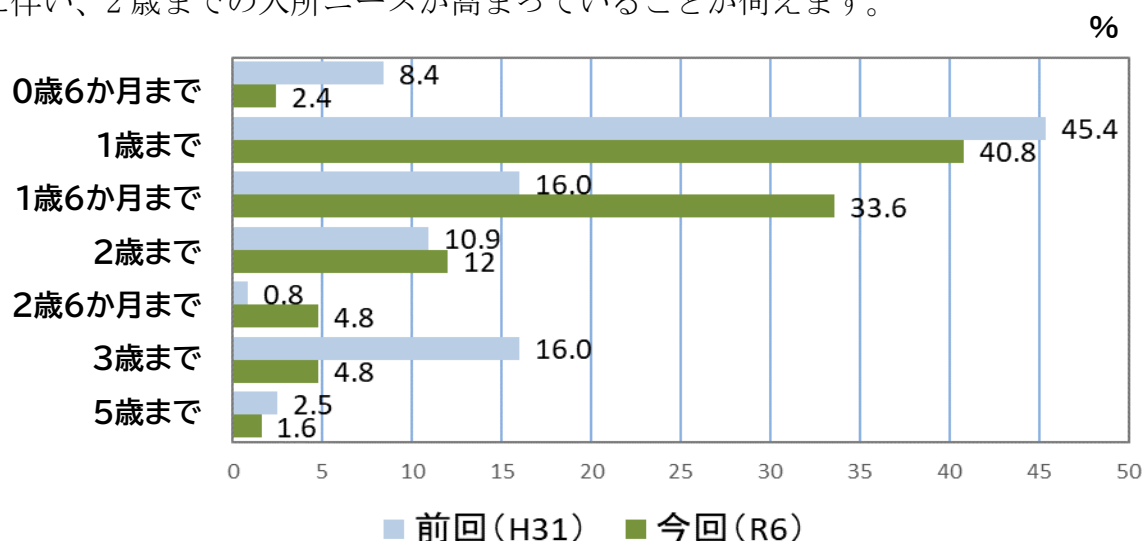
保護者の就労の拡大に伴い、入所ニーズが高まっていることが伺えます。



※()は前回調査の結果

○平日の教育・保育事業（保育園など）に入園を希望する年齢（回答者のみ）

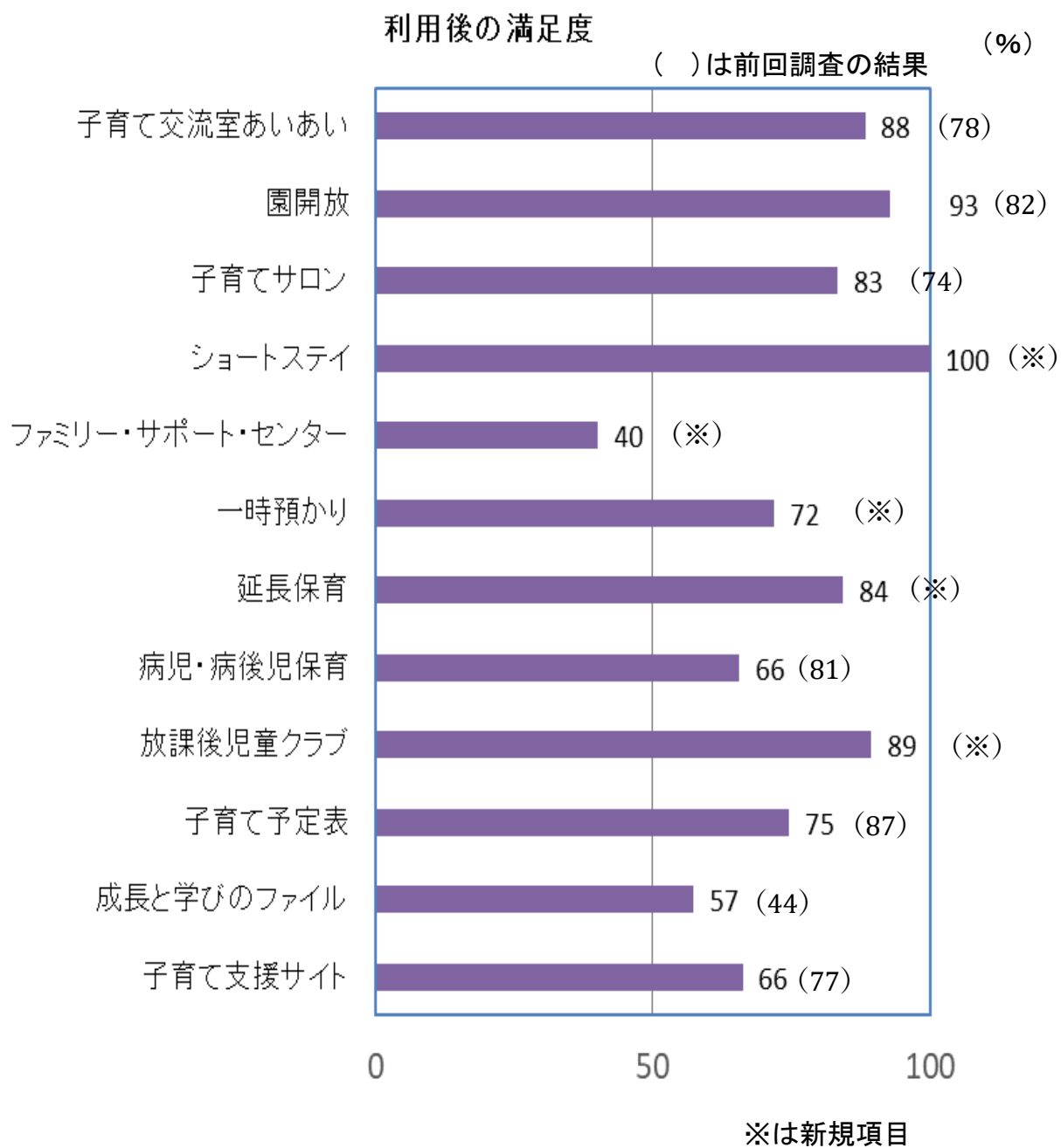
お子さんを幼稚園や保育園などに入園・入所させたい時期は、1歳までが45.4%と最も高くなっています。また、前回の調査に比べ、「1歳6か月まで」が17.6ポイント増加しています。一方、「3歳まで」が11.2ポイント減少しています。これは保護者の就労の拡大に伴い、2歳までの入所ニーズが高まっていることが伺えます。



○地域のこども・子育て支援事業の満足度

「利用経験あり」を選択した保護者の8割以上が「子育て交流室あいあい」「園開放」「子育てサロン」「ショートステイ」「延長保育」「放課後児童クラブ」を「利用しやすい（満足している）」と回答しています。

一方、「ファミリー・サポート・センター」を選択した保護者の4割が「利用しやすい（満足している）」と選択していますので、満足度を高めるよう改善していきます。

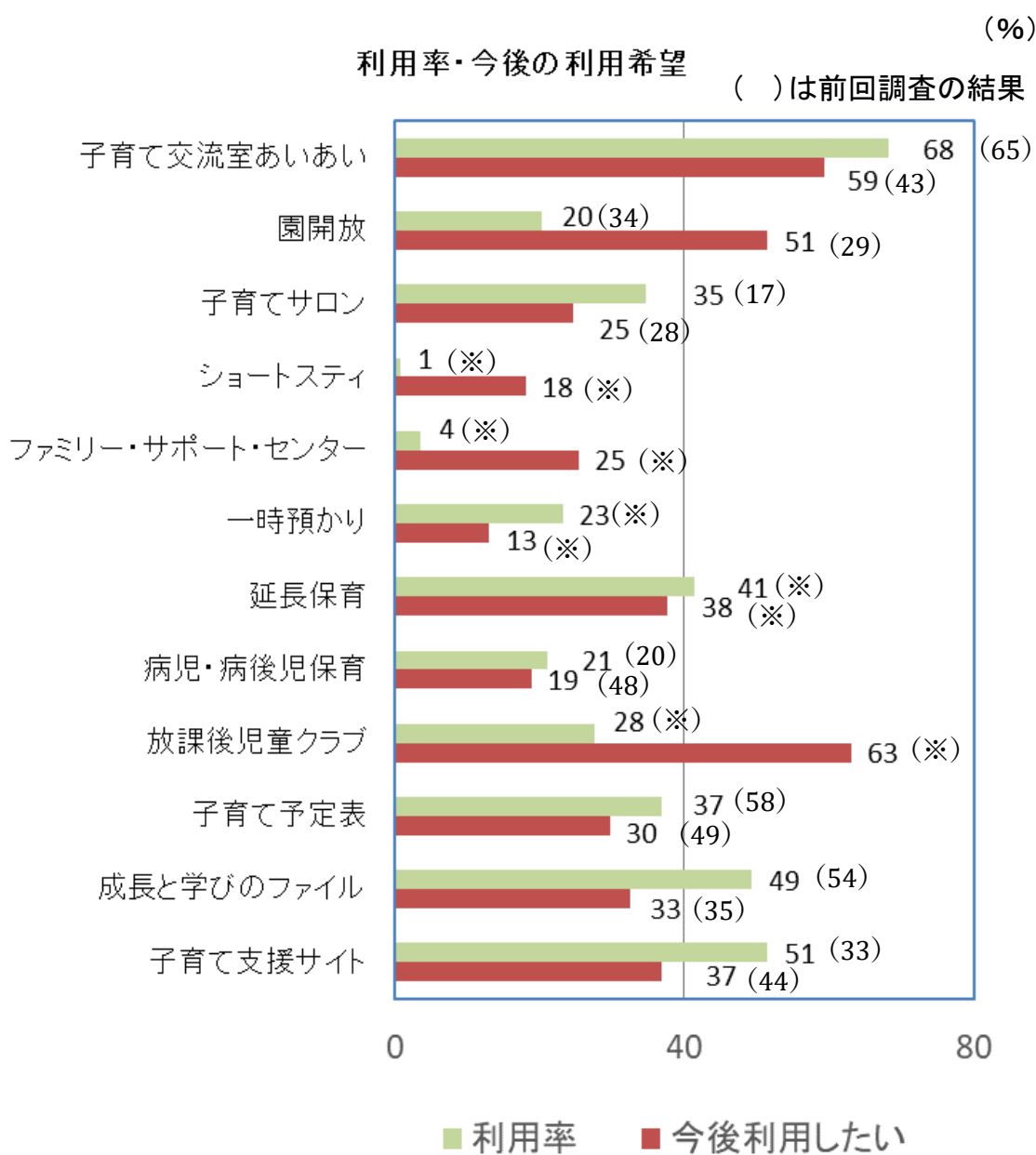


○地域の子育て支援事業の利用者・利用希望

「これまでに利用したことがある」と回答した地域の子育て支援事業は、前回の調査に比べ、「子育て交流室あいあい」「子育てサロン」「子育て支援サイトほっぷすてっぷななぶ」がそれぞれ3ポイント、18ポイント、18ポイント増加しています。

「今後利用したい」と回答した地域の子育て支援事業は、前回の調査に比べ、「子育て交流室あいあい」「園開放」がそれぞれ16ポイント、22ポイント増加しています。

保護者のニーズが前回の調査から大きく伸びている「園開放」については、令和2年度から令和5年度の間、コロナ禍により事業中止となっていたため、令和6年度から再開しています。また、今回の調査結果でニーズの高かった「子育て交流室あいあい」「放課後児童クラブ」についても、さらに充実を図っていきます。



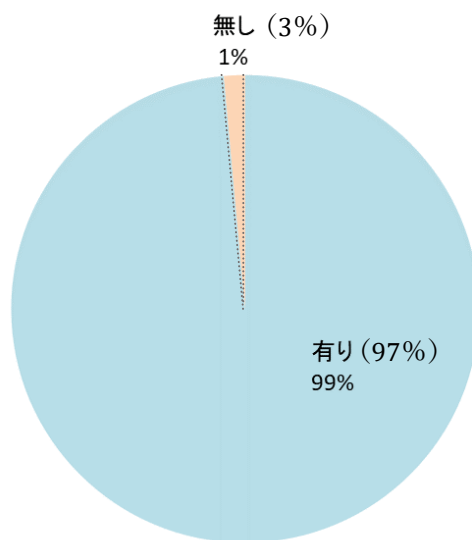
※は新規項目

○気軽に相談できる人や場所

気軽に相談できる人・場所については、前回の調査と比べ、「有り」が2ポイント増えて99%となっており、「無し」が2ポイント減って1%となっています。

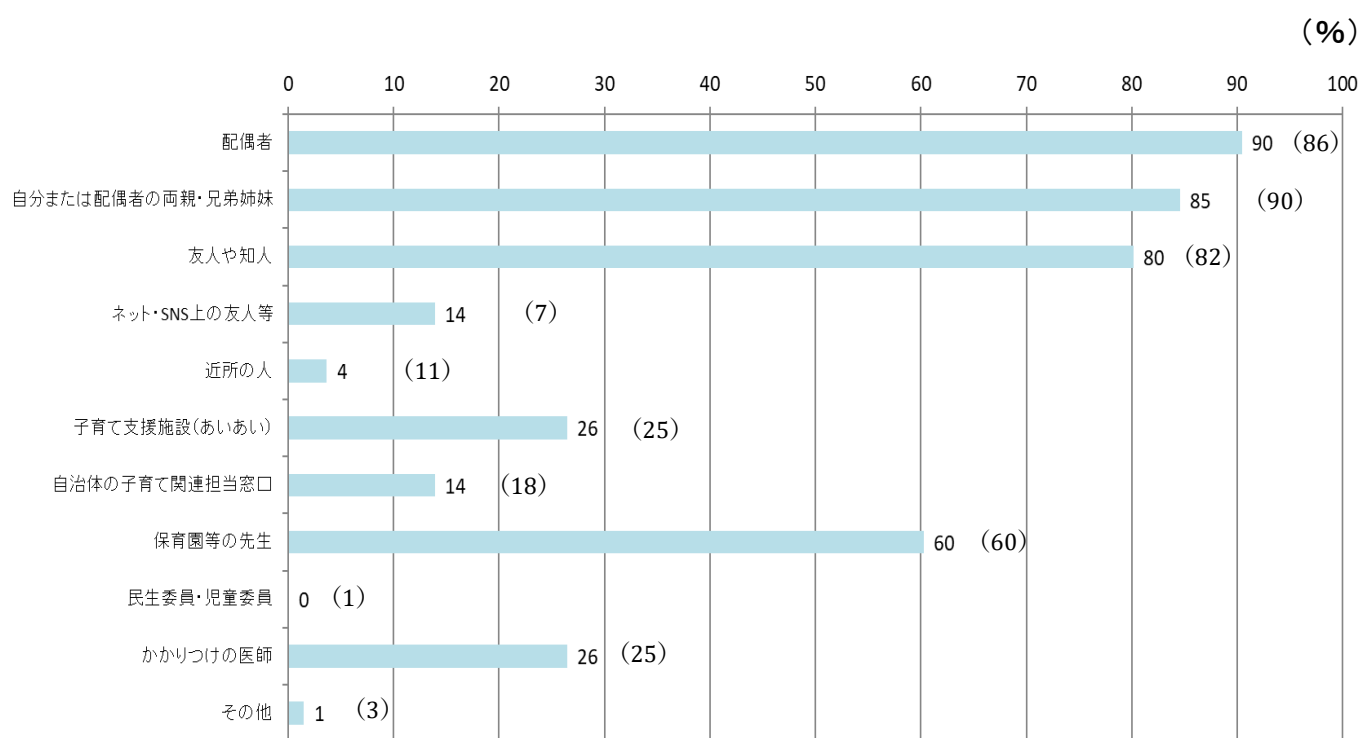
相談先は、前回の調査と比べ、「自分または配偶者の両親・兄弟姉妹」「友人や知人」「近所の人」がそれぞれ5ポイント、2ポイント、7ポイント減っています。一方で「配偶者」「ネット、SNS上の友人や知人」がそれぞれ4ポイント、7ポイント増加しています。このことから、気軽に相談できる相談先として、より身近な存在やスマートフォンの利用によるものが増えていることが伺えます。

また、自治体の子育て関連担当窓口が4ポイント減少しています。



※()は前回調査の結果

気軽に相談できる人や場所が「有り」と回答した人の相談先（複数回答あり）

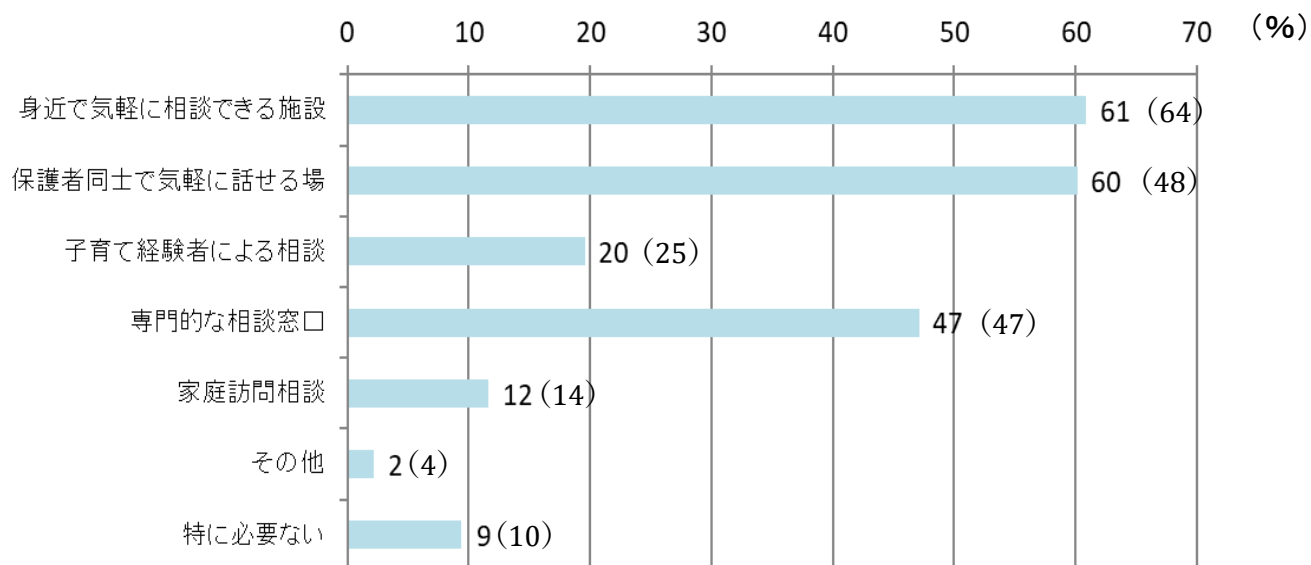


※()は前回調査の結果

○子育ての相談先・サポート環境の希望状況（複数回答あり）

子育ての相談先・サポート環境については、前回の調査と比べ、「身近で気軽に相談できる施設」「子育て経験者による子育て相談」「家庭に訪問して行う相談」が、それぞれ3ポイント、5ポイント、2ポイント減少しています。

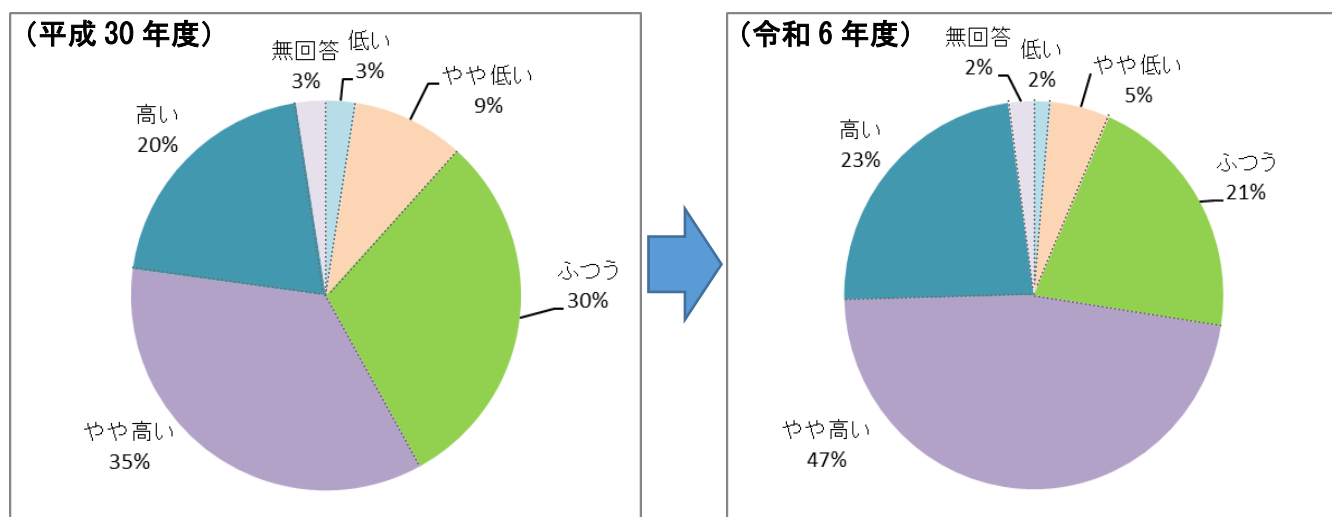
一方で、「子育て中の保護者同士で気軽に話せる場」が12ポイント増加し、ニーズが高くなっていることから、子育て中の方が自由に集まることができ、親子で楽しく過ごせ、保護者同士で友達づくりなどができる「子育てサロン」を充実させていきます。



※（ ）は前回調査の結果

○子育て環境や支援に関する満足度

令和6年度の調査では、満足度が「高い」が23%、「やや高い」が47%、「ふつう」が21%、「やや低い」が5%、「低い」が2%となっており、平成30年度の調査と比較して、「やや高い」と「高い」の合計がそれぞれ55%、70%と15ポイント高くなっています。満足度の高い理由としては、子育て環境や支援についての意見（自由記述）から、紙おむつの無料進呈や誕生祝いの実施など町独自の子育て支援施策が充実している点について多くの方から高い評価を得たことが大きいことが伺えます。



子育て環境や支援についての意見

保育に関すること	・園での体制や対応について（8件） ・完全給食（主食の提供）について（5件） ・保育士不足について（3件） ・延長保育について（3件） ・希望園について（3件） ・保育料について（2件） ・行事の時期について（2件） ・統合保育所について（1件）
学童保育に関すること	・利用時間の延長について（3件） ・保育体制について（1件）
一時預かりに関すること	・予約枠について（5件）
病児・病後児保育に関すること	・町内での実施希望について（4件）
保健・医療に関すること	・町内での小児科増設について（1件）
子育て環境に関すること	・子育て支援拠点について（4件） ・子育てサロンについて（1件）
こどもの居場所に関すること	・身近にこどもが遊べる公園の確保について（15件） ・こどもが遊べる屋内施設の確保について（10件） ・その他（2件）
制度に関すること	・産前産後サポートの充実について（5件） ・経済的負担軽減の希望について（4件） ・ファミリー・サポート・センターについて（4件） ・誕生祝い事業について（3件） ・少子化対策全般について（2件） ・専門的な子育ての相談機関について（2件）
教育に関すること	・バス通学について（3件） ・臨時休校について（1件） ・1年生訪問について（1件）
情報提供に関すること	・情報提供の充実について（3件）

自由回答欄（回答内容の要約）

・紙オムツ支援、1歳3歳のお祝い事業がとても嬉しい。 ・あいあいや子育てサロンがあったおかげで心身ともに助かった。 ・子育てに対する支援が豊富であると感じている。 ・子育てサロンの回数を増やしてほしい。 ・いこい荘の遊具が新しくなりとても良い。 ・未満児を預けられる一時保育等をもっと増やしてほしい。 ・小学生が公園や屋内で遊べる場所をもっと増やしてほしい。 ・病児病後児保育が町内で利用できると助かる。 ・放課後児童クラブが小学校や保育園等に近い方がよい。 ・子育てに悩んでいる時に専門的な相談ができる所があると助かる。 ・保育園等の3歳以上にも、有料でもいいので完全給食（米飯提供）があるとよい。 ・布団のリースサービスや、おむつのサブスクがあるとよい。 など
--

②こども計画策定のためのアンケート

(1) 調査の概要

- 目的：こどもまんなか社会をめざすため、南部町のこどもの意識や意見を把握する。
小・中・高校生世代を対象にインターネットによるアンケート調査を実施し、今後の施策の基礎資料とする。（今回初調査）
- 期間：令和6年9月
- 対象：町内の小中学生～高校生世代（18歳未満）のこども（対象人数634人）
小学5年生～6年生 158人…町内の小学校に依頼（こどもがオンライン回答）
中学1年生～3年生 265人…町内の中学校に依頼（こどもがオンライン回答）
高校生世代（18歳未満）211人…個人へ郵送（こどもがオンライン回答）
※有効回答数＝n

(2) 回収結果

○回答率（世代別）

対象世帯		対象件数	回答件数	回答率（％）
全体	小学生	158	127	80.4
	中学生	265	230	86.8
	高校生世代	211	53	25.1
	合計	634	410	64.7

○構成比（地区別、世代別）

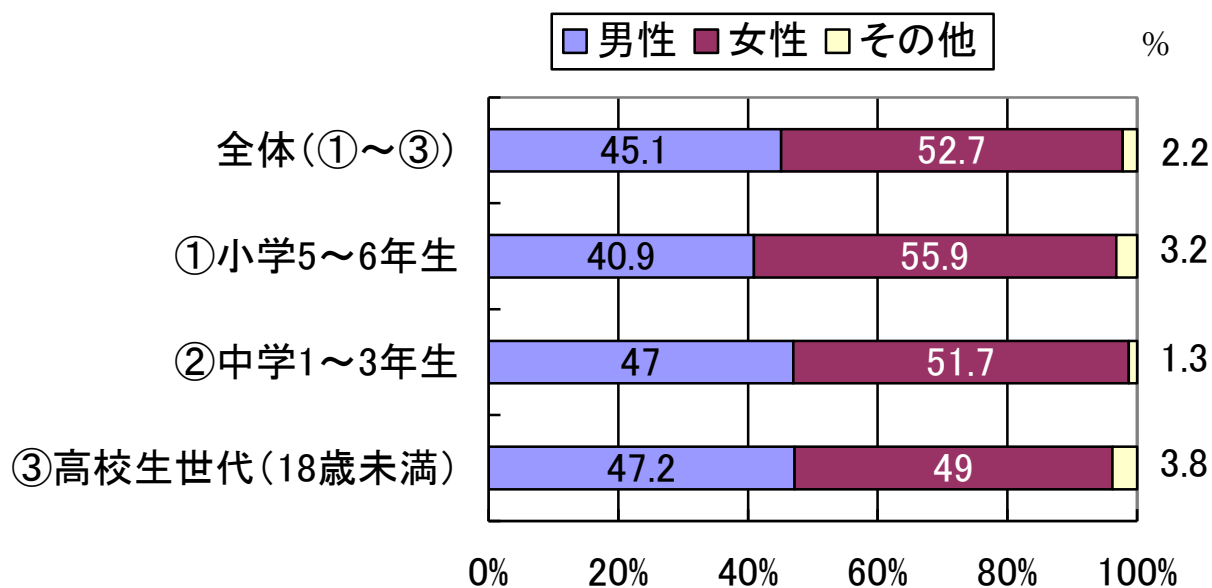
対象世帯		回答件数	地区別構成比（％）
会見地区	小学生	62	15.1
	中学生	87	21.2
	高校生世代	18	4.4
	小計	167	40.7
西伯地区	小学生	65	15.9
	中学生	143	34.9
	高校生世代	35	8.5
	小計	243	59.3
全体	小学生	127	31.0
	中学生	230	56.1
	高校生世代	53	12.9
	合計	410	100.0

○構成比（年齢別）

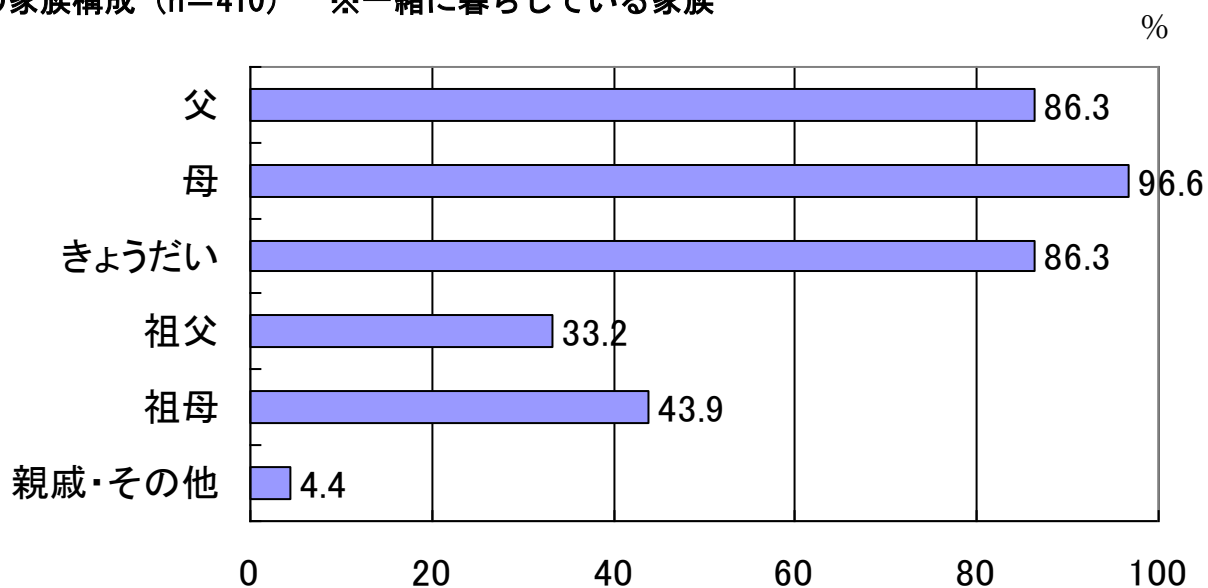
年齢（R6.9.1現在）	回答件数	年齢別構成比（％）
10歳（※1）	39	9.5
11歳	68	16.6
12歳	65	15.9
13歳	74	18.0
14歳	69	16.8
15歳	55	13.4
16歳	19	4.7
17歳	21	5.1
合計	410	100.0

（※1）10歳は小学5年生のみで小学4年生を除く。

○性別（設問）男性、女性、その他（どちらともいえない、わからない、言いたくない）
（n=410）

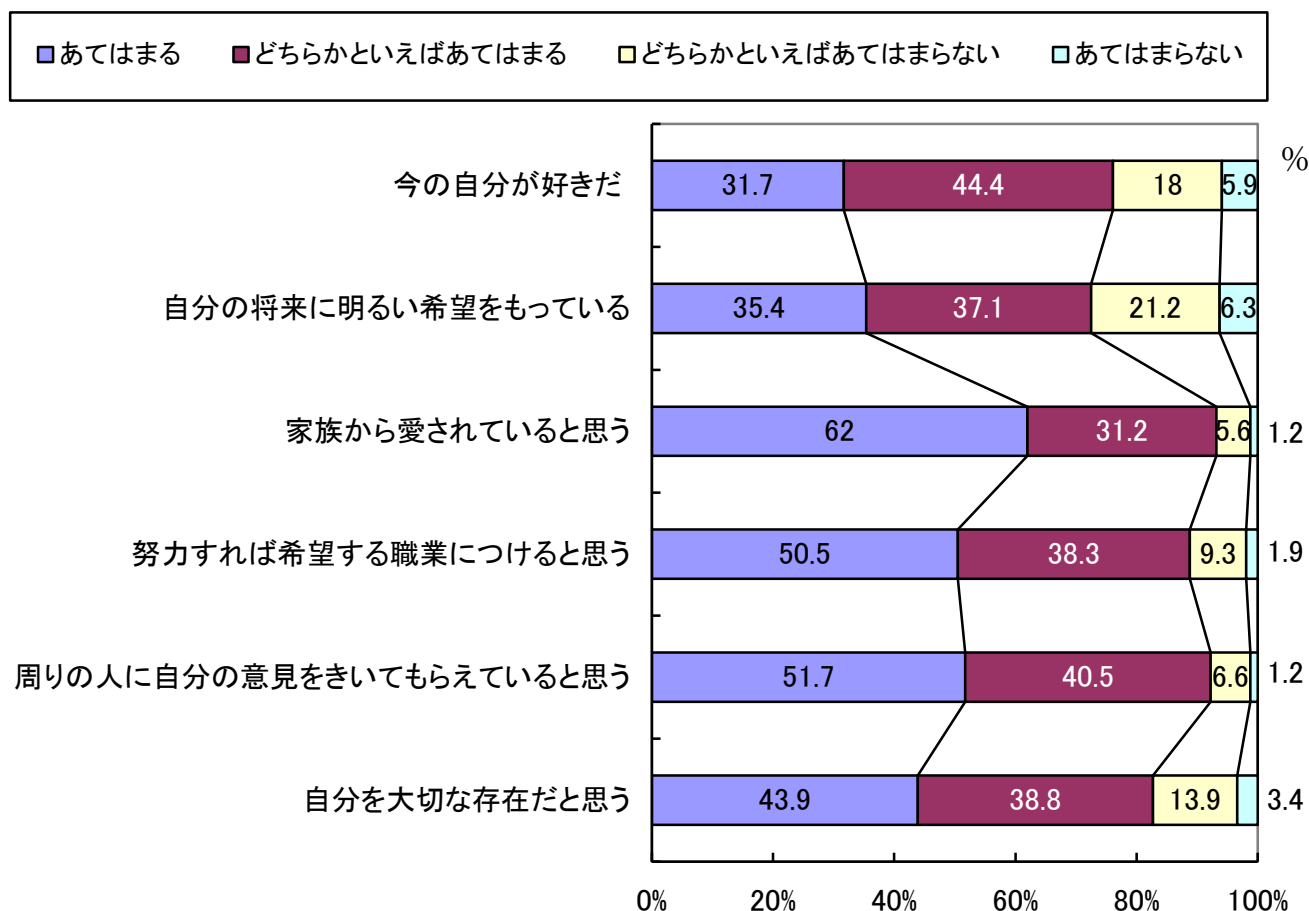


○家族構成（n=410） ※一緒に暮らしている家族



○あなた自身について、次のことがどのくらいあてはまりますか。（n=410）

- ・「家族から愛されていると思う」では「あてはまる」が62.0%、「どちらかといえばあてはまる」が31.2%となっており、この2つを合計した「あてはまる」が93.2%と高くなっています。
- ・次いで、「周りの人に自分の意見をきいてもらえていると思う」では「あてはまる」が51.7%、「どちらかといえばあてはまる」が40.5%となっており、この2つを合計した「あてはまる」が92.2%と高くなっています。



○今、悩んでいることや困っていることはありますか。

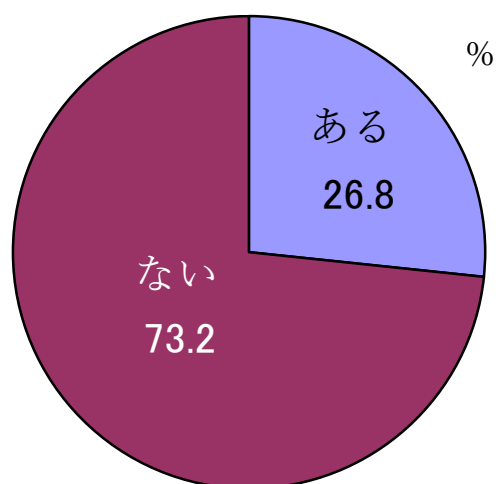
小学生（n=127）

中学生（n=230）

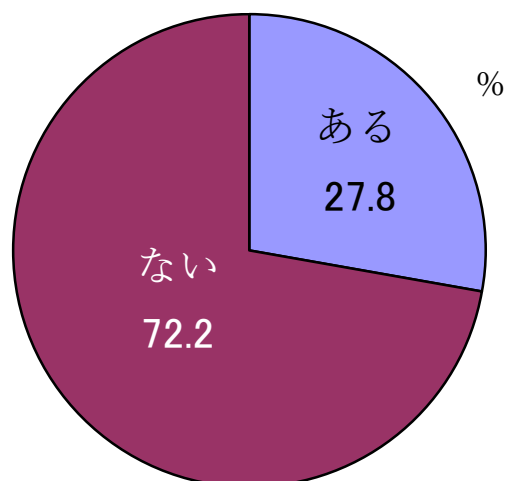
高校生年代（n=53）

- ・小学生では「ない」が73.2%となっており、約7割を占めています。一方で「ある」が26.8%となっており、約3割を占めています。
- ・中学生では「ない」が72.2%となっており、約7割を占めています。一方で「ある」が27.8%となっており、約3割を占めています。
- ・高校生年代（18歳未満）では「ない」が56.6%となっており、約6割を占めています。一方で「ある」が43.4%となっており、約4割を占めています。
- ・年代が上がるにつれて、悩みや困っていることが増えていくことが伺えます。

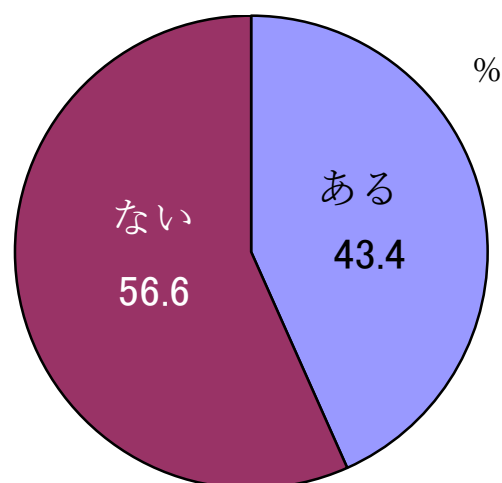
(小学生)



(中学生)



(高校生年代)



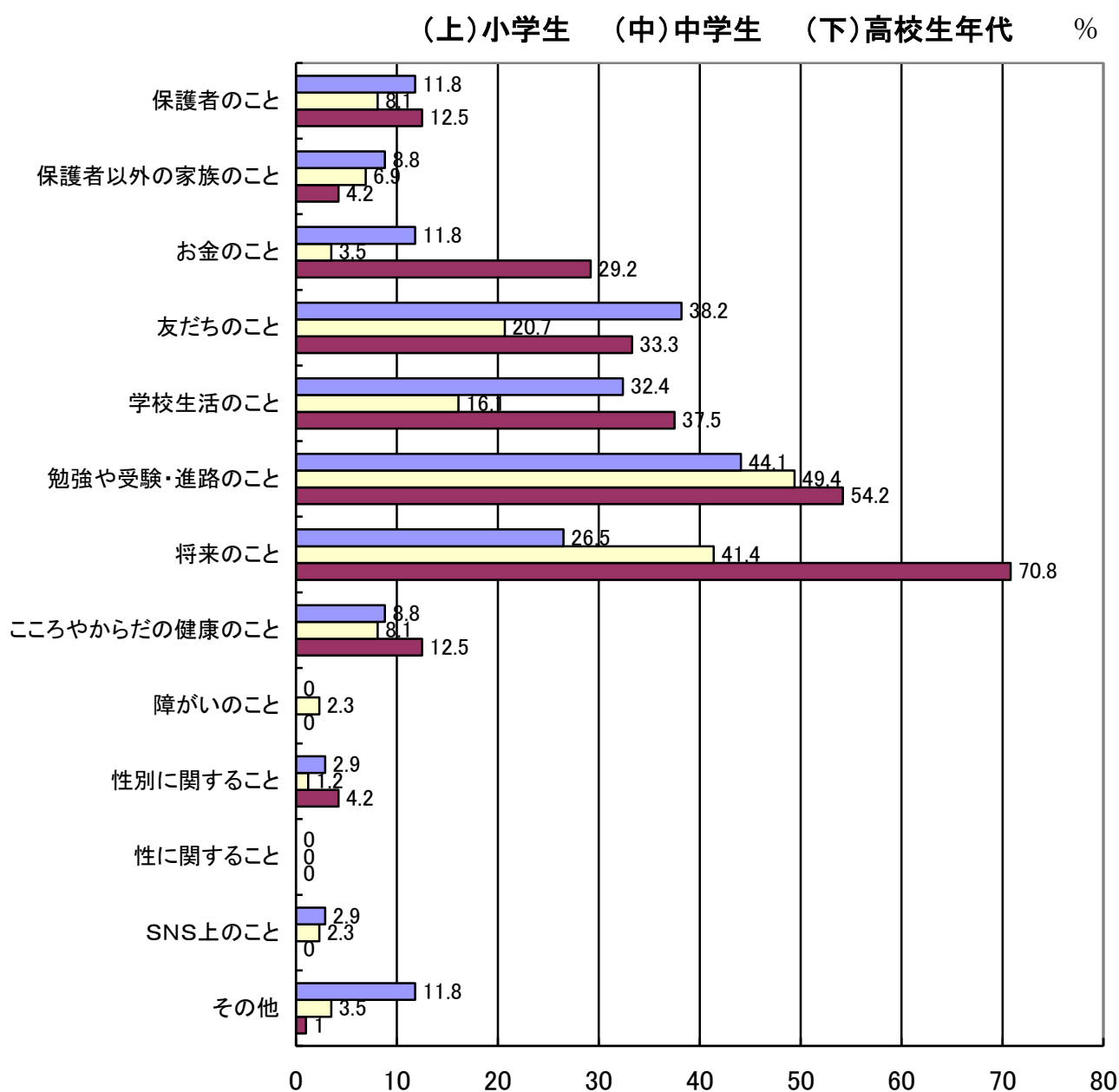
○前問で「ある」と答えた人だけお答えください。それはどんなことですか。あてはまるものをすべて選んでください。

小学生（n=34）

中学生（n=64）

高校生年代（n=23）

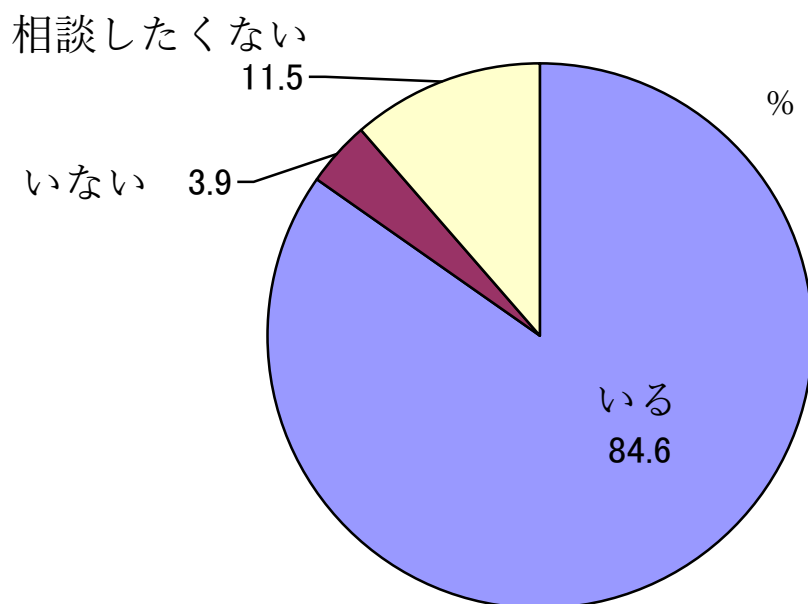
- ・小学生では「勉強や受験・進路のこと」が44.1%と最も高く、次いで「友だちのこと」が38.2%、「学校生活のこと」が32.4%となっています。
- ・中学生では「勉強や受験・進路のこと」が49.4%と最も高く、次いで「将来のこと」が41.4%、「友だちのこと」が20.7%となっています。
- ・高校生年代（18歳未満）では「将来のこと」が70.8%と最も高く、次いで「勉強や受験・進路のこと」が54.2%、「学校生活のこと」が37.5%となっています。



※その他：「部活のこと」など

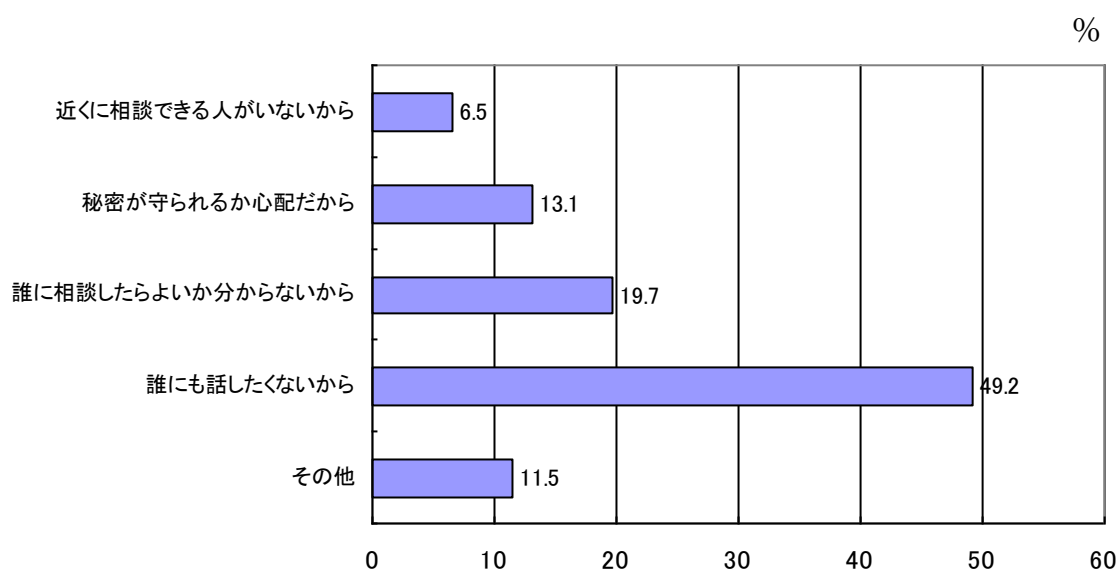
○困ったときに相談したり、悩みを話せる人がいますか。（n=410）

- ・「いる」が84.6%となっており、約8割を占めています。
- ・一方で、「いない」が3.9%、「相談したくない」が11.5%となっています。



○前問で「いない」または「相談したくない」と答えたのはなぜですか。（n=61）

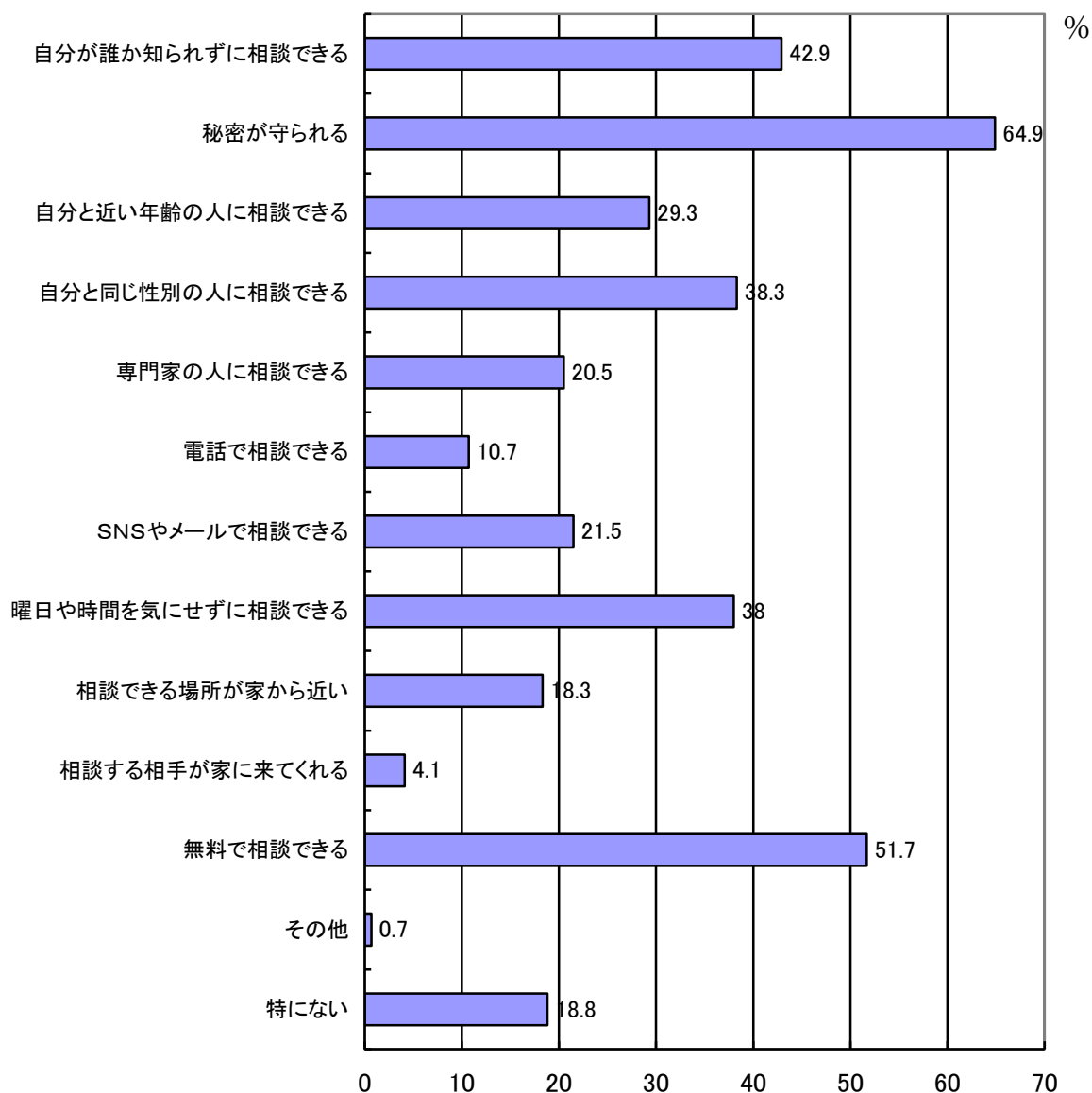
- ・「誰にも話したくないから」が49.2%と最も高く、次いで「誰に相談したらよいか分からないから」が19.7%となっています。



※その他：「きちんと聞いてくれるか分からないから」など

○困ったり悩んだりしたときに、どんな窓口なら相談しやすいですか。あてはまるものをすべて選んでください。（n=410）

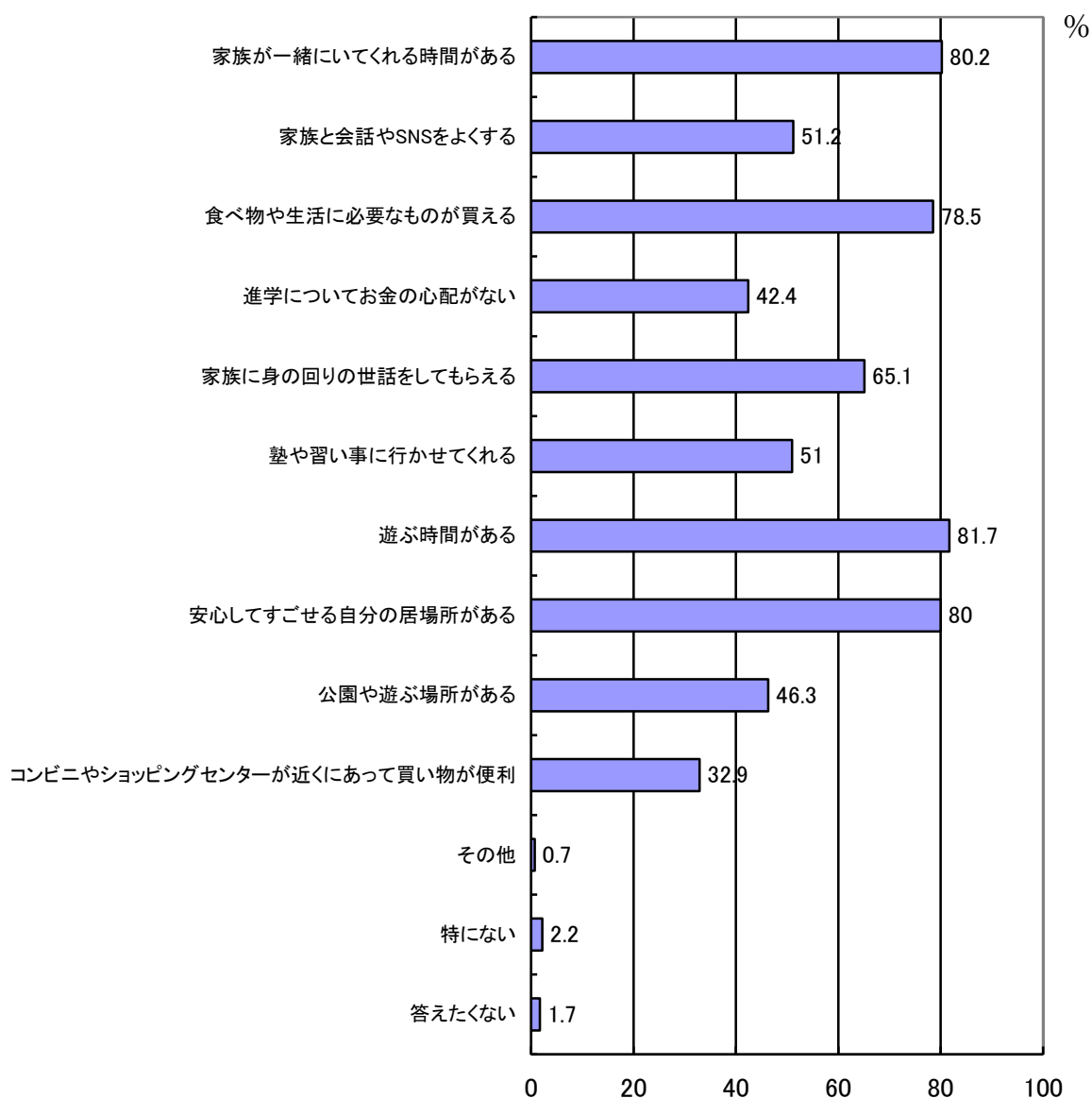
- ・「秘密が守られる」が64.9%と最も高く、次いで「無料で相談できる」が51.7%、「自分が誰か知られずに相談できる」が42.9%となっています。



※その他：「信用できる」など

○今の暮らしの中で、良いと思うことをすべて選んでください。（n=410）

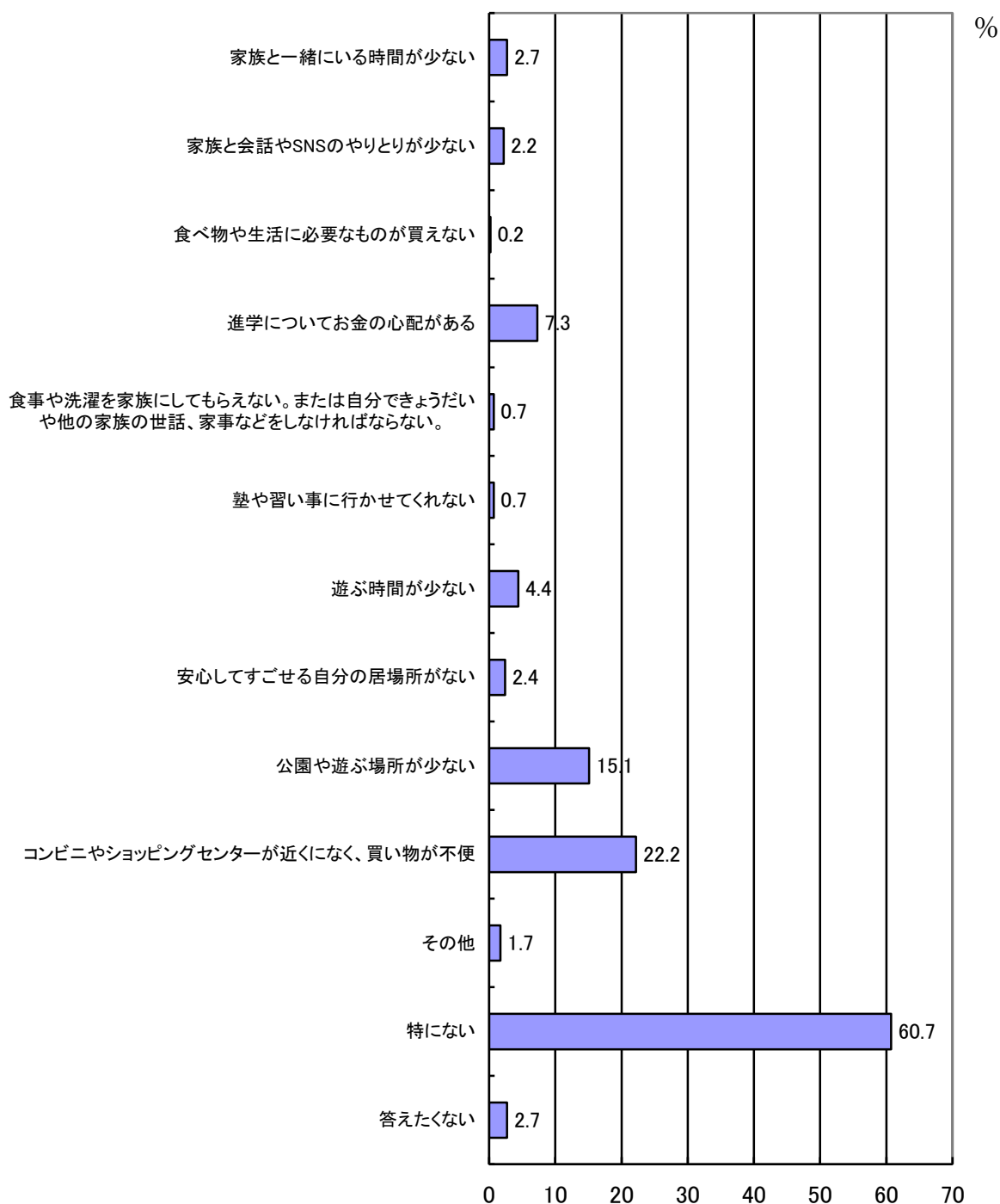
- ・「遊ぶ時間がある」が81.7%、「家族が一緒にいてくれる時間がある」が80.2%、「安心してすごせる自分の居場所がある」が80.0%、「食べ物や生活に必要なものが買える」が78.5%と高くなっています。



※その他：「自然の風景や虫の音」など

○今の暮らしの中で、不安や不満に感じていることをすべて選んでください。（n=410）

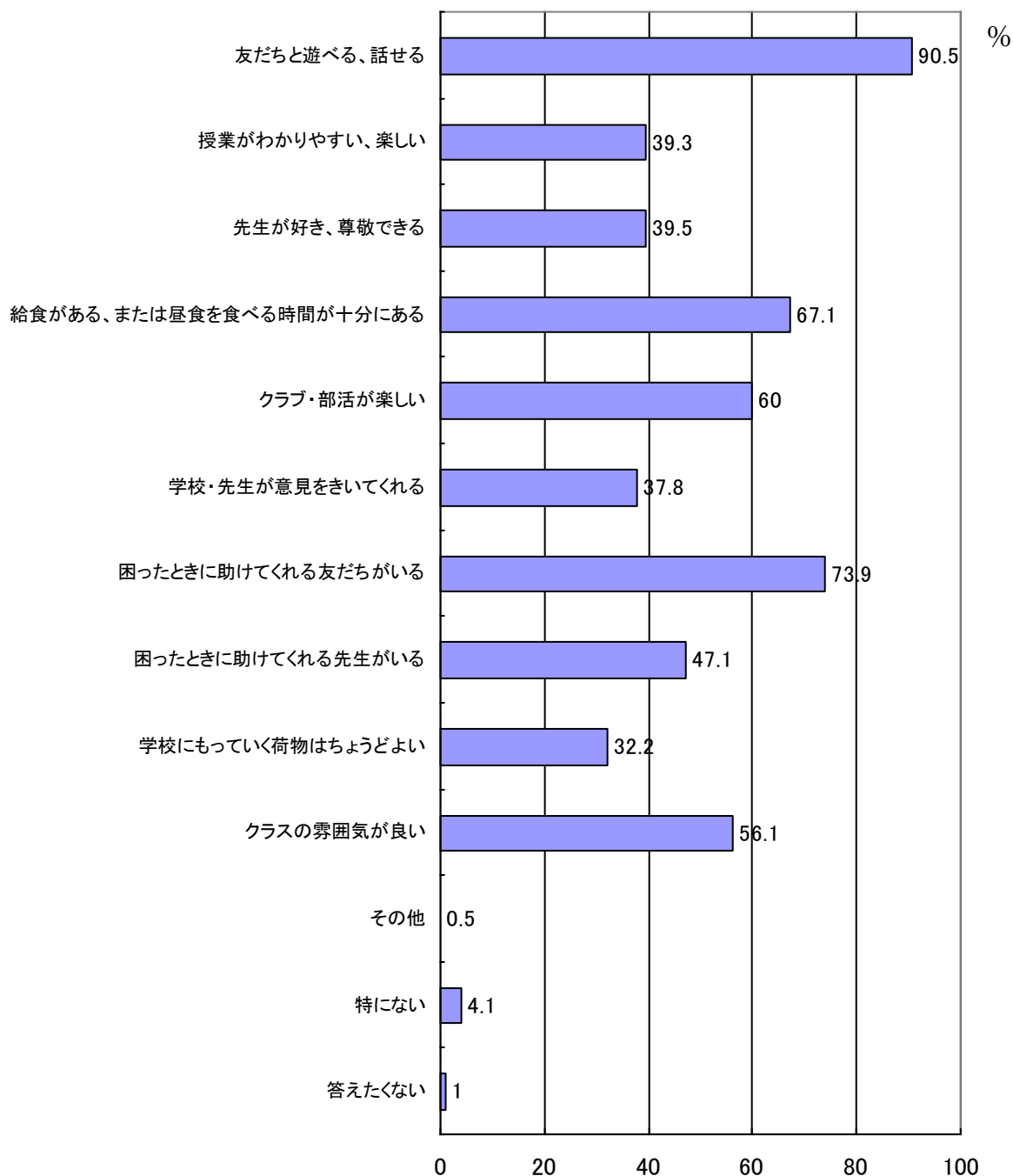
- ・「特にない」が60.7%と最も高く、次いで「コンビニやショッピングセンターが近くに
なく、買い物が不便」が22.2%、「公園や遊ぶ場所が少ない」が15.1%となってい
ます。



※その他：「街灯が少ない」など

○学校生活で、良いと思うことをすべて選んでください。（n=410）

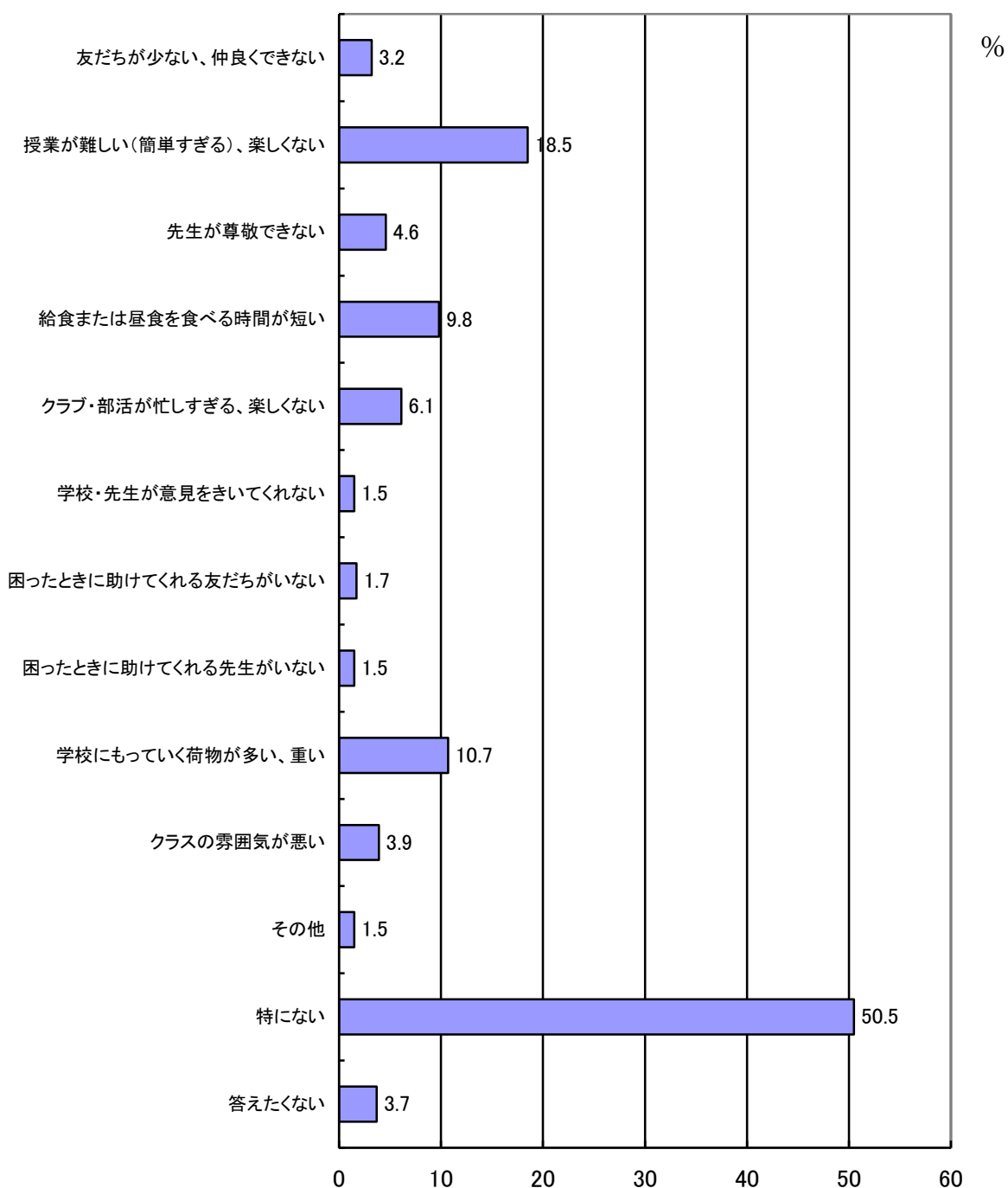
- ・「友だちと遊べる、話せる」が 90.5%と最も高く、次いで「困ったときに助けてくれる友だちがいる」が 73.9%、「給食がある、または昼食を食べる時間が十分にある」が 67.1%となっています。



※その他：「クロームブックが使える」など

○学校生活の中で、不安や不満に感じていることをすべて選んでください。（n=410）

- ・「特にない」が50.5%と最も高く、次いで「授業が難しい（簡単すぎる）、楽しくない」が18.5%、「学校にもっていく荷物が多い、重い」が10.7%となっています。

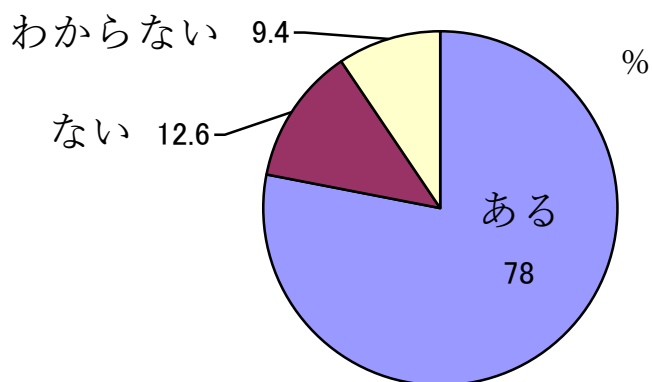


※その他：「学校が遠い」など

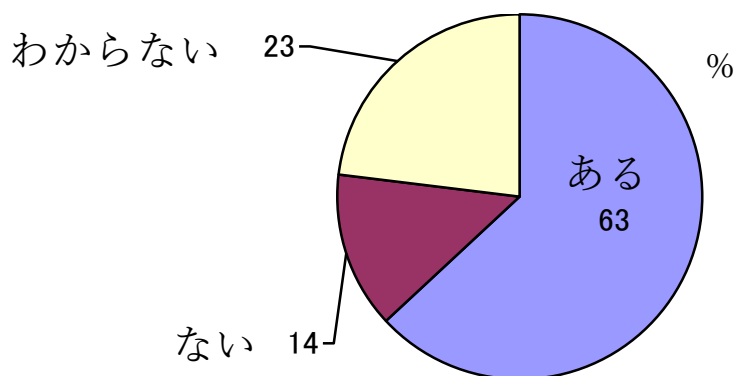
○希望する進路や将来の夢はありますか。

- ・小学生では「ある」が78.0%となっており、約8割を占めています。一方で、「ない」が12.6%、「わからない」が9.4%となっています。
- ・中学生では「ある」が63.0%となっており、約6割を占めています。一方で、「ない」が14.0%、「わからない」が23.0%となっています。
- ・高校生年代（18歳未満）では「ある」が81.1%となっており、約8割を占めています。一方で、「ない」が13.2%、「わからない」が5.7%となっています。

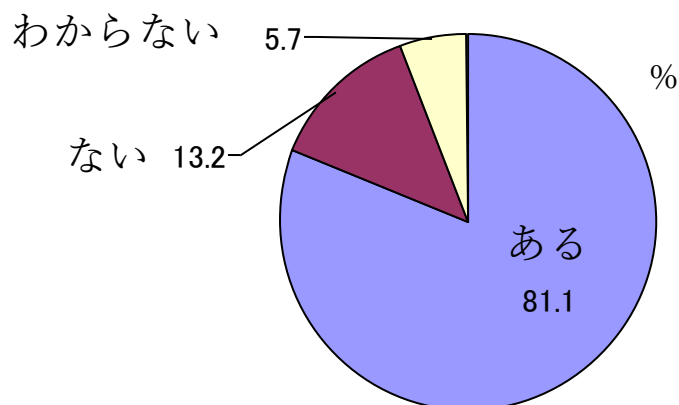
○小学生（n=127）



○中学生（n=230）

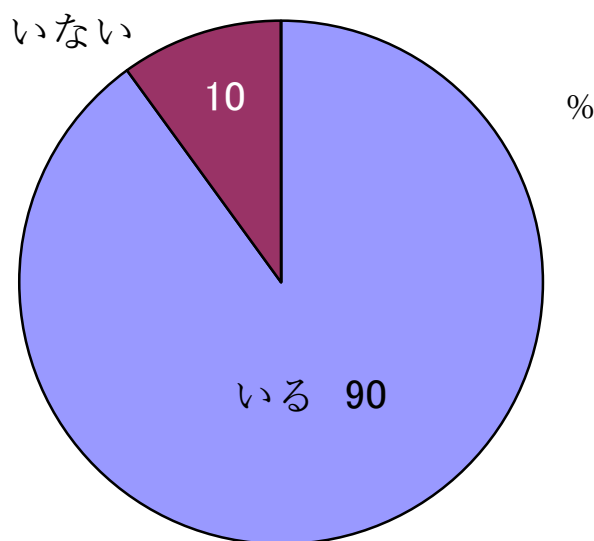


○高校生年代（n=53）



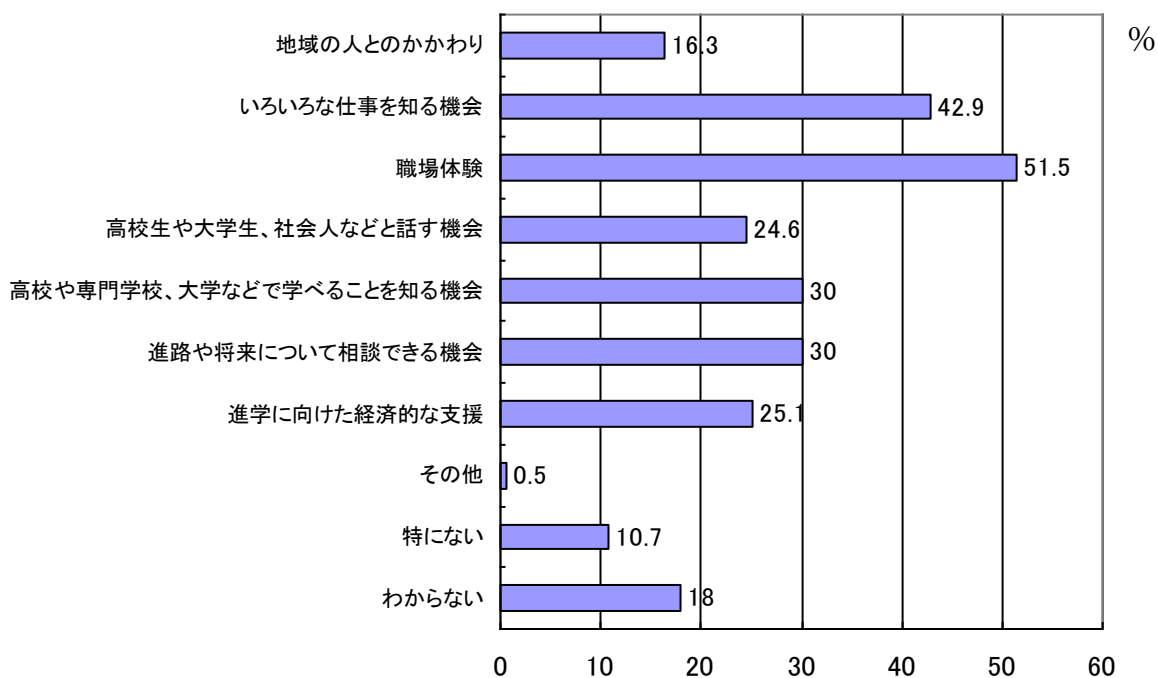
○進路や将来のことについて、話を聞いたり、相談したりできる人はいますか。(n=410)

- ・「いる」が90.0%となっており、9割を占めています。
- ・一方で、「いない」が10.0%となっています。



○どんなことがあれば進路や将来を考えやすいですか。あてはまるものをすべて選んでください。(n=410)

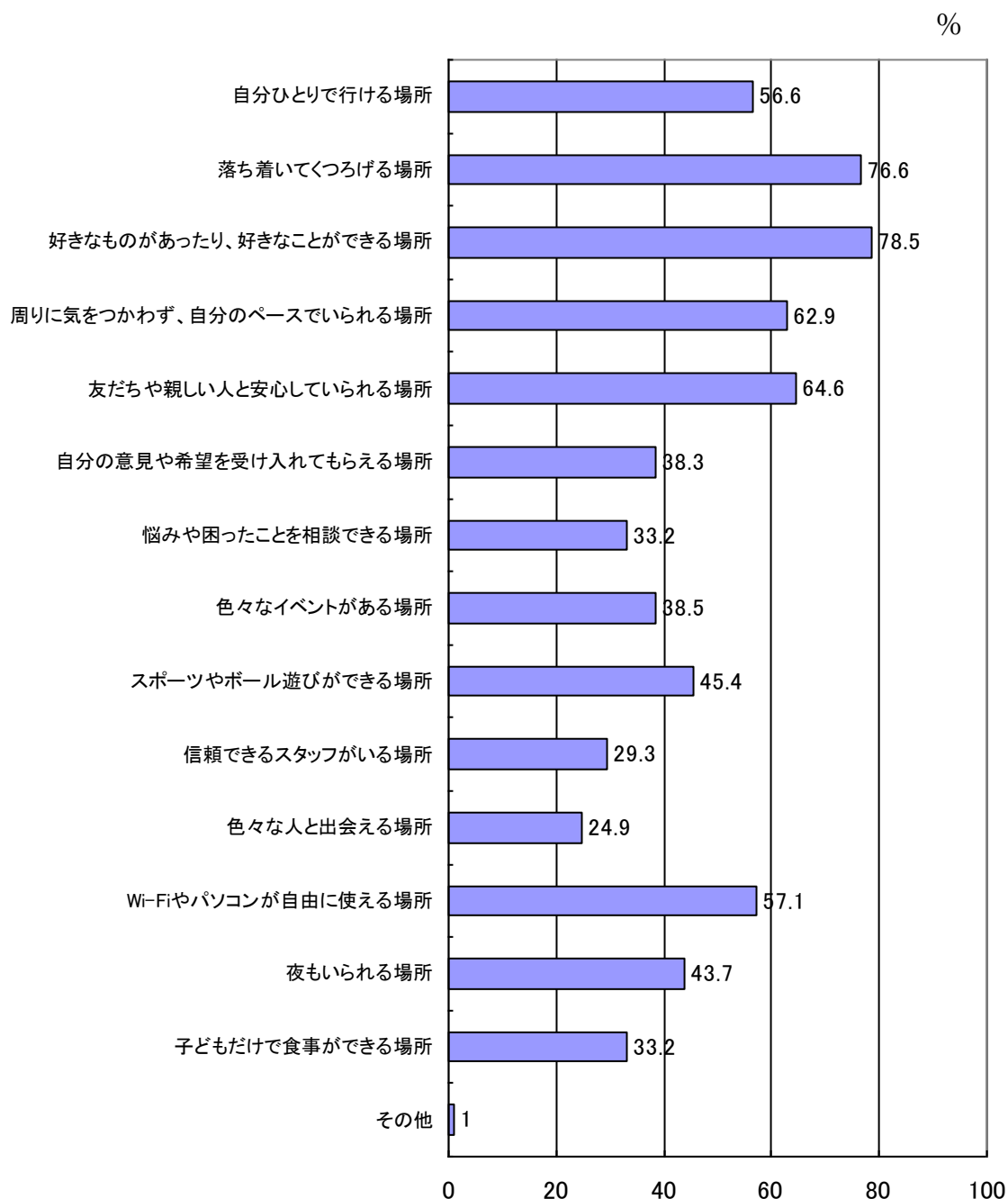
- ・「職場体験」が51.5%と最も高く、次いで「いろいろな仕事を知る機会」が42.9%、「高校や専門学校、大学などで学べることを知る機会」と「進路や将来について相談できる機会」がそれぞれ30.0%となっています。



※その他：「海外派遣実習」など

○あなたは、どんな「居場所」がほしいですか。あてはまるものをすべて選んでください。
(n=410)

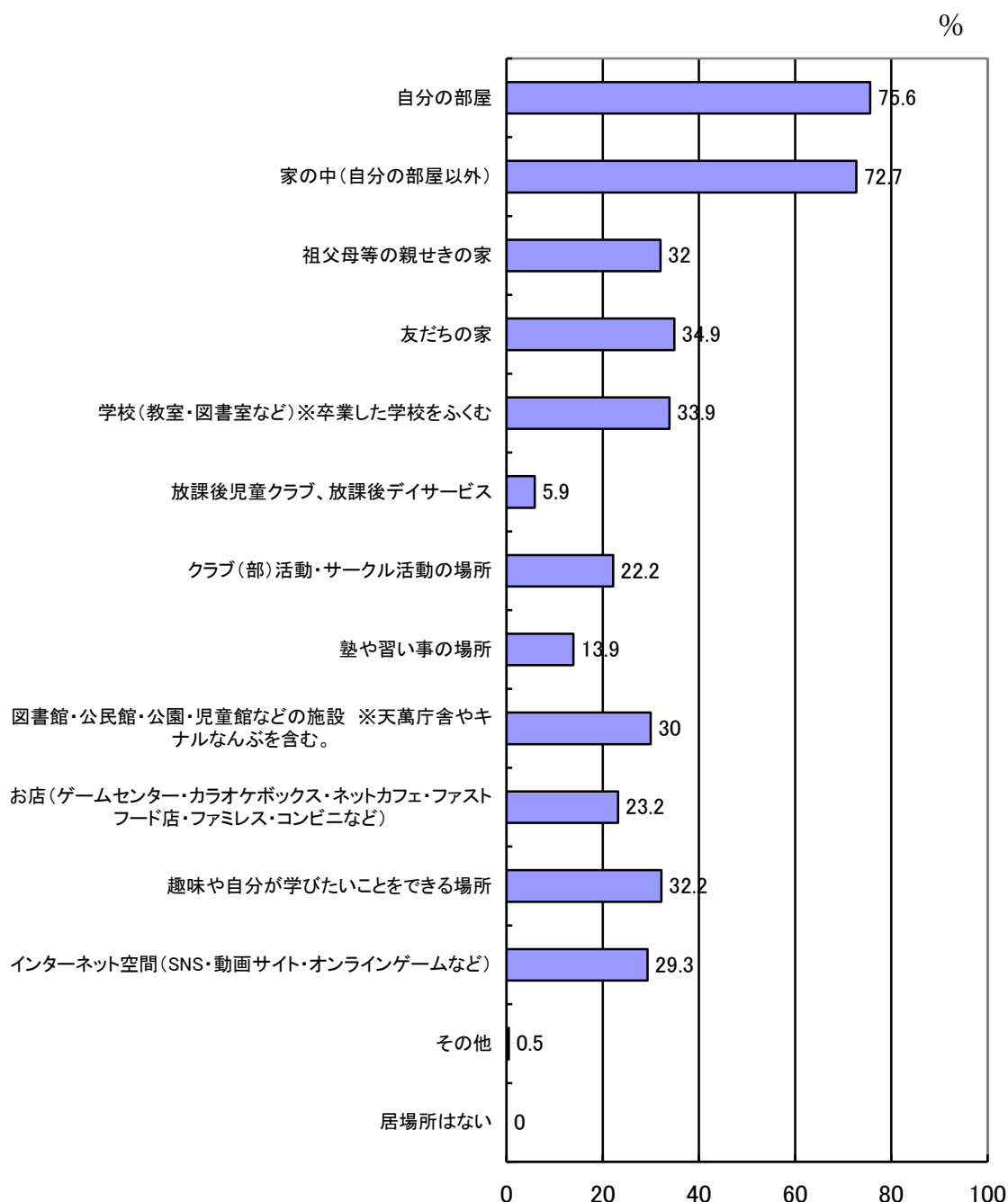
- ・「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が78.5%と最も高く、次いで「落ち着いてくつろげる場所」が76.6%、「友だちや親しい人と安心していられる場所」が64.6%、「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」が62.9%となっています。



※その他：「ゲームができる場所」など

○あなたにとって、安心してすごせる「居場所」は、どこですか。あてはまるものをすべて選んでください。（n=410）

- ・「自分の部屋」が75.6%と最も高く、次いで「家の中（自分の部屋以外）」が72.7%、「友だちの家」が34.9%、「学校（教室・図書室など）※卒業した学校をふくむ」が33.9%となっています。



※その他：「友達がいる場所」など

○最後に社会や周囲の人に対する意見があれば、自由に書いてください。（役場にしてほしいこと、家族にしてほしいことなど）

自由回答欄（回答内容の要約）

- ・ こどもの意見を聞いてほしい。
- ・ 若者の意見を大切にしたい。
- ・ 無料で自分の悩みを相談できる場所がほしい。
- ・ こどもだけで行ける公園や遊ぶ場所を作りたい。
- ・ 地域のボランティアでいろんな人と関わりたい。
- ・ 各施設に勉強ができるスペースをもっとたくさん作ってほしい。
- ・ 授業にeスポーツを取り入れてほしい。
- ・ 音楽スタジオがほしい。
- ・ 家族と一緒に旅行に行きたい、お出かけしたい。
- ・ 地域の祭りを復活してほしい。
- など

③今後の方向性について

保護者が安心してこどもを預けることができる環境や、こどもが安全に安心して過ごせる居場所を実現するために、こどもや保護者のニーズを把握し、まち全体における子育て環境等の充実をめざします。

- ・ こどもが権利の主体であることについて、広く地域全体に周知、啓発していきます。
- ・ 児童館や図書館、複合施設、公園など、すでにある施設を活用して、こどもや親子の居場所づくりを進めながら、新たな居場所づくりを開拓・支援するよう努めます。
- ・ 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや地域にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができるよう、こども家庭センターを中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、地域の関係機関と連携しながら、こども・子育てに関する相談体制を充実させます。
- ・ 多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るため、地域資源の開拓に取り組んでいきます。
- ・ 学校は単に学ぶだけの場所だけでなく、安全に安心して過ごしながら、家族以外の他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つとして環境づくりを進めます。
- ・ 地域の中にある、こどもや親子の居場所に関する情報を把握し、居場所マップやポータルサイトなどで可視化し、検索できるような整備を行います。
- ・ 居場所の利用しやすさを高めるため、こどもの興味や関心、文化に即した居場所を検討します。具体的には、不適切なリスクからこどもを守りつつ、ゲームやスポーツ、音楽、動画作成など、興味のあるものが利用のきっかけとなるよう検討します。
- ・ 居場所は空間だけでなく、地域資源を活かした遊びや体験活動の機会や場の提供も居場所づくりのひとつとして取り組んでいきます。
- ・ こどもが貧困による困難を強いられることがないような地域をめざすため、必要な対策を検討します。

4. 第2期南部町子ども・子育て支援事業計画の総括

第2期計画では「幼児教育・保育給付」の区分ごとの必要な利用定員や「地域子ども・子育て支援事業」13事業の提供体制の確保に向けて取り組んできました。

こどもの人口が減少増傾向にある中で、多くの事業について、計画どおり「量の見込み」及び「確保方策」を達成することができました。

また「量の見込み」と「確保方策」のいずれか一方を達成できた事業も合わせ、おおむねニーズに対するサービスの提供ができており、順調に計画の推進を図ることができました。

しかしながら、子育て支援をめぐる社会状況はめまぐるしく変化しており、ニーズもより一層多様化する中、計画の見直しが必要になってきています。

「第2期南部町子ども・子育て支援事業計画」（令和2年3月改定）に基づく事業の実施状況や今回のアンケート調査結果等から、計画見直しに向けて、本町の子ども・子育て支援のあり方をまとめました。

(1) 子育て家庭を中心とした包括的な支援体制

- インターネット等の普及により、情報がたやすく手に入る環境になった一方で、多くの情報の中から適切な情報を選択する力、判断する力が個人に求められています。また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）やゲームの高額課金によるトラブルが、新たな育児不安の要因となっている一面もあります。育児の不安や孤立感を解消する相談や交流の場の提供をはじめ、地域全体で子育てを支える相談体制の整備が必要です。
- 「子ども家庭総合支援拠点」は、就学前のみならず18歳までの全ての子どもやその保護者が抱える疑問や悩みを適切に解決でき、的確な情報提供を行いながら子育てに関する地域資源や必要なサービスにつなげる支援を実施してきました。また、「子育て包括支援センターネウボラ」は、妊娠、出産、主に就学前の子育ての各ステージにおける相談支援の連続性を子どもと保護者が実感できるよう「切れ目のない支援」を実施してきました。この2つの機能を一体化した「こども家庭センター」を新たに設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援が求められています。
- 核家族化や少子化により、地域とのつながりが希薄になった環境の中で、保護者が一人で不安や悩みを抱え孤立することのないよう、子ども同士を遊ばせながら気軽に話し合える場や気軽に相談できる場を提供してきた、地域子育て支援拠点「子育て交流室あいあい」のさらなる充実を図るため、「こども家庭センター」を中心に、関係機関との連携を推進していく必要があります。
- 「こども家庭センター」を中心に、地域全体のニーズや既存の地域資源を把握するとともに、不足する地域資源を開拓し、関係機関との連携を強めることにより、地域内の子育て家庭への必要な支援を着実に提供できる体制を整備していく必要があります。

(2) 多様化する保育ニーズへの対応

- 保護者の就労形態の多様化等に伴い、保育ニーズも多様化しています。
アンケート結果により0歳児からの入所希望が増加していること、保護者の多様な就労時間に対応できる延長保育の充実、休日保育のニーズについても検討が必要です。
- 病児・病後児保育は、必要な家庭が利用しやすい体制整備が求められています。
- 町内全ての保育園等において、個々のこどもの発達を保障し、最大限の能力を引き出すことができるよう、地域から信頼され、期待される保育園等の運営や体制づくりが求められています。令和6年度から町内の4園すべてに新たに保育システムを導入し、保護者の利便性向上と保育士の事務負担軽減を進めていきます。

(3) 放課後児童の居場所の確保

- 放課後の過ごし方についての希望は、こどもの成長段階に応じて、また、こども自身と保護者によっても若干ニーズが異なりますが、放課後児童クラブの充実のほか、児童館、公園等、こどもたちが安心して遊べる場所の確保が求められています。
- 放課後児童クラブは、高学年においても一定のニーズはありと見込まれ、クラブでの過ごし方についても、こどもの成長段階に応じた内容の充実が求められています。児童館についても、来館者が固定化しないよう活動のPRを行っていく必要があります。放課後児童クラブ、児童館共に受け入れ体制の整備と質の向上、新たな人材の確保が必要です。
- 少子化が進んでいる一方で、共働き世帯の増加もあり、複合的な要因から、放課後児童クラブによっては入会希望に増減が見られるため、それぞれの児童の放課後の過ごし方への多様化するニーズにどう応えていくか検討が必要です。

(4) 仕事と子育ての両立支援

- 共働きの家庭が増加し、さらに父親・母親ともに長時間就労をしながら子育てしている家庭が多いことから、男女を問わず、仕事と生活の調和を図ることが求められています。
- 働く人がこどもを産み育てやすい環境をつくるためには、保育施設の確保や子育ての負担軽減等のサービスの充実を図る一方で、働く職場や働く人自身の意識改革によって、働き方の見直しを行うことが重要です。
- 男性の育児参加意識の醸成により、男女が協力して子育てできる環境を整えることが求められています。

(5) 特別な支援を必要とする子どもや家庭への働きかけ

- 特別な支援を必要とする児童や家庭は増加傾向にあり、家庭の抱える問題は、多様化、複雑化しています。より専門的な支援を行うための人材の育成や確保、関係機関の緊密な連携が求められています。
- 児童虐待については、早期発見、未然防止を行うため、関係機関の役割分担と緊密な連携が求められています。
- ひとり親家庭は年々増加傾向にあり、経済的支援、生活支援、就労支援等を継続的に行っていく必要があります。
- 障がい児に対する施策は、「南部町障がい者プラン」との連携により、障がいの有無に関わらず、地域の中で共に育ち合う環境を整備することが必要です。
- 特別な支援を必要とする子どもや家庭への働きかけについても、支援を要する家庭を中心にした包括的な支援と連続性を意識した体制づくりが求められています。

(6) 少子化対策の推進

- 少子化や核家族の進行による孤立した子育て等の課題を解決していくためには、子育て支援を充実させることが重要です。少子化に歯止めをかけ、地域活性化に繋がるよう、町全体で少子化対策と子育て支援を進めていくため、平成 26 年度から町全体で総合的に取り組んでいる少子化対策事業の充実を図っていく必要があります。

(7) ニーズに沿ったこどもの居場所の確保

- アンケート結果により、こどもだけで行ける公園や屋内で遊ぶことができる施設の確保に関する意見が多くありました。ニーズに沿ったこどもの居場所として、グリコこそだてパークなんぶや子どもの広場（いこい荘前庭）、子ども食堂、児童館などの施設、その他の既存施設の活用方法を含めて、今後のあり方を検討していく必要があります。

(8) 保育園の老朽化対策

- 本町の保育園は昭和 50 年代に建築されたものもあり、建替えが必要な時期になっています。保護者の期待に沿った多様な保育サービスを提供することができるよう新たな保育園等の建設について検討を行った結果、令和 5 年 1 月に「南部町町立保育所統合に係る基本構想」を策定しました。この構想に基づき、令和 8 年度を目標に、老朽化したつくし保育園とさくら保育園を統合し、民間と公私連携協定を締結して私立保育所として開設する計画を進めていきます。

以上、これらを踏まえ、次期計画における施策の推進を図る必要があります。

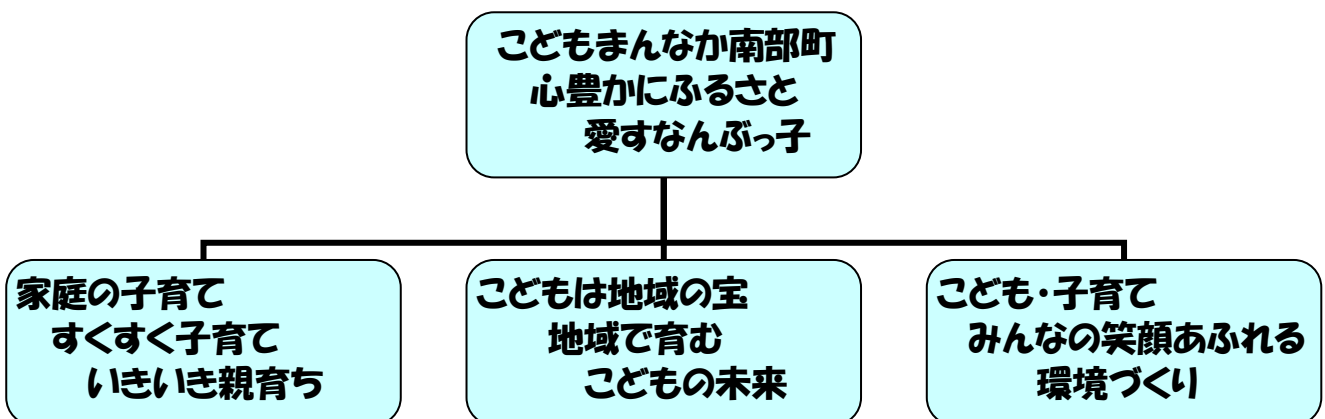
第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

地域の宝である子どもたちが主体となり、自然豊かなこの南部町でのびのびと心豊かに育ち、ふるさとであるこの地を愛し、誇りを持てるようなまちづくりをめざし、「こどもまんなか南部町 心豊かにふるさと愛すなんぶっ子」を基本理念に掲げ、本町のこども・子育て支援を推進することとします。

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に掲げる、こども・子育て支援に関する意義やこどもの育ちに関する理念を踏まえ、「こどもの最善の利益」が実現される社会をめざすことを基本に、こどもの視点にたち、こどもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとするため、また、一人ひとりのこどもの健やかな育ちを保障するために、地域社会全体でこどもや子育て家庭を支える取組を推進していくものとします。

さらに、不安や悩みを抱えていたり、ひきこもりなど様々な困難を抱えていたりする、こどもやその家庭に対する支援も必要となっている中、これらの状況に柔軟に対応するために、周囲のおとなたちにサポートされながら問題を解消したり乗り越えたり、こども自身の意見を持つための様々な支援を受けながら、こどもの意見を表明し個人の能力をいかして活躍でき、のびのびとチャレンジできるよう支援に努めます。



2. 基本目標

基本理念の実現のため、以下の基本目標に基づいて計画の推進を図ります。

1. 地域における子育て支援

子育て中の保護者が安心して子育てができ、子どもたちが地域での一員としていきいきと育つ環境を構築するため、地域の中で包括的に子育て家庭を支援する体制づくりに努めます。

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 地域における子育て支援のネットワークづくり
- (4) こどもの育ちを地域で支える環境づくり

2. 保護者並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

思春期から妊娠、出産、子育てを通じて、健全な子育て環境を確保するため、保護者の健康づくり、食育の推進、思春期の不安や悩みの解決・性的な発達への対応を行います。

- (1) 母子保健とこどもの健康づくりの充実
- (2) 食育の推進
- (3) 思春期の不安や悩みの解決・性的な発達への対応

3. こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

少子化の進行により、次代の親が減少していくなかで、次代の親が子育てに喜びを感じながら、こどもとともに育ち合えるよう、こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境を整備します。

- (1) 次代の親の育成
- (2) 地域とともに歩む乳幼児期の幼児教育・保育、学校教育の推進
- (3) 地域と連携した家庭教育の推進

4. 子育てを支援する生活環境の整備

子育て世代の社会的不安を解消し、安心して生活し、子育てができるよう、良好な居住環境の整備、こどもや親子が安心・安全に過ごせる居場所の確保等、子育てしやすい環境や若者の定住を促進するための環境整備を行います。

- (1) 子育てにとって良好な居住環境の整備
- (2) こども・親子が安心安全に過ごせる居場所の確保

5. 仕事と家庭の両立

働く誰もが生活と仕事の調和を保てるよう、企業や事業者への意識啓発、地域における子育て支援、保育サービスの充実により、多様な働き方の実現と働き方の見直しを推進し、仕事と家庭の両立を支援します。

- (1) 仕事と子育ての両立の推進
- (2) 多様な働き方の実現と働き方の見直し

6. こどもの安全確保

こどもの交通安全を確保するための取組、こどもを犯罪被害から守るための活動の推進により、こどもと保護者の自覚を高めるための意識啓発等、地域ぐるみでこどもの安全を確保する環境をめざします。

- (1) 安全教育・防災教育の推進
- (2) 犯罪被害から守るための活動推進

7. 要保護児童等（被虐待児童・ひとり親児童・障がい児等）への対応

こども家庭センターを中心に、支援を必要とするこどもや家庭に対して適切な支援を切れ目なく行うことで、こどもを地域ぐるみで見守り、こどもが安心して生活できる地域社会をめざします。また、ヤングケアラーを早期発見し、適切な支援に繋げていきます。

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 障がい児・医療的ケア児施策の充実

8. こどもの貧困解消（第6章「南部町こどもの貧困対策推進計画」）

本町では、これまで、町の個別施策として、関係機関と連携しながら、庁内の各部署においてこどもの貧困対策に関する施策に取り組んできました。

こうした状況の中、こどもたちが個々の家庭環境や経済的状况にとらわれることなく、その能力を活かし、夢や希望を持って成長できるよう、こどもの貧困解消に向けて施策を体系的に推進していくため、各施策に取り組んでいきます。

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の支援
- (3) 保護者に対する就労の支援
- (4) 経済的な支援

第4章 具体的な施策について

この計画は、第2章の現状を踏まえて、第3章の施策の基本的な考え方に沿って、次のような体系とし、具体的な施策を進めます。



1. 地域における子育て支援

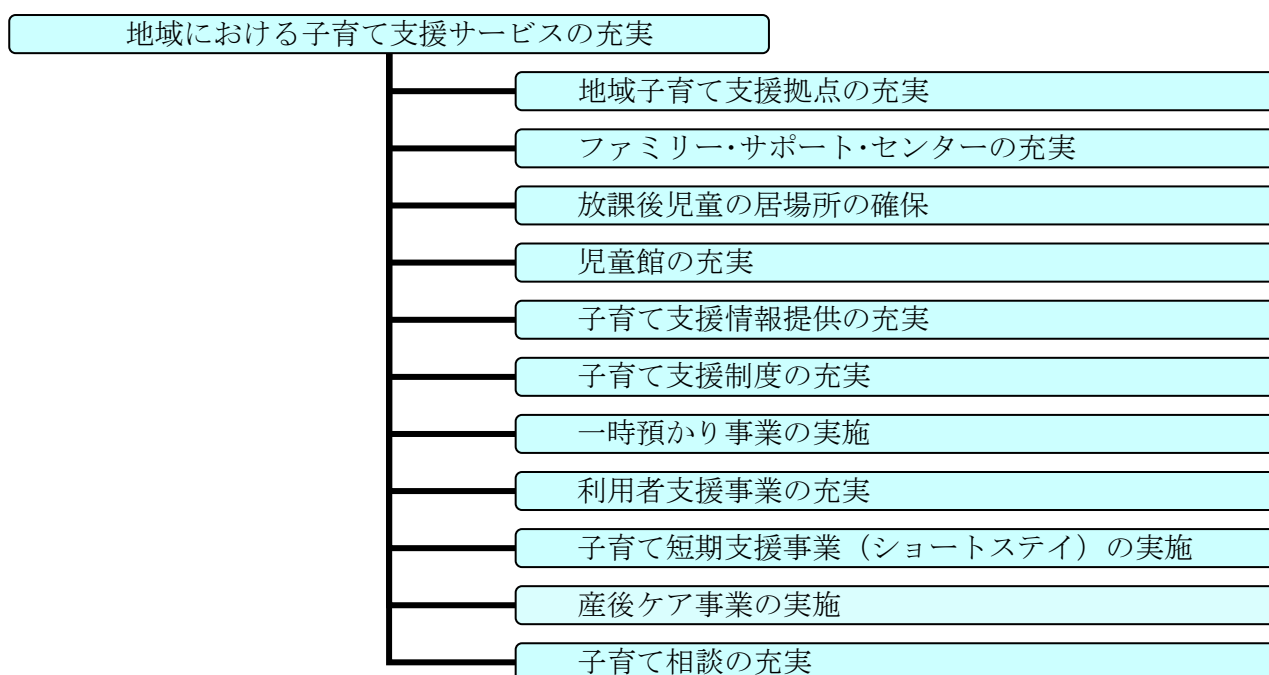
子育て中の保護者が安心して子育てができ、子どもたちが地域の一員としていきいきと育つ環境を構築するため、地域の中で包括的に子育て家庭を支援する体制づくりに努めます。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

すべての家庭における子育てを支援するため、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、きめ細やかなサービスの提供に努めます。また、子育て環境や支援に関する満足度の向上に努めます。

目標 指標	項目	令和6年度	令和11年度
	子育て環境や支援に関する満足度	70%	80%

※基準値となる令和6年度の数値は、令和6年4月に実施した、子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの「子育て環境や支援に関する満足度」の項目で、満足度が「やや高い」と「高い」と答えた人の合計の割合



主な施策と概要

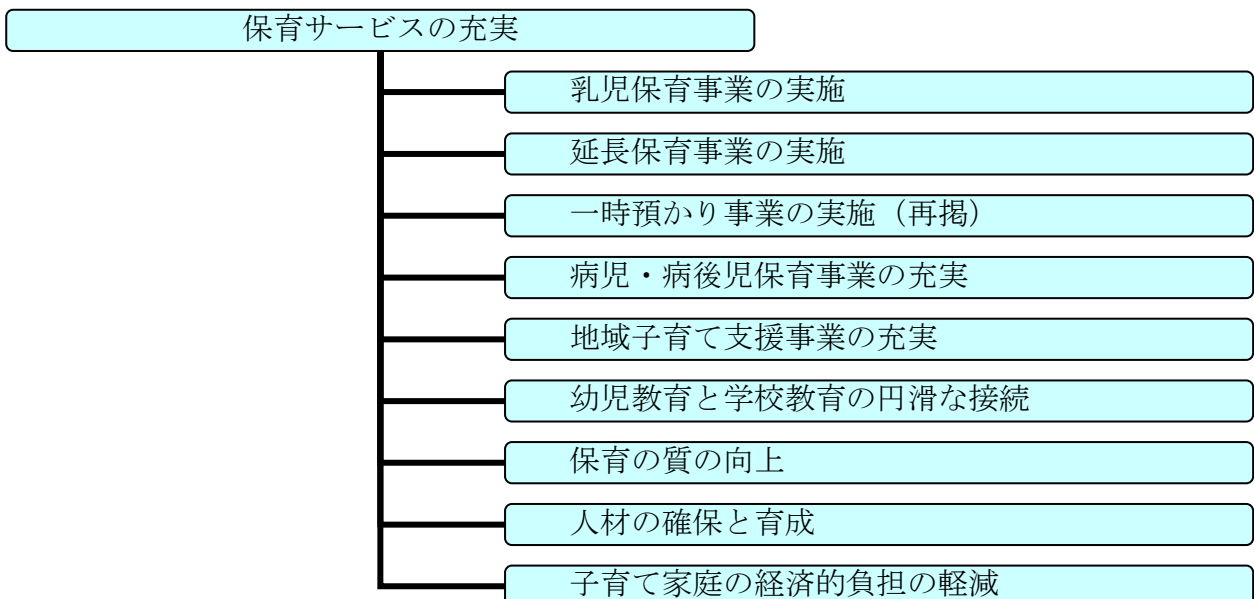
施策	概要
地域子育て支援拠点の充実	地域における子育て支援の拠点として、子育て交流室あいあいの充実と関係機関との連携を図ります。
ファミリー・サポート・センターの充実	ファミリー・サポート・センターの円滑な運営を図り、ニーズに対応するための質の向上や認知度の向上、援助会員の確保に努めます。
放課後児童の居場所の確保	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象とした児童の健全育成事業として、放課後児童クラブ「ひまわり学級」と「あいみ児童クラブ」の充実に努めます。
児童館の充実	児童館の円滑な運営を行い、児童の適切な遊びと生活の環境を整え、その健康を増進し、情操を豊かにすることに努めます。町内全児童館の施設整備と運営の充実に努めます。
子育て支援情報提供の充実	子育て家庭が必要な情報を得られるよう、広報誌やホームページ等のほか、南部町 LINE 公式アカウント「テノヒラ役場」や子育て支援サイト「ほっぷすてっぷなんぶ」、子育てアプリ「はぐなびN@NBU」を活用した効率的な情報提供に努めます。

施策	概要
子育て支援制度の充実	子育て応援スタンプラリー事業、誕生祝い事業、乳児紙おむつ支援事業、在宅育児世帯支援給付金、子育て絵本の進呈事業、保育料負担軽減、主食の提供、副食費（おかず、おやつ代）免除、病児・病後児保育利用料負担軽減、高校等通学定期券購入補助等、子育て家庭を支援する制度の充実に努めます。
一時預かり事業の実施	保護者の病気やけが、冠婚葬祭やリフレッシュ等の理由で家庭で保育ができない場合に、児童を一時的に預かる一時預かり事業を行います。
利用者支援事業の充実	こどもや保護者が、教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供、相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。また、妊娠から出産、産後の母子に対する心身のケアやサポート等の充実に努めます。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の病気等で児童の養育ができない場合に、児童養護施設等において短期間児童を預かる子育て短期支援事業（ショートステイ）を行います。また、親子で緊急一時的な保護等が必要な場合も実施します。
産後ケア事業	施設において母子（母親と1歳未満の乳児）のケア、育児相談、授乳指導等を提供する産後ケア事業を行います。保護者の負担軽減を行うため、利用料の完全無償化に努めます。
子育て相談の充実	保健師と助産師、管理栄養士による乳幼児相談・子育てサロンや離乳食講習会のほか、乳児健診や役場窓口等において、気軽に相談できる体制を充実させます。

（２）保育サービスの充実

核家族や共働き家庭の増加、保護者の就労形態の変化等、多様な保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実を図りながら、年度途中でも保育施設の待機児童０人をめざします。

目標	項目	令和６年度	令和１１年度
指標	年度途中の保育施設の待機児童数	０人 (令和６年１０月１日時点)	０人

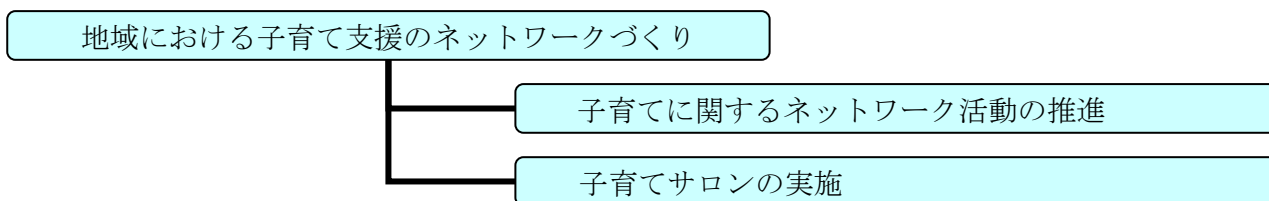


主な施策と概要

施策	概要
乳児保育事業の実施	0歳児（生後6か月以降）の保育を実施することによって、保護者の就労の支援と児童の健全育成を図ります。町内すべての保育園と認定こども園において実施できる体制の維持に努めます。
延長保育事業の実施	保護者の就労時間に柔軟に対応できるよう、保育時間の延長を行います。継続的にサービスを提供できる体制維持に努めます。
一時預かり事業の実施（再掲）	保護者の病気やけが、冠婚葬祭やリフレッシュ等の理由で家庭で保育ができない場合に児童を一時的に預かる一時預かり事業を行います。
病児・病後児保育事業の充実	集団保育が困難な病中及び病気回復期にある児童を一時的に預かることによって、保護者の就労支援を行うため、町独自の利用料助成を実施します。
地域子育て支援事業の充実	認定こども園を拠点とし、就園前の児童と保護者を対象とした地域子育て支援事業を行います。
幼児教育と学校教育の円滑な接続	保育園、認定こども園、小学校、中学校の連携により、連続性のある保育・幼児教育と学校教育の実践に努めます。
保育の質の向上	質の高いサービス提供に向けて、研修体制を充実させます。保育園等や保育士の自己評価の実施に取り組みます。
人材の確保と育成	保育の質の向上と多様な保育サービスに対応できる保育士等を育成するため、保育士等保育従事者の確保に努めるとともに、専門的知識や技術を習得できるよう、研修体制の充実を図ります。また、子育て支援事業等に従事する「子育て支援員」の確保に努めます。
子育て家庭の経済的負担の軽減	保育園等における保育料負担について、国の定める徴収基準額より減額し、国と町で3歳児以上の副食費免除も行っていますので、今後も継続して軽減を維持できるよう努めます。また、主食の提供について、負担軽減の検討を行います。

（3）地域における子育て支援のネットワークづくり

地域の子育て支援サービス全体の質の向上を図るため、関係機関、団体等のネットワークを形成し、こどもたちを地域社会の一員としていきいきと育み、安心して子育てができる環境づくりを行います。

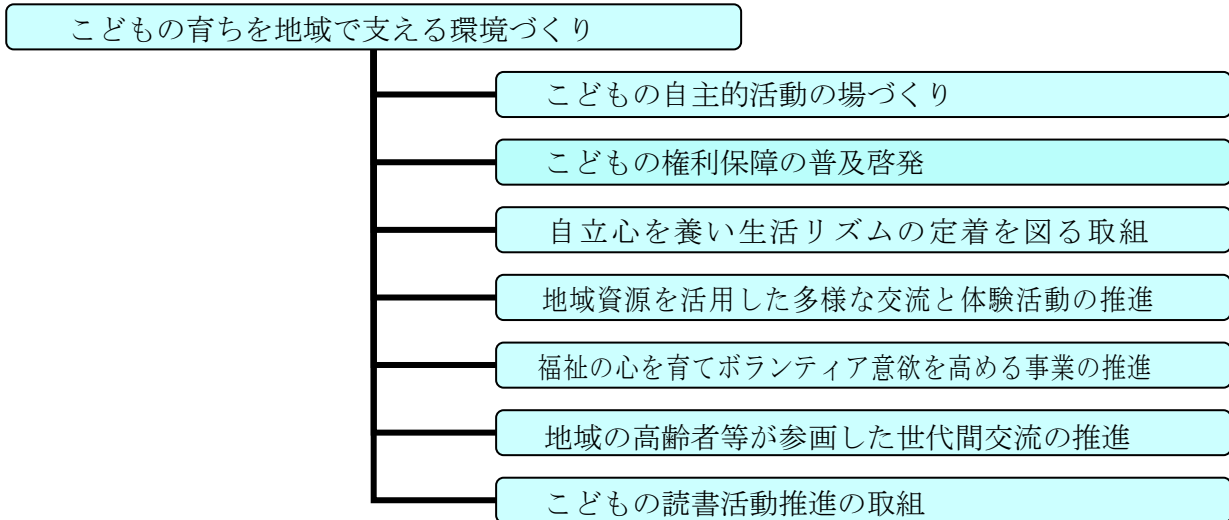


主な施策と概要

施策	概要
子育てに関するネットワーク活動の推進	子育て世代を各分野から支援するため、子育てに関する関係機関、団体等との連携を深めるネットワークを形成し、相互の活動の推進を図ります。また、地域で子育て家庭を支援する人材の発掘と育成に努めます。
子育てサロンの実施	地域のこどもや保護者等の交流促進のため、仲間づくりやふれあいの場を提供します。

(4) こどもの育ちを地域で支える環境づくり

地域全体で子育て家庭を支援する気運を醸成し、こどもの健やかな成長と安心して子育てできる地域社会を実現するため、以下の取組を推進します。



主な施策と概要

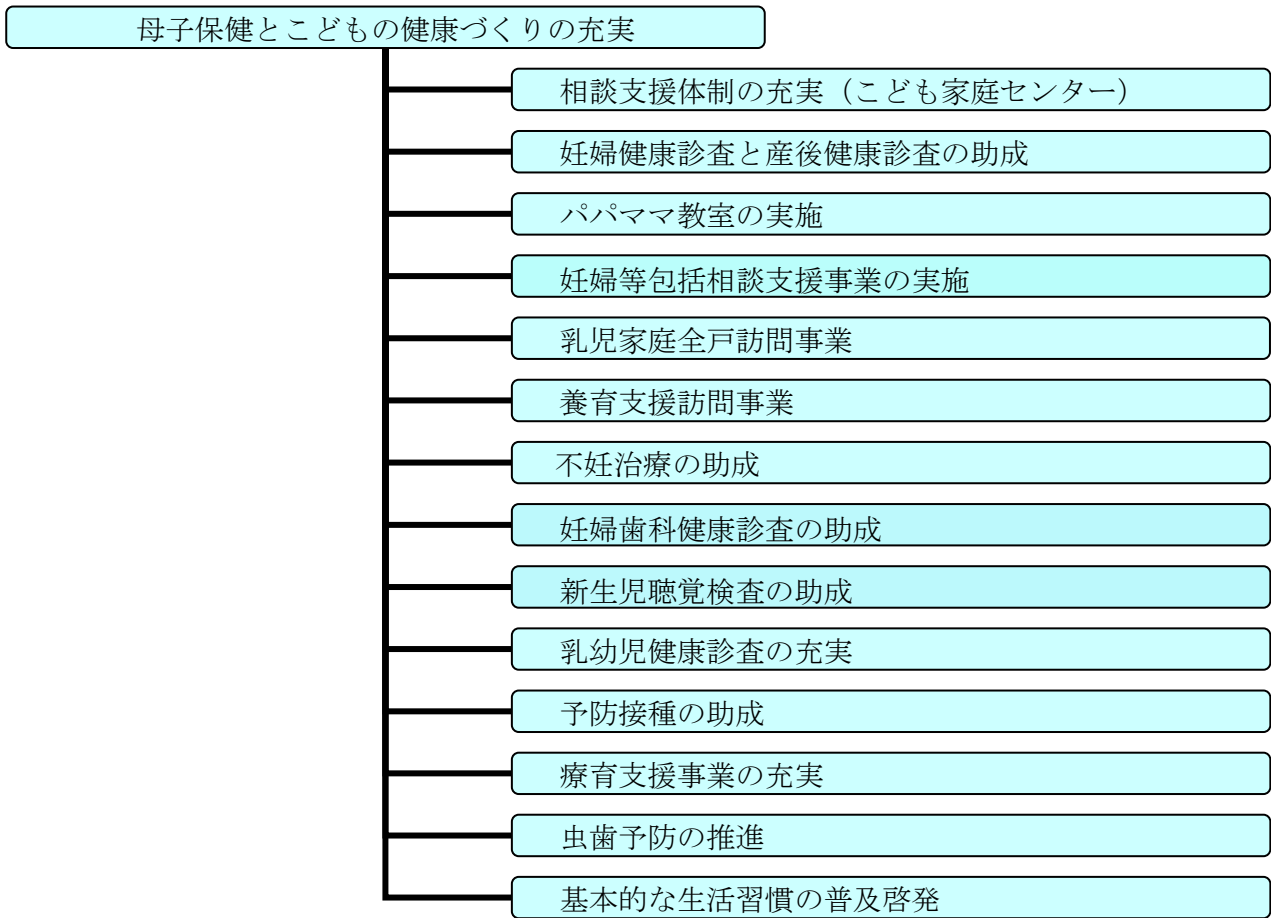
施策	概要
こどもの自主的活動の場づくり	スポーツ少年団、子ども会、総合型地域スポーツクラブ、高校生サークル等によるこどもの自主的な活動を支援します。また、指導者・リーダー等の人材の育成と確保に努めます。
こどもの権利保障の普及啓発	南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画第3章「個別の人権課題」の「4 子どもの人権」に基づき、こどもの最善の利益を考え、いじめの未然防止や相談体制の充実など、地域のこどもを地域で育てる意識をもち、関係機関や団体が一体となって普及啓発に取り組みます。
自立心を養い生活リズムの定着を図る取組	町内一斉ノーメディアデー等、町内関係機関が連携して、自立心を養い生活リズムの定着を図る取組を推進します。
地域資源を活用した多様な交流と体験活動の推進	地域の行事や活動等を通じて、こどもたちと地域の多様な人々が交流できる機会の充実を図るとともに様々な体験活動の推進に努めます。
福祉の心を育てボランティア意欲を高める事業の推進	社会福祉協議会、地域振興協議会、子ども会等の活動を通じて、社会福祉の理解と関心を高め実践に繋がる意欲を育む事業を推進します。
地域の高齢者等が参画した世代間交流の推進	世代間の相互理解、高齢者の生きがいづくりに繋がるよう、地域の高齢者等が参画した世代間交流を推進します。
こどもの読書活動推進の取組	絵本の進呈事業、図書館事業等、こどもの読書活動推進のための取組を、関係機関が連携して行います。

2. 保護者並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

思春期から妊娠、出産、子育てを通じて、健全な子育て環境を確保するため、保護者の健康づくり、食育の推進、思春期の不安や悩みの解決・性的な発達への対応を行います。

(1) 母子保健とこどもの健康づくりの充実

母子の健やかな成長を支える環境を確保するため、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」を拠点として、関係機関との連携を図りながら、以下の取組を実施します。



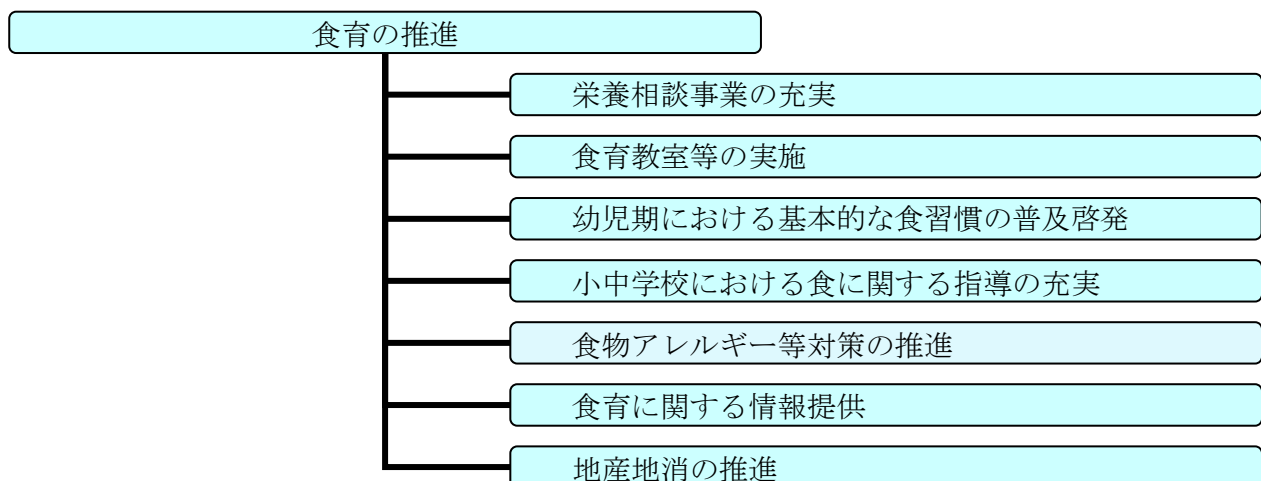
主な施策と概要

施策	概要
相談支援体制の充実 (こども家庭センター)	「こども家庭センター」では、母子保健サービスや子育て支援を必要とする妊産婦やこども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、原則、本人の同意を得て、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成して、支援に当たります。また、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るため、地域資源の開拓にも取り組みます。さらにこども家庭ソーシャルワーカーを配置し、こどもに関わる包括的な相談支援を行います。
妊婦健康診査と産後健康診査の助成	安心して妊娠出産できる環境を確保するため、妊婦の健康診査費用を助成します(14回分)。多胎児の妊婦については、さらに5回分の助成を行います。また、産後も2回の健康診査費用を助成します。
パパママ教室の実施	安心して妊娠・出産・子育てができるよう、産前産後の情報や交流の機会を提供します。
妊婦等包括相談支援事業の実施	妊婦の方に対し、保健師と助産師が、妊娠中の過ごし方や出産・子育てに関する疑問や不安等の相談、出産後の事業の紹介を通し、各家庭の状況に合わせて、安心して出産を迎え、子育てができるよう支援します。また面談時に子育て用品等「育児パッケージ」を進呈します。

施策	概要
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月頃までの乳児のいる全家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や母子の心身の状況を把握し、専門的な助言指導を行うことにより、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。
養育支援訪問事業	乳児全戸訪問、乳児健診等により把握した様々な要因で養育が困難になっている家庭に対して、保健師等が養育に関する相談、助言を行い、適切な養育が行われるよう支援します。
不妊治療の助成	不妊治療を必要としている家庭等への支援を図るため、不妊治療（特定不妊治療）にかかった治療費を一部助成します。
妊婦歯科健康診査の助成	妊婦が歯周病になることにより早産や低出生体重児出産の可能性が高くなるため、歯科健康診査の受診勧奨を目的に、妊婦歯科健康診査費用の助成を行います。
新生児聴覚検査の助成	新生児聴覚検査費用の助成を行い、出産後、産婦人科等で実施される検査で、新生児の聴覚の状態を確認し、早期に適切な支援を行います。
乳幼児健康診査の充実	乳幼児に対する健康診査を実施し、乳幼児の発育状況や保護者の育児不安に対する相談、助言を行うとともに、疾病や発達障がい等の早期発見、早期対応を図るため、医療機関、関係機関等と連携し、健診内容の充実を図ります。なお、異常の早期発見だけでなく、生活指導や育児不安の相談、支援等に努めます。また、未受診者への受診勧奨や実態把握を行います。
予防接種の助成	定期予防接種費用の助成を行い、伝染の恐れのある疾病の発生及びまん延の予防を図るとともに、接種率の向上に努めます。
療育支援事業の充実	発達障がい等の可能性のある児童の早期発見と集団行動への適応促進を図るための療育相談や巡回相談を充実させます。
虫歯予防の推進	乳児健診等の機会を利用した、発達段階ごとの歯磨き・生活指導及び歯科検診、フッ素塗布等を行い、虫歯予防を推進します。
基本的な生活習慣の普及啓発	健診、子育て教室などあらゆる機会を通して、基本的な生活習慣の定着をめざした普及啓発を実施し、保育園、認定こども園、学校、関係機関等の連携を強化します。

（２） 食育の推進

「なんぶの食育プラン」の理念に基づき、こどもの健やかな心と身体の発達に欠かせない食育について、児童の発達段階に応じた連続的な支援を行うため、保育園、認定こども園、学校や関係機関の連携により、以下の取組を推進します。



主な施策と概要

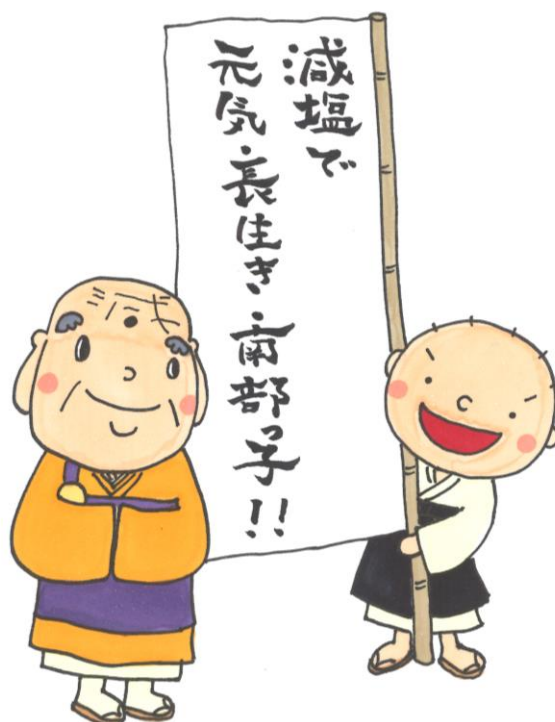
施策	概要
栄養相談事業の充実	乳幼児相談時における栄養相談、随時の個別による栄養相談、乳児健診時における栄養指導を充実させます。
食育教室等の実施	乳幼児期から学童期のこどもと保護者に食の大切さを伝えるために、離乳食講習会、食育教室、親子料理教室等を実施します。
幼児期における基本的な食習慣の普及啓発	幼児期における基本的な食習慣の定着を図るため、保育園等における体験等を通じた食育活動を充実させます。
小中学校における食に関する指導の充実	小中学校では、栄養教諭や学校栄養主任による給食時間の訪問指導、学級活動等、児童生徒への食に関する指導を行います。
食物アレルギー等対策の推進	近年増加している食物アレルギー等に対応するため、保護者、保育園、認定こども園、小中学校等、関係機関の連携により児童生徒と保護者の不安の解消を図ります。
食育に関する情報提供	小中学校において配布する食育だより等を通じて、食に関する知識と理解を深めるための積極的な情報提供を行います。
地産地消の推進	家庭の食事や保育園等の給食、学校給食に地元食材の活用を図り、地産地消を推進し機会をとらえてこどもと保護者への啓発を行います。

南部町減塩イメージキャラクター

南部町学校給食
食育キャラクター



げんきくん



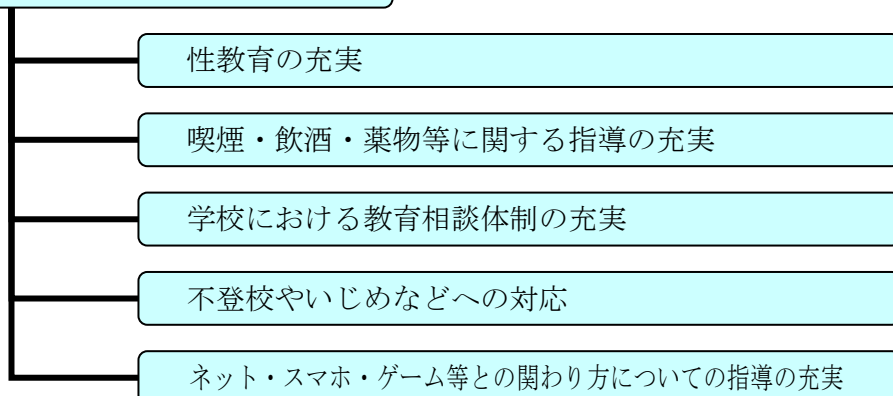
減塩おしょう

しょうから君

(3) 思春期の不安や悩みの解決・性的な発達への対応

学童期、思春期において、性や喫煙等についての健全な意識を養うとともに、不安や悩みの解決を図り、性的な発達や不登校・いじめへの対応を行うため、専門家の確保や相談体制の充実等に努めます。

思春期の不安や悩みの解決・性的な発達への対応



目標 指標	項目	令和 5 年度			令和 1 1 年度
	不登校出現率		国	南部町	国の出現率を 下回る
	不登校者数／在籍者数 (100 人あたり)	小学校	2. 14	3. 10	
		中学校	6. 71	7. 51	

主な施策と概要

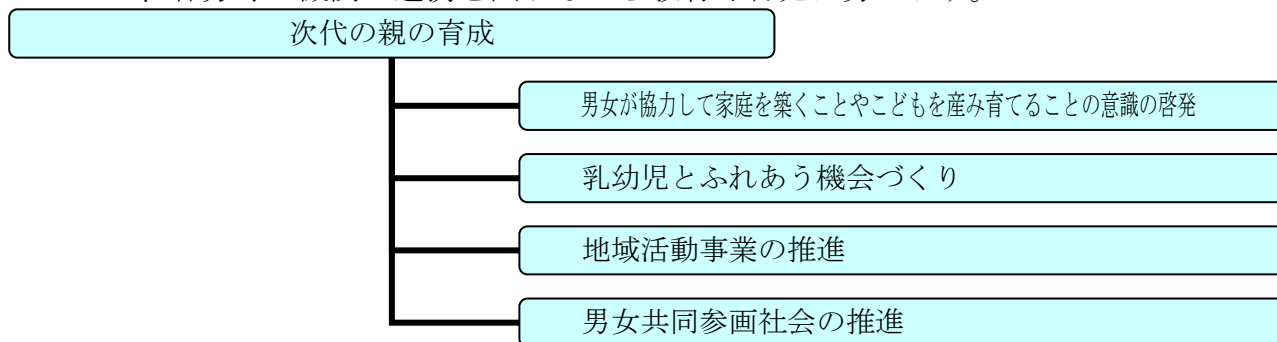
施策	概要
性教育の充実	児童生徒の発達段階に応じた性に関する学習や、性感染症に対する正しい知識の普及のための学習機会の充実を図ります。
喫煙・飲酒・薬物等に関する指導の充実	児童生徒の発達段階に応じた、喫煙や飲酒、薬物等の危険性に関する学習機会の充実を図ります。
学校における教育相談体制の充実	児童生徒がいつでも安心して相談できる体制を整えるとともに、スクールカウンセラーを効果的に活用しながら、教育相談体制の充実を図ります。また、スクールソーシャルワーカーによる児童生徒や保護者、環境への働きかけ、関係機関との連携により課題解決に向けた支援を行います。
不登校やいじめなどへの対応	教育支援センターさくらんぼで、学習相談員が児童生徒一人ひとりに応じた学習支援や生活指導、教育相談を行い、学校復帰への意欲付けと、集団への適応が図れるように支援していきます。また、関係者によるケース会議を開催し、実態把握・役割遂行・評価を積み重ね、不登校の未然防止・対応の充実に努めます。さらに、日々の児童生徒の観察、アンケートやカウンセリングの実施などにより、不登校やいじめなどの未然防止、早期発見・対応に努めます。
ネット・スマホ・ゲーム等との関わり方についての指導の充実	情報社会における的確な判断力を養うため、学校等において、インターネット（SNS）や携帯電話（スマートフォン）、ゲーム等の安全な使い方の指導の充実を図ります。

3. こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

少子化の進行により、次代の親が減少していくなかで、次代の親が子育てに喜びを感じながら、こどもとともに育ち合えるよう、こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境を整備します。

(1) 次代の親の育成

次代の親を育成するために、男女が協力して家庭を築くことやこどもを産み育てることについて、各分野の機関が連携を図りながら教育や啓発に努めます。

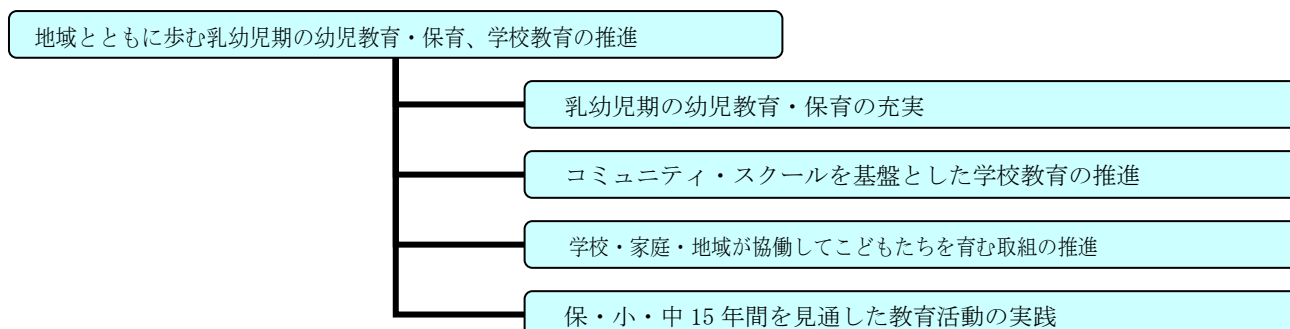


主な施策と概要

施策	概要
男女が協力して家庭を築くことやこどもを産み育てることの意識の啓発	保育園等では、男女平等意識を育てる保育や教育を推進し、小中学校では、子育ての男女共同参画についての意識形成や技術習得のための指導を実施します。
乳幼児とふれあう機会づくり	次代の親になるこどもたちが、乳幼児とのふれあいを通して、乳幼児に対する愛着、こどもを産み育てること、子育ての喜びや楽しさを学ぶ機会を提供します。
地域活動事業の推進	こどもたちが地域に誇りを持てるよう、異年齢の交流、体験活動等を通じて地域の人たちとの交流機会の充実を図ります。
男女共同参画社会の推進	男女がともに家事や育児等の家庭責任を担うことの重要性を浸透・定着させるために、積極的な情報提供・啓発を行います。

(2) 地域とともに歩む乳幼児期の幼児教育・保育、学校教育の推進

すべての園児や児童、生徒が戸惑いなく安心して過ごすことができるために、保育園等から小学校へ、小学校から中学校への円滑な接続を確立し、地域に開かれ、地域から信頼され、期待される保育園等や学校の姿をめざします。

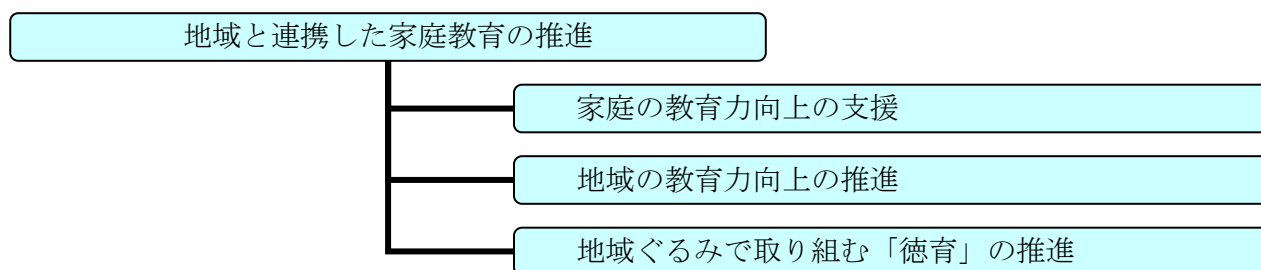


主な施策と概要

施策	概要
乳幼児期の幼児教育・保育の充実	保育園等では、園児の基本的な生活習慣の定着と自尊感情の向上に努めると共に、実体験や遊びを通して主体的に学ぶ環境づくりに取り組みます。
コミュニティ・スクールを基盤とした学校教育の推進	コミュニティ・スクールを基盤とし、地域に開かれ、地域との協働による教育課程の充実と創造に努めます。
学校・家庭・地域が協働してこどもたちを育む取組の推進	学校・家庭・地域がめざすこども像を共有し、役割分担しながら、こどもたちを育む取組への参画を推進します。
保・小・中 15 年間を見通した教育活動の実践	南部町教育振興基本計画の理念に基づき、保育園、認定こども園、小学校、中学校の連携により、就学前から中学校まで一貫した幼児教育・保育、学校教育の確立とその充実を図ります。

(3) 地域と連携した家庭教育の推進

園・学校及び地域との連携を基軸として、こどもや保護者の生活実態を踏まえた家庭教育を、以下の取組を通じて推進します。



主な施策と概要

施策	概要
家庭の教育力向上の支援	保護者だけでなく祖父母等も含めたおとなの子育てにかかわる学習の機会を提供し、親等の学びを支援します。また、家庭へ直接出向き支援を行う戸別家庭訪問による家庭教育支援を推進します。
地域の教育力向上の推進	家庭教育の主体性を尊重しつつ、保育園、認定こども園、学校、家庭、地域、行政がめざすこども像を共有しながら、こどもの安全や発達に必要な取組を工夫し、町全体でこどもの成長を見通した教育力の向上を図ります。
地域ぐるみで取り組む「徳育」の推進	こどもたちが身につけておくべき「徳」について、保育園、認定こども園・学校だけでなく家庭や地域での学びの充実に取り組みます。また、おとな自らが道徳的な行動を示せる地域づくりを推進します。

南部町共同学校事務室マスコットキャラクター

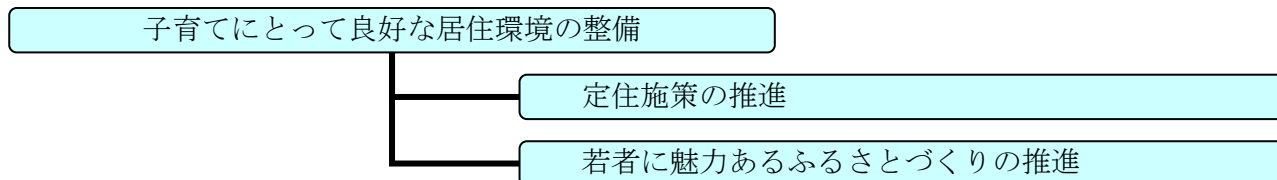


4. 子育てを支援する生活環境の整備

子育て世代の社会的不安を解消し、安心して生活し、子育てができるよう、良好な居住環境の整備、子どもや親子が安心・安全に過ごせる居場所の確保等、子育てしやすい環境や若者の定住を促進するための環境整備を行います。

(1) 子育てにとって良好な居住環境の整備

子育てを担う若い世代を中心に、良好な居住環境を整備できるよう、定住施策を充実させるとともに、若い世代に魅力のあるふるさとづくりの推進に努めます。



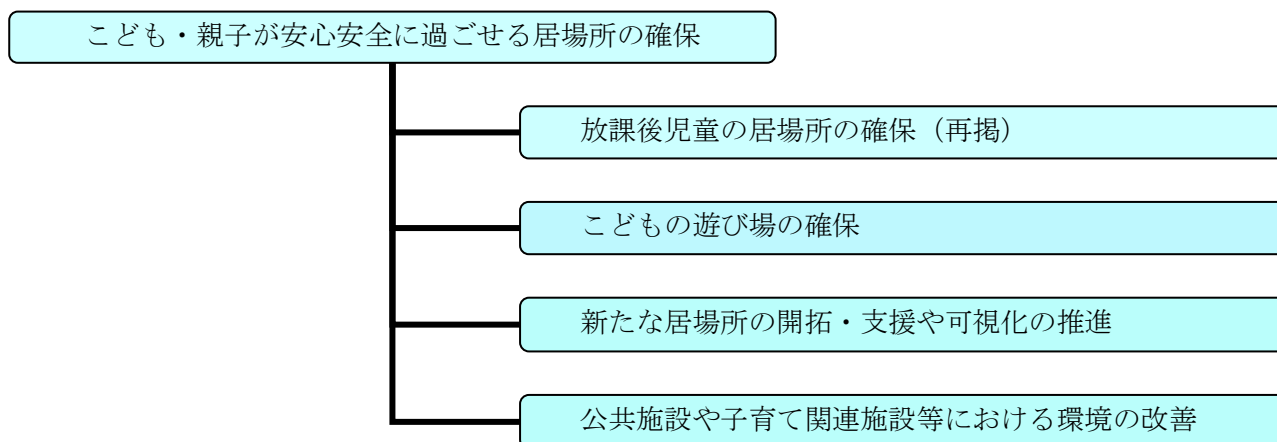
主な施策と概要

施策	概要
定住施策の推進	若者や子育て世代の定住を推進するため、定住施策を充実させます。
若者に魅力あるふるさとづくりの推進	若者のニーズを把握し、将来も定住したいと感じられるような魅力あるふるさとづくりを推進します。

(2) 子ども・親子が安心安全に過ごせる居場所の確保

身近な場所において、子どもや親子が安心安全に過ごせる居場所の確保に努めます。また、放課後児童クラブの待機児童0人をめざします。

目標	項目	令和6年度	令和11年度
指標	放課後児童クラブの待機児童数	2人 (令和6年5月1日時点)	0人



主な施策と概要

施策	概要
放課後児童の居場所の確保（再掲）	放課後児童クラブの待機児童を発生させないように、提供可能量の確保に努めます。
こどもの遊び場の確保	南部町子どもの広場整備構想により、低年齢児とその親を対象とした子どもの広場「グリコこそだてパークなんぶ（令和2年オープン）・いこい荘 子どもの広場（令和6年リニューアルオープン）」を整備しました。子どもの広場の管理やイベント運営を行い、幼児が安心して遊び、子育て世代がくつろぎ、交流できるようなこどもの遊び場をめざします。
新たな居場所の開拓・支援や可視化の推進	こどもや保護者の声を聴きながら、地域住民の理解を得た上で、既存施設等を活用し、こどもや親子の居場所づくりを進めながら、新たな居場所づくりを開拓・支援するよう努めます。 また、こどもの居場所マップやポータルサイトなどで可視化を進めていきます。
公共施設や子育て関連施設等における環境の改善	公共施設等の新築、改修、改築等にあたり、こども・子育て支援機能を強化するため、こどもが遊べる広場や子育て親子の交流の場の整備に努めます。また、児童館、保育園（新たに建設する統合保育所を含む）等の子育て関連施設等における空調整備や部屋や玄関、バリアフリー化による改修、遊具、防犯対策設備の設置、園庭の整備（芝生化）、トイレの洋式化などの環境改善に努めます。

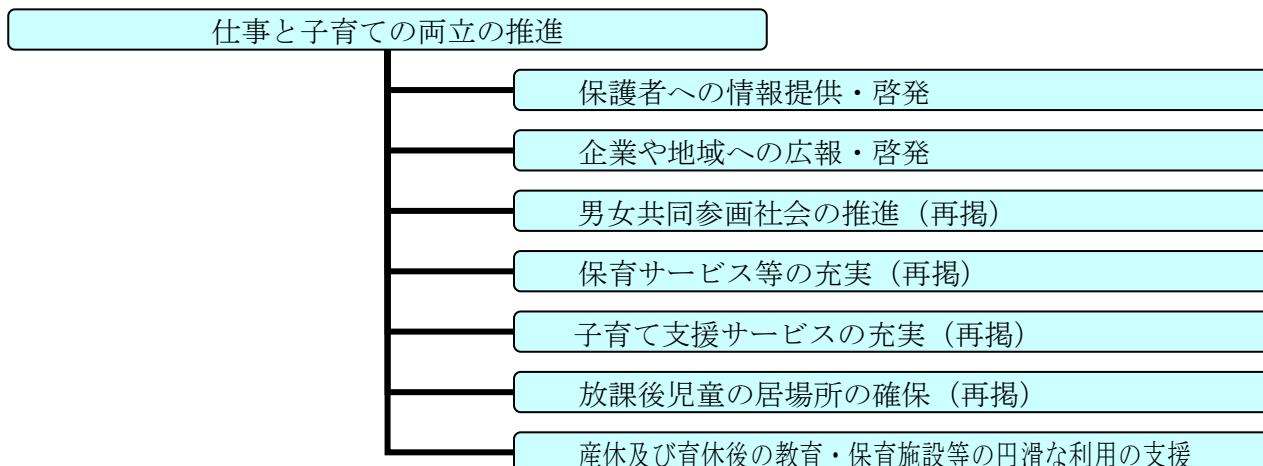
5. 仕事と家庭の両立

働く誰もが、生活と仕事の調和を保てるよう、企業や事業者への意識啓発、地域における子育て支援、保育サービスの充実により、多様な働き方の実現と働き方の見直しを推進し、仕事と家庭の両立を支援します。

（1） 仕事と子育ての両立の推進

働く人の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう、事業主の理解と協力のもとに、両立支援のための法律、国の制度、県の取組を踏まえ、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、町内の企業等に対し子育て応援企業の認定を推進します。

目標	項目	令和6年度	令和11年度
指標	子育て応援企業認定	通算12社	通算14社

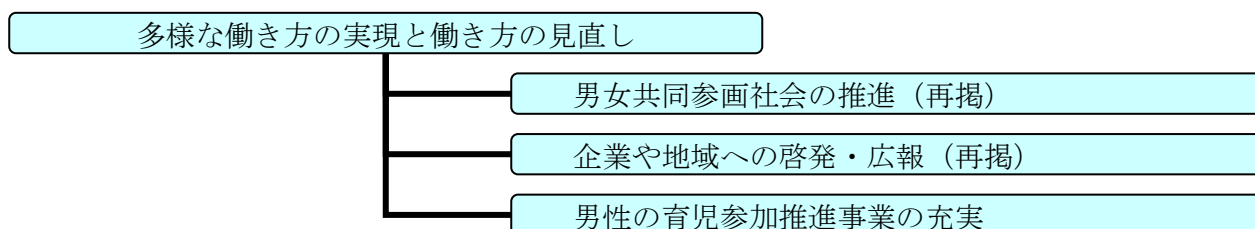


主な施策と概要

施策	概要
保護者への情報提供・啓発	機会をとらえて、誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた啓発や情報提供に努めるほか、男女両方の働き方の見直しや男性の育児参加の促進に向けた啓発を行います。
企業や地域への情報提供・啓発	広報等を通じた制度等の普及をはじめ、男女ともに育児休暇・介護休暇等を取得しやすい職場環境づくりと、働きやすい労働条件の向上について、企業や地域への啓発に努めます。また、経営者や管理職が職場でともに働く部下の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を応援する「イクボス宣言」を行い、町民の子育てを応援する取り組みや地域貢献活動を行う企業や団体に対し、「南部町子育て応援企業」の認定を行います。
男女共同参画社会の推進（再掲）	男女がともに家事や育児等の家庭責任を担うことの重要性を浸透・定着させるために、積極的な情報提供・啓発を進め、男女共同参画意識の普及に努めます。
保育サービス等の充実（再掲）	多様化する保育ニーズに対応した保育施設の機能の充実を図るとともに、一時預かり、病児・病後児保育、延長保育等の充実に努めます。
子育て支援サービスの充実（再掲）	ファミリー・サポート・センターについて、会員拡大や利用促進を図り、利用者支援事業等の子育て支援サービスを充実させます。また、原則、ファミリー・サポート・センターは援助会員宅での利用ですが、6ヶ月～1歳児未満は子育て交流室あいあいでの利用に加え、1歳児からは児童館でも利用できるよう利用場所の拡大に努めます。
放課後児童の居場所の確保（再掲）	学童期の児童の安心安全な居場所を確保するため、児童館や放課後児童健全育成事業等の受入体制を整備します。
産休及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の支援	保護者が産休、育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、利用者支援事業による情報提供や相談支援等を行います。

（２） 多様な働き方の実現と働き方の見直し

各家庭や地域における男女共同参画社会への理解を深めるとともに、子育てしやすい職場環境への企業や事業主、職場の一人ひとりの理解を促進するため、以下の取組を行います。



主な施策と概要

施策	概要
男女共同参画社会の推進（再掲）	男女がともに家事や育児等の家庭責任を担うことの重要性を浸透・定着させるために、積極的な情報提供・啓発を行います。

施策	概要
企業や地域への啓発・広報（再掲）	広報等を通じた制度等の普及をはじめ、男女ともに育児休暇・介護休暇等を取得しやすい職場環境づくりと、働きやすい労働条件の向上について、企業や地域への啓発に努めます。
男性の育児参加推進事業の充実	男性の育児参加を促進するために、学び、相談、仲間づくりの機会を充実させます。

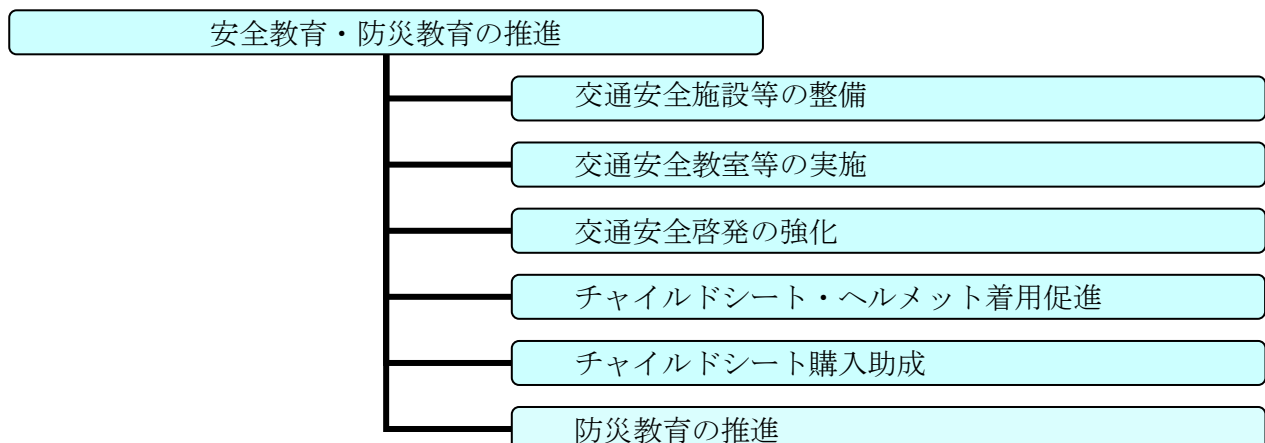
6. こどもの安全確保

こどもの交通安全を確保するための取組、こどもを犯罪被害から守るための活動の推進により、こどもと保護者の自覚を高めるための意識啓発等、地域ぐるみでこどもの安全を確保する環境をめざします。

（1） 安全教育・防災教育の推進

こどもを交通事故等から守るため、関係機関が連携し、交通安全教育を推進するとともに、チャイルドシート・ヘルメットの着用促進を図るための啓発等を行います。

また、防災に関する基礎知識の学習等を行い、災害時に地域で互いに助け合う意識を育むよう防災教育を推進します。



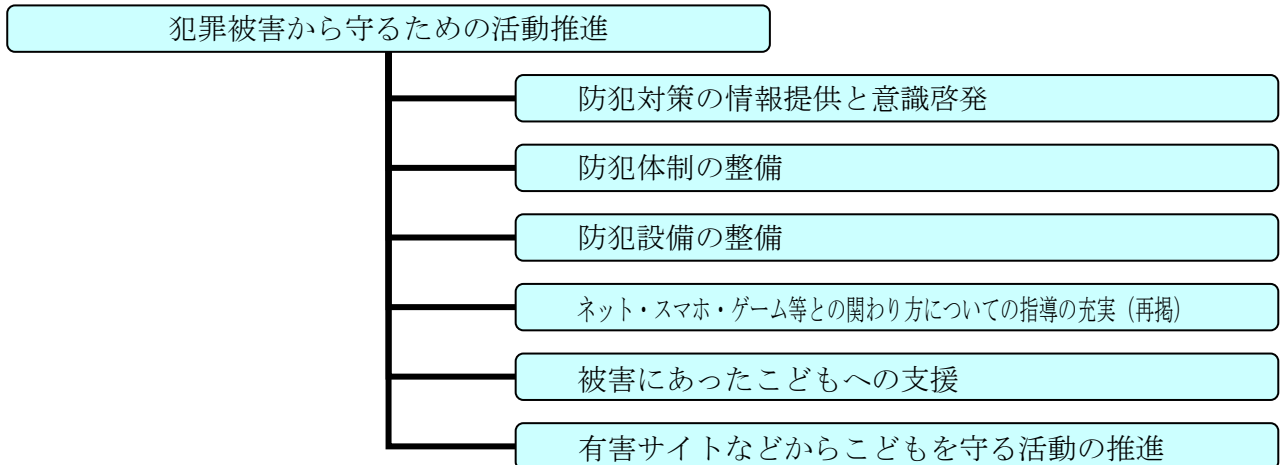
主な施策と概要

施策	概要
交通安全施設等の整備	こどもやこども連れの保護者が安全に安心して通行できるような道路環境を整備するため、交通安全施設や標識等の点検を定期的に行い、交通安全施設等の整備に努めます。
交通安全教室等の実施	園・学校等で継続的な交通安全教室等を実施し、交通事故防止の意識の醸成に努めます。
交通安全啓発の強化	地域住民全体の交通安全意識を高めるための啓発を強化します。
チャイルドシート・ヘルメット着用促進	チャイルドシート、自転車用ヘルメットの着用徹底を図るための啓発を行います。
チャイルドシート購入助成	チャイルドシート購入費の助成を行います。

施策	概要
防災教育の推進	災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、子ども自らが安全を確保するための行動ができるよう基礎的な学習や訓練活動を推進します。また、災害発生時及び事後に、進んで地域の安全に役立つことができ、互いに助け合うよう意識の醸成を推進します。

(2) 犯罪被害から守るための活動推進

犯罪等から子どもを守るため、地域の防犯意識を向上させ、地域、保護者、学校等の関係機関が連携し、地域ぐるみで子どもを犯罪等から守る地域社会の形成を推進します。



主な施策と概要

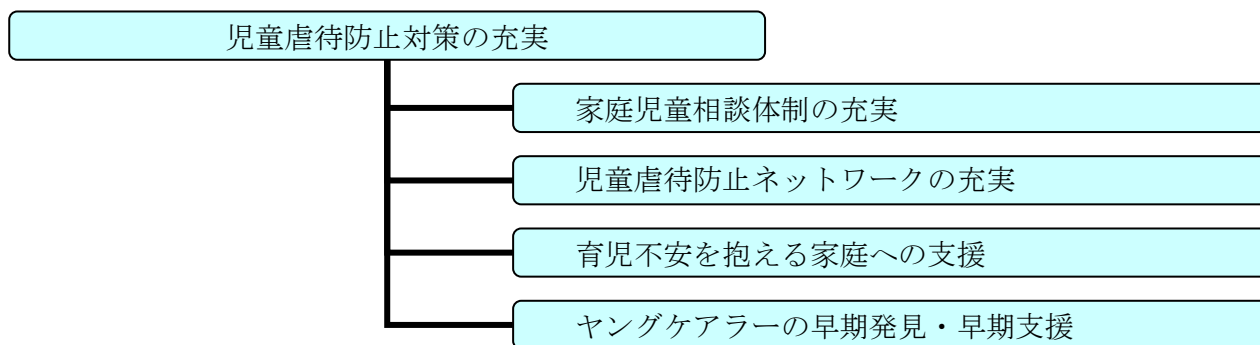
施策	概要
防犯対策の情報提供と意識啓発	警察等との連携により、子どもたちが犯罪に巻き込まれない、関わらない、起こさないための情報提供と意識啓発を行います。
防犯体制の整備	防犯パトロール、下校時のメロディーチャイムなど、地域、保護者、関係機関が連携して子どもたちを犯罪被害から守るための体制を整備します。
防犯設備の整備	防犯灯の設置や管理等、防犯設備の整備を引き続き推進します。
ネット・スマホ・ゲーム等との関わり方についての指導の充実（再掲）	情報社会における的確な判断力を養うため、学校等において、インターネット（SNS）や携帯電話（スマートフォン）、ゲーム等の安全な使い方の指導の充実を図ります。
被害にあった子どもへの支援	犯罪、いじめ、虐待等の被害にあった子どもの心のケアや保護者への相談・助言等を行うため、園・学校・要保護児童対策地域協議会等の関係機関が連携を図りながら、問題の解消に向けた早期対応を行います。
有害サイトなどから子どもを守る活動の推進	児童自らが有害サイト等から身を守るように、インターネット（SNS）や携帯電話（スマートフォン）、ゲーム等の正しい使い方の指導をはじめ、保護者に対するフィルタリングサービス利用の啓発など、有害環境から児童を守る環境整備に努めます。

7. 要保護児童等（被虐待児童・ひとり親児童・障がい児等）への対応

児童虐待の早期発見と未然防止対策、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実により、支援を必要とするこどもや家庭に対する適切な支援を切れ目なく行うことで、支援を要するこどもを地域ぐるみで見守り、すべてのこどもが安心して生活できる地域社会をめざします。施策の推進にあたっては、こども家庭センターを中心に、県が行う施策との連携を図るとともに、本町の実情に応じた施策を関係機関と連携を密に行います。また、最近では、児童虐待の背景として、本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども「ヤングケアラー」が問題視されています。ヤングケアラーを早期発見し、適切な支援に繋げていきます。

（1）児童虐待防止対策の充実

児童虐待を防止し、すべてのこどもの健やかな心身の成長と社会的自立を促すことをめざし、発生の予防から早期発見、保護、支援、アフターケアにいたるまで、一貫した切れ目のない支援を行うために、以下の取組を実施します。

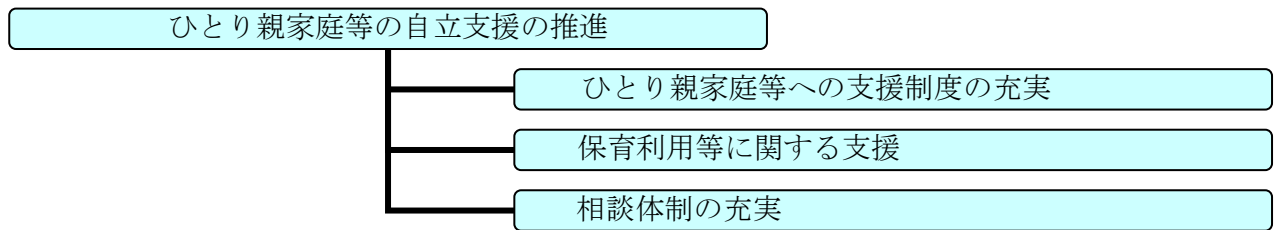


主な施策と概要

施策	概要
家庭児童相談体制の充実	児童虐待に関する相談のみならず、すべてのこども・家庭の相談を受けるため、こども家庭センターを中心に、保護者に対する適切な助言・指導を行い、児童虐待の未然防止及び早期解決に努めます。
児童虐待防止ネットワークの充実	虐待予防・防止、早期発見、早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関のネットワークの確立を図り、問題解決に向けた体制整備をします。
育児不安を抱える家庭への支援	虐待行動に繋がる家庭の不安定さなどの相談に応じ、虐待の未然防止や早期対応を図ります。
ヤングケアラーの早期発見・早期支援	県と連携しながら、ヤングケアラーの社会的認知度を向上させるため実態調査や広報啓発を実施し、ヤングケアラーを早期発見し、適切な支援に繋がります。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等が、自ら進んで自立した生活を営み、安心して子育てができるよう、以下の取組を行います。



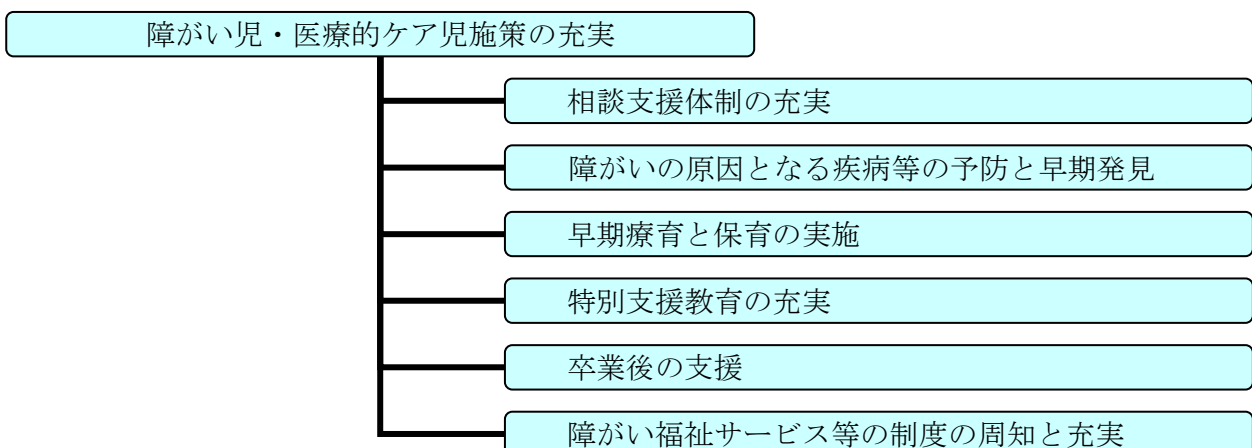
主な施策と概要

施策	概要
ひとり親家庭等への支援制度の充実	児童扶養手当、児童福祉手当、小中学校入学支度金、医療費助成等の各種の助成制度や事業の充実を図り周知に努めます。また、県等との協力により、就労支援に努めます。
保育利用等に関する支援	ひとり親家庭が就職活動中も含めて保育の優先利用が可能となるよう入所調整を行うとともに、所得階層に応じた保育料の減免や副食費の免除など、保育を利用しやすい環境づくりに努めます。
相談体制の充実	ひとり親家庭の抱える諸問題の相談に応じられるよう、各機関と母子父子自立支援員との連携強化を図るなど相談体制の充実を図ります。

(3) 障がい児・医療的ケア児施策の充実

障がい児・医療的ケア児が、地域社会の中で安心して生活し、自立して社会参加を行うことができるよう、必要な支援を行う環境の整備や施策の充実が求められています。

南部町障がい者プランの理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いの人格と個性を尊重し支え合い、障がいのある人もない人も安心して暮らせる「ともに支えあい元気に暮らすまちづくり」を実現するため、医療・障がい福祉・保育・保健・教育の各分野が連携し、こどもの発達段階に応じ、一貫したサポートを実施できるよう、体制の整備を行います。



主な施策と概要

施策	概要
相談支援体制の充実	発達上の心配や悩み等の相談を、保健師や保育士等に気軽に相談できる体制を整えます。また、児童の発達段階に応じて、関係機関が保護者と本人のニーズに応じた適切なサポートを行えるよう、支援体制を強化します。
障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見	妊産婦の健康教育、保健指導及び健康診査、新生児や乳幼児に対する健康診査・指導等を適切に実施します。健康診査等で発見された障がいの疑いのある児童に対して、精密検査の勧奨や療育サービスの紹介等を適切に行います。また、保育園、学校等での健康診査等の適切な実施、疾患の相談等の機会の充実に努めます。
早期療育と保育の実施	健康診査等を一層充実し、障がいの早期発見に努めるとともに、保育士と保健師や医師等の連携を図りながら、乳幼児期からの早期療育体制を整備し、児童にとって必要な支援を行い、その発達を最大限に伸ばせるよう努めます。また、障がいのある幼児と障がいのない幼児がふれあう機会の拡充に努め、相互の豊かな人格形成を図ります。
特別支援教育の充実	園・学校は、幼児・児童生徒の障がいの種類や程度、困り感等を把握し、円滑な就園・就学に努めます。また、特別な支援が必要な幼児・児童生徒が、社会の一員として自立した生活を送れるよう、一人ひとりの状況や教育的ニーズ等に応じて必要な支援が行われるよう環境を整え、充実に努めます。
卒業後の支援	学校卒業後の障がいのある人に対する適切な教育の場や就労の場の支援について、社会への移行支援体制づくりを関係機関が連携して行います。また、家族への支援や社会資源の活用に対する理解を深めるための相談支援体制を整備します。
障がい福祉サービス等の制度の周知と充実	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法に基づいて実施される障がい福祉サービスが適切かつ効率的に提供できるよう、制度の周知と利用促進に努めます。また、町独自で実施する地域生活支援事業により、障がい福祉サービスの対象から外れる障がい児(者)に対する生活支援を推進します。

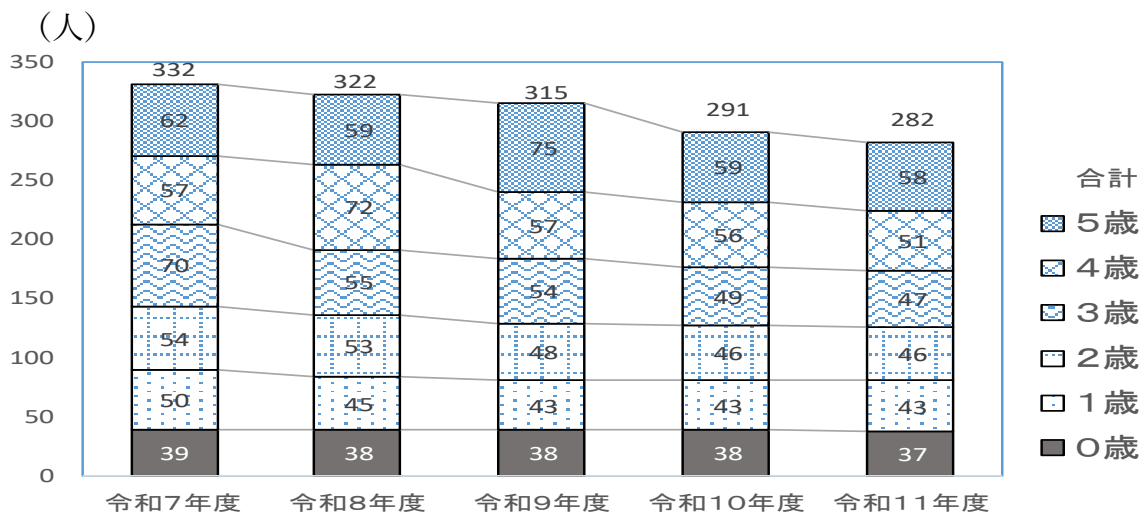
第5章 第3期南部町子ども・子育て支援事業計画

国の方針では、こども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、幼児教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本町においても、令和6年4月に実施した「第3期南部町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」や以下の「児童人口の推計」をもとに、事業の利用実績や現在の供給状況、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定しています。

○児童人口の推計（令和7～11年度）

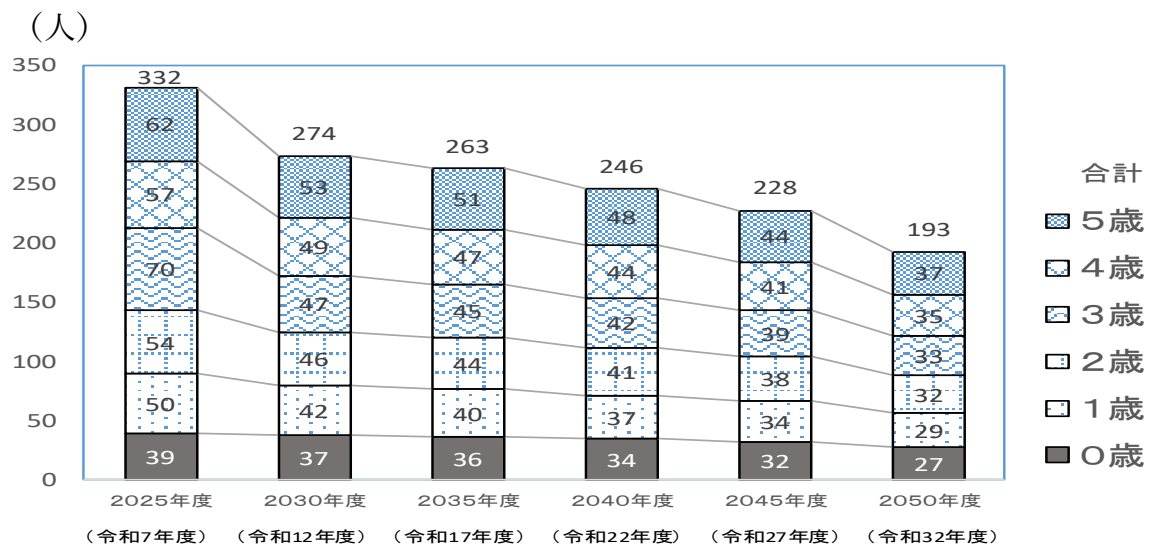
「住民基本台帳人口」及び「社会保障・人口問題研究所の人口予測ベースシミュレーション」を参考に令和7～11年度の1歳ごとの児童人口を推計しました。



(参考)

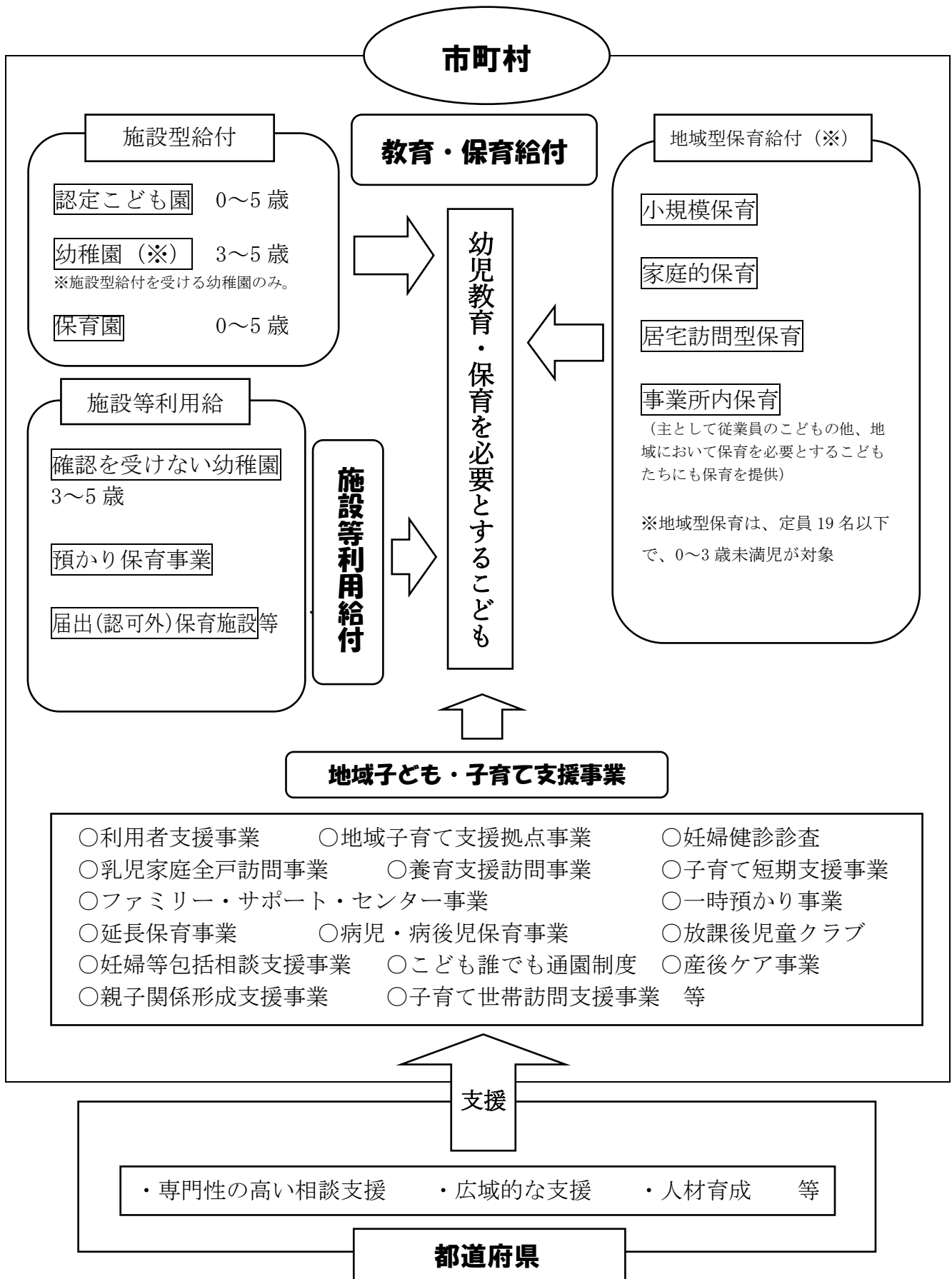
○2050年度までの人口推計（長期）

「社会保障・人口問題研究所の人口予測ベースシミュレーション」及び上記「児童人口の推計」を参考に、2050年度までの児童人口を推計しました。



1. 子ども・子育て支援法に係る体系

(1) 子ども・子育て支援法に係る体系図



(2) 子ども・子育て支援法に規定する事業

認定区分		認定要件	受入施
幼児教育・保育給付	1号	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定こども以外のもの	幼稚園 認定こども園
	2号	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園
	3号	満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 地域型保育事業

事業名	事業内容
①利用者支援事業	こども又はその保護者の身近な場所で、地域の子育て支援情報等の提供、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
②地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
③妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導とともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
⑤・養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業
・子どもを守る地域ネットワーク強化事業	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
⑥子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童等について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業・夜間養護等事業）
⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
⑧一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業
⑨延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
⑩病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を提供する事業
⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
⑭妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業
⑮乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保護者の就労要件などを問わず、こどもを保育所などの施設に通わせることができる制度
⑯産後ケア事業	出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を行う事業
⑰親子関係形成支援事業	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、親子間における適切な関係構築を図る事業
⑱子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業

2. 提供区域の設定

(1) 区域設定の考え方

本町における幼児教育・保育の提供区域の設定にあたっては、下記の項目を勘案し、南部町全域で幼児教育・保育の量の見込みを定めます。

- 保護者の仕事に合わせた幼児教育・保育の特性を踏まえた選択ができること
- 量の調整に柔軟に対応できること
- 利用者の細かなニーズに柔軟に対応できること

(2) 提供区域

① 幼児教育・保育提供区域…南部町全域

本町の公立保育園等の利用対象者は、町全域のこどもとしています。今後も南部町全域を提供区域とすることが適当と考えます。

② 地域子ども・子育て支援事業…町全域

現在実施している子育て支援事業は町全域を対象に実施しています。今後も、南部町全域を提供区域とすることが適当と考えます。

	子ども・子育て支援法に規定する事業	区域
幼児教育・保育	1号認定（3～5歳 幼児期の学校教育のみ）	南部町全域
	2号認定（3～5歳 保育の必要性あり）	南部町全域
	3号認定（0歳、1～2歳の年齢区分ごと保育の必要性あり）	南部町全域
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	南部町全域
	② 地域子育て支援拠点事業	南部町全域
	③ 妊婦健康診査	南部町全域
	④ 乳児家庭全戸訪問事業	南部町全域
	⑤ 養育支援訪問事業その他支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	南部町全域
	⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	南部町全域
	⑦ ファミリー・サポート・センター事業	南部町全域
	⑧ 一時預かり事業	南部町全域
	⑨ 延長保育事業	南部町全域
	⑩ 病児・病後児保育事業	南部町全域
	⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	南部町全域
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	南部町全域
	⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	南部町全域
	⑭ 妊婦等包括相談支援事業	南部町全域
	⑮ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	南部町全域
	⑯ 産後ケア事業	南部町全域
	⑰ 親子関係形成支援事業	南部町全域
	⑱ 子育て世帯訪問支援事業	南部町全域

3. 幼児期の教育・保育の提供体制の確保内容

(1) 幼児教育・保育の量の見込みと確保内容

町内に居住する就学前のこどもについて、現在の保育園等の利用状況と利用希望を踏まえ、国の定める以下の区分で設定します。

【提供区分と提供施設】

認定区分		提供施設
1号認定	3歳～就学前、幼児期の学校教育のみ	幼稚園・認定こども園
2号認定	3歳～就学前、保育の必要性あり	保育園・認定こども園
3号認定	0歳～2歳、保育の必要性あり	保育園・認定こども園・地域型保育事業

幼児教育・保育の「量の見込み」に対する「確保の内容」と「実施時期」 単位：人

区 分		令和7年度				令和8年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1～2歳			0歳	1～2歳
量の見込み (必要利用定員総数)		11	178	27	89	11	175	26	84
確保 内容	保育園、認定こども園、幼稚園 (幼児教育・保育施設)	20	226	37	118	20	177	24	90
	地域型保育事業			10	9			10	9

区 分		令和9年度				令和10年度				令和11年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1～2歳			0歳	1～2歳			0歳	1～2歳
量の見込み		11	175	26	78	11	153	26	77	11	145	25	77
確保 内容	幼児教育・保育施設	20	177	24	90	20	177	24	90	20	177	24	90
	地域型保育事業			2	3			2	3			2	3

○令和8年度を目標に、老朽化した2園を統合し、民間と公私連携協定を締結して、私立保育所を開設して、保育ニーズにあった計画を進めていきます。

○2号認定の児童は、当面の間、町内施設で十分に受け入れが可能であることから、町内保育園・認定こども園での受け入れを行います。令和8年度の統合保育所の整備については、関係保護者、保育需要、民間事業者の動向、整備の緊急性等を勘案したうえで、随時柔軟な見直しを進めていきます。

○3号認定については、待機児童対策として、令和元年度から事業所内保育に地域枠を設けています。ただし、さらに待機児童が生じた場合は、保育体制の確保に努めます。

(2) 幼児期の教育・保育の一体的提供と推進体制の確保の内容

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設です。

本町では、平成 27 年度から、既存の保育園から保育所型認定こども園へ 1 施設を移行しています。

今後も引き続き、これまで培ってきた知識・技能を活かし、提供内容の質の維持・向上を図るため、幼児期におけるこども一人ひとりの育ちを支援する保育を実施するほか、幼児期の環境が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを認識し、児童福祉と学校教育の両面から、こども一人ひとりへのきめ細かな発達を支援します。

また、認定こども園は、地域における子育て支援の役割を担い、すべての子育て家庭を対象とした親子の集いの場の提供等を行うことから、子育て支援の地域における拠点施設として、利用者の利便の向上に努めます。

認定こども園及び保育園は、それぞれの園の特徴を活かした園づくり、園運営を行うとともに、こどもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、保育士による合同研修、教員や保育士の交流・研修等を推進し、学校教育・保育の共通理解や人材育成に努めています。

また、定期的な会議や研修等を通じて情報共有を図るなど、協力体制を構築し、密接な連携に努めます。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保内容

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、現在の該当事業の利用状況と、ニーズ調査で把握した今後の利用希望を踏まえ、国の示す算出方法を基準に設定し確保するものとします。

(1) 利用者支援事業

(か所数)		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	施設	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
② 確保内容	施設	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

【確保の内容の考え方】

- 新たに設置する「こども家庭センター」の統括支援員が中心となって専門的な相談支援等を行う「こども家庭センター型」と、子育て支援員（保育士）やこども家庭ソーシャルワーカーを中心に、保健師や助産師が寄り添いながら支援する「基本型」の 2 つの事業を一体的に実施するため、場所は 1 か所ですが、計画としては事業ごとに表記するため 2 か所となっています。
- 「こども家庭センター型」では、従来の妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援をしてきた「子育て包括支援センターネウボラ」と、従来の虐待への予防的な対応をしてきた「子ども家庭総合支援拠点」の両面から一体的な支援を提供します。
- 当事者にとって、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実現するため、適切な情報提供のための 2 類型の連携を行いながら、地域の子育て支援事業等の情報提供と、必要に応じた相談・助言等が適切に行えるよう、子育て支援拠点等関係機関との連携を図ります。

(2) 地域子育て支援拠点事業

(延利用者数・か所数)		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	人数	2,759	2,624	2,489	2,450	2,431
	施設	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
② 確保内容	人数	2,759	2,624	2,489	2,450	2,431
	施設	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【確保の内容の考え方】

- 地域子育て支援拠点として、すみれこども園内の「子育て交流室あいあい」1 か所で事業を実施します。
- 乳幼児及びその保護者の交流の場を提供し、子育て等に関する相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
- 低年齢児から保育園等への入所希望が増加傾向にあるため、利用者は減少が見込まれます。乳幼児及びその保護者の交流の場を提供し、子育て等に関する相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

(3) 妊婦健康診査 ※多胎妊婦の場合は、別に 5 回

(延利用回数)		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	回数	546	546	546	532	532
② 確保内容	回数	546 (14 回/人)	546 (14 回/人)	546 (14 回/人)	532 (14 回/人)	532 (14 回/人)

【確保の内容の考え方】

- 町内には、妊婦健診を実施する医療機関がありませんので、県内と一部県外の施設で受診された回数（14 回まで）の助成をします。
- 母子健康手帳交付時の説明を的確に行うなど受診勧奨に努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

(対象訪問件数)		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	件	39	39	39	38	38
② 確保内容	件	39	39	39	38	38

【確保の内容の考え方】

- 今後も、対象家庭の確実な把握と全戸訪問を実施し、不安や悩み相談、子育て情報の提供など適切なサービス提供に繋がるための体制整備に努めます。

(5) 養育支援訪問事業その他の要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

(対象訪問件数)		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	件	3	3	3	3	3
② 確保内容	件	3	3	3	3	3

【確保の内容の考え方】

- 支援が必要な家庭の的確な把握と訪問を実施する体制の整備に努め、関係機関と連携した早期の支援体制の構築に努めます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

(延利用者数・か所数)		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	人数	3	3	3	3	3
	施設	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
② 確保内容	人数	3	3	3	3	3
	施設	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

【確保の内容の考え方】

○新たな受け入れ可能な施設を開拓し、利用ニーズに応えられる体制を継続します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

(延利用者数・か所数)		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	人数	20	21	22	23	24
	施設	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
② 確保内容	人数	20	21	22	23	24
	施設	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【確保の内容の考え方】

○事業のPR方法や利用場所等を見直しながら、会員拡大や利用促進を図ります。

(8) 一時預かり事業

(延利用者数・か所数)		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	人数	500	500	500	500	500
	施設	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
② 確保内容	人数	500	500	500	500	500
	施設	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【確保の内容の考え方】

○希望の方の受け入れができるよう継続実施を行い、保育体制の確保に努めます。

(9) 延長保育事業

(施設数は「保育標準時間（保育短時間）」と表記)

(延利用者数・か所数)		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	人数	100	90	90	90	90
	施設	4(6)か所	3(5)か所	2(4)か所	2(4)か所	2(4)か所
② 確保内容	人数	100	90	90	90	90
	施設	4(6)か所	3(5)か所	2(4)か所	2(4)か所	2(4)か所

【確保の内容の考え方】

○延長保育は、保育標準時間の利用時間（7時30分～18時30分）と保育短時間の利用時間（8時30分～16時30分）を超える時間帯での保育を継続して実施します。

(参考)

施設名		開所時間 (月～土)	延長保育									
			保育標準時間を 超える時間帯					保育短時間を 超える時間帯				
			R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
さくら保育園	R8～ 統合	7:30～19:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
つくし保育園		7:00～19:00	○					○				
ひまわり保育園		7:30～18:30						○	○	○	○	○
すみれこども園		7:30～18:30						○	○	○	○	○
小規模保育園 南部町ベアーズ		7:00～19:00	○	○	—	—	—	○	○	—	—	—
さくら キッズ	地域枠 従業員枠	7:30～19:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合計(か所数)			4	3	2	2	2	6	5	4	4	4

(10) 病児・病後児保育事業

(延利用者数・か所数)		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	人数	200	210	220	230	240
	施設	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
② 確保内容	人数	200	210	220	230	240
	施設	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

【確保の内容の考え方】

○利用料は、各機関や他市町村の状況等を見ながら、必要に応じて検討を行います。

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

(実利用者数・か所数)		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人数	128	121	115	116	113
	1 年生	32	33	31	39	31
	2 年生	37	28	29	27	34
	3 年生	29	28	22	22	21
	4 年生	17	19	19	14	15
	5 年生	9	9	10	10	8
	6 年生	4	4	4	4	4
	施設	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
②確保内容	人数	206	206	206	206	206
	施設	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

【確保の内容の考え方】

○保護者の就労機会の増加により需要が高まり、就労形態の変化により、利用時間の延長、休日の実施、対象学年の拡大に対する要望が多くなっているため、必要に応じて検討を行い、引き続き継続して実施していきます。また、児童館と連携し子育てを支援していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【確保の内容の考え方】

○国等の動向を見ながら必要に応じて検討していきます。

(13) 多様な主体の参入促進事業

【確保の内容の考え方】

○町内の事業の需給状況を把握しながら必要に応じて検討していきます。

(14) 妊婦等包括相談支援事業

※新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付け

(面談回数)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	回数	117	117	114	114	111
② 確保内容	回数	117 (3回/人)	117 (3回/人)	114 (3回/人)	114 (3回/人)	111 (3回/人)

【確保の内容の考え方】

○妊娠中や出産後の疑問や不安を相談し、安心して出産を迎えることができるようサポートします。妊娠中や産後、子育てのサービスなど地域の情報提供を行います。

○妊婦サポートアンケートを行い合計3回の面談を実施、必要に応じて3回以上の面談を実施します。身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなげます。

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

※新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付け

※令和8年度から開始

《0歳児》

(区分)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	延べ人数	—	1人日	1人日	1人日	1人日
② 確保内容	延べ人数	—	1人日	1人日	1人日	1人日

《1歳児》

(区分)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	延べ人数	—	1人日	1人日	1人日	1人日
② 確保内容	延べ人数	—	1人日	1人日	1人日	1人日

《2 歳児》

(区分)		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	延べ人数	—	1 人日	1 人日	1 人日	1 人日
② 確保内容	延べ人数	—	1 人日	1 人日	1 人日	1 人日

【確保の内容の考え方】

○南部町に住所を有するこどものうち、保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていない生後 6 か月～3 歳未満のこどもを対象に、保護者の就労など保育の必要性にかかわらず、月一定時間（10 時間）までの利用可能枠の中で、保育園等に通園できる事業を実施します。

(16) 産後ケア事業

※新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付け

(区分)		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	延べ人数	78 人日	78 人日	78 人日	76 人日	76 人日
② 確保内容	延べ人数	78 人日	78 人日	78 人日	76 人日	76 人日

【確保の内容の考え方】

○出産後の母子に対して、実施施設を確保し、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行います。また、こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿として活用していきます。

(17) 親子関係形成支援事業

※新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付け

(区分)		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	実人数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
② 確保内容	実人数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人

【確保の内容の考え方】

○こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、グループワークを通じて親子間の適切な関係性を構築し、こどもの発達の状況に応じた情報提供・相談・助言等の支援を行います。（県西部の広域実施）

(18) 子育て世帯訪問支援事業

※新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付け

(区分)		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	延べ人数	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日
② 確保内容	延べ人数	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日

【確保の内容の考え方】

○児童の養育支援を必要とする家庭に対し、訪問支援員による家庭訪問を行い、家事・子育て等（保育園等の送迎を含む）の支援を実施することにより、家庭環境及び養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

第6章 南部町こどもの貧困対策推進計画

1. 計画策定の趣旨

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されたことを受け、国では同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、基本的な方針やこどもの貧困に関する指標及び指標の改善に向けた施策等を定め、総合的な対策を推進してきました。

令和元年6月には法が改正され、その目的に、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの将来だけでなく現在の生活等に向けてもこどもの貧困対策を総合的に推進することが明記され、同年11月に、法改正を踏まえ、こどもの貧困に関する指標の追加等の見直しを行った新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

また、令和4年6月に制定された「こども基本法」では、市町村においても、これまで以上に効果的なこども政策やこどもの貧困対策の取組を進めていくことが求められています。

本町では、これまで、町の個別施策として、関係機関と連携しながら、庁内の各部署においてこどもの貧困対策に関する施策に取り組んできました。

こうした状況の中、こどもたちが個々の家庭環境や経済的状況にとらわれることなく、その能力を活かし、夢や希望を持って成長できるよう、こどもの貧困解消に向けて施策を体系的に推進していくため、各施策に取り組んでいきます。

2. 南部町の概況

(1) 就学援助を受けている児童生徒数の推移

経済的理由によって就学することが困難と認められる児童生徒の保護者に対し就学に関わる費用の援助を行っています。

要保護及び準要保護の認定率は、やや増加の傾向を示しています。

○要保護児童生徒数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学生(人)	3	2	5	4	4
中学生(人)	0	1	1	1	1
合計(人)	3	3	6	3	5

○準要保護児童生徒数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学生(人)	74	62	66	81	81
中学生(人)	39	36	39	44	46
合計(人)	113	98	105	125	127

○要保護及び準要保護認定率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定率(%)	14.0	13.1	15.2	17.54	18.05

(2) 児童扶養手当受給者等の推移

受給者数はやや減少傾向で推移しています。

令和2年度から令和5年度の受給者数及び受給割合をみると、やや減少傾向にあります。令和2年度と令和5年度を比較すると、受給者数で7人減少しています。

○児童扶養手当受給者

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子家庭	68	63	60	60	62
父子家庭	2	3	3	4	2
その他	3	3	3	2	2
小計	73	69	66	66	66
支給停止	14	13	13	13	18
合計	87	82	79	79	84

(参考)

○児童福祉手当受給者（ひとり親家庭）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子(父子)家庭	79	76	68	74	76

○ひとり親家庭入学支度金

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校入学(人)	1	5	5	2	0
中学校入学(人)	5	3	3	4	7
合計	6	8	8	6	7

(3) 特別医療費助成（受給者数）の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小児(高等学校 修了までの児童)	1,555	1,530	1,458	1,439	1,378
ひとり親家庭 (親のみ)	44	39	38	41	41

※資格は小児とひとり親家庭を抜粋。

※小児の自己負担額の無償化が、令和6年4月1日から施行。

※ひとり家庭は所得税非課税世帯が対象。

※※受給資格者の人数は3月1日時点

(参考)

○ひとり親家庭医療費助成（町助成）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子(父子)家庭	32	23	23	20	18

※特別医療の対象とならない一定の所得額までの世帯が対象。

3. 具体的施策について

(1) 教育の支援

家庭の状況にかかわらず、質の高い幼児教育・保育や学校教育を受け、すべてのこどもの可能性を引き出し、自分の夢や目標に向かうことができるようにすることが、こどもたち一人ひとりの豊かな人生の実現につながります。

幼児教育・保育から小学校教育へと切れ目なく支援を行うとともに、就学援助をはじめとする経済的援助の充実を図ります。また、小中学校や保育園等、関係機関と連携し、苦しい状態にあるこどもや家庭を早期に把握する体制を整えます。さらに、スクールソーシャルワーカーが学校と家庭、保育園、認定こども園、地域福祉機関等との連携をコーディネートしたり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家による相談体制を強化したりするとともに、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会などの関係機関と連携しながら支援体制の充実などを図ります

- ・幼児教育・保育からの引き継ぎ連携
- ・就学援助の充実
- ・スクールソーシャルワーカーによる関係機関連携のコーディネート
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家による相談体制の強化
- ・こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携

(2) 生活の支援

貧困の状況にある家庭やこどもは、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが懸念されています。

保護者の就労時間が長いことなどが原因で、こどもとかかわる時間が少なくなり、こどもを放任する育児放棄に近い状態に置かれ、適切な養育環境が確立できない恐れが生じることもあります。

こどもやその家庭が社会的に孤立することのないよう、母親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図ります。また、こどもたちが正しい生活習慣を身につけるなど、児童館や放課後児童クラブなどの安心安全な居場所を確保できるよう、地域の資源や人材を活用した居場所づくりを確保します。

また、こどもたちの身近な居場所となるよう、児童館等での食事提供を行う「子ども食堂」などの活動を推進するため、日頃から地域で小学校の見守り活動や地域活動を行っている団体や新たに取組を行う民間団体等の立ち上げなどの支援を行い、子ども食堂の運営継続や拡充を図ります。

- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実
- ・児童館や放課後児童クラブ・子ども食堂などのこどもの居場所づくりの推進や充実

(参考)

○子ども食堂の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども食堂	1	3	3	3	3

※法勝寺子ども食堂（平成29年5月～）、宮前子ども食堂、あまつ子ども食堂（令和3年4月～）

(3) 保護者に対する就労の支援

貧困世帯の保護者は非正規就労や不安定な雇用形態におかれている場合があります、就労機会の確保のみではなく、職業生活の安定と向上のための支援が必要です。また、家庭の状況に応じた働き方を選択し、安定した収入を得ることにより自立した生活や子育てと仕事との両立ができるようきめ細かな就労支援が求められています。

ひとり親家庭の保護者がより安定した収入を得られるよう、ハローワークと連携し、求職活動などの就労支援を行います。また、就職に必要な資格取得を支援するために自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金などの制度周知を行います。さらに、ひとり親家庭等に対して、就職活動や技能習得のための通学やお子さんの保育や日常の生活援助などが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業によるサービスを提供します。

(参考) 令和7年度実施事業

- ・ひとり親家庭への就労支援（就労自立促進事業、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭就業支援講習会、日常生活支援事業）

事業名	事業内容	担当課等
就労自立促進事業	児童扶養手当を受給している方を対象に、ハローワークと福祉事務所が連携し、求職活動にあたっての心構え、不安の解消、経験や適性をふまえた職探しの方法などの支援を行います。	子育て支援課
自立支援教育訓練給付金	児童扶養手当の受給者または同等の所得水準にある方が、対象講座を受講し、修了した場合に受講経費の一部を給付金として支給します。	子育て支援課
高等職業訓練促進給付金	児童扶養手当の受給者または同等の所得水準にある方が、対象資格を取得するため、養成機関において6月以上のカリキュラムを修業する場合、修業期間の生活の負担を軽減するため給付金を支給します。	子育て支援課
ひとり親家庭就業支援講習会	就労に有利なパソコンの知識や技能を習得するための講習会を実施します。	子育て支援課
日常生活支援事業	ひとり親家庭で、就職活動や技能習得のための通学、冠婚葬祭や学校行事等で、お子さんの保育や日常の家事が困難な場合に、家庭生活支援員を派遣し、保育サービスや生活援助を行います	子育て支援課

(4) 経済的な支援

ひとり親家庭など経済的に困難な状況にある家庭に対し、児童扶養手当等の手当や教育費負担の軽減をはじめ、県や町などが実施する医療費助成や就学援助、貸付金などの現行制度の周知を強化します。また、家庭の経済的困窮により支援が必要な世帯を把握するため、関係課が持つ様々な情報の活用や関係機関との連携を図ります。児童を監護・養育している家庭の生活の安定と児童の健やかな成長のため、児童の養育者に児童手当を支給します。

(参考) 令和7年度実施事業

- ・児童手当（令和6年12月支給分から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡充しています）
- ・特別医療費助成（小児）
- ・ひとり親家庭への経済的支援（児童扶養手当、児童福祉手当、特別医療費助成、町助成、入学支度金）
- ・貸付金（母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金）
- ・災害遺児手当
- ・保育園等入所
- ・小中学生の就学援助
- ・学校給食費軽減事業
- ・教材費等補助事業
- ・保育料軽減及び副食費免除
- ・乳児紙おむつ支援事業
- ・高校等通学定期券助成事業
- ・妊婦のための支援給付金
- ・在宅育児世帯支援給付金
- ・チャイルドシート購入費助成
- ・インフルエンザ予防接種費用助成
- ・病児・病後児保育事業
- ・進学奨励金
- ・中学校等入学祝い金事業
- ・不妊治療費助成事業

事業名	事業内容	担当課等 (令和7年度時点)
児童手当	出生から18歳になった最初の3月31日までの児童を養育（監護）している方に児童手当を支給します。	子育て支援課
特別医療費助成（小児）	18歳になった最初の3月31日までの児童の医療費を助成します。（無料）	福祉政策課
児童扶養手当	18歳になった最初の3月31日まで（心身に一定以上の障がいがある場合は20歳未満）の児童を扶養している、ひとり親家庭の父もしくは母、または母や父に代わってその児童を養育している人に支給します。	子育て支援課
児童福祉手当	20歳未満の障がい児を養育している家庭、または中学校修了前の児童を養育しているひとり親家庭、または中学校修了前の児童を養育している障がいのある保護者に手当を支給します。	子育て支援課
特別医療（ひとり親家庭）	ひとり親家庭で、18歳になった最初の3月31日までの児童を扶養している方の医療費を助成します。（対象者：所得税非課税世帯）	福祉政策課
町助成（ひとり親家庭）	鳥取県の特別医療制度に該当しない方で、児童扶養手当の所得制限までのひとり親家庭で、18歳に達する年度末までの子を扶養している方を対象に、特別医療費制度の助成額の約1/2を助成します。	福祉政策課
入学支度金	ひとり親家庭の児童が、小・中学校入学前に支度金を支給します。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭、父子家庭、寡婦の生活の安定と向上のため、低利子または無利子で借りることができる貸付金について周知を図ります。	子育て支援課
生活福祉資金	収入の少ない家庭や心身に障がいのある方が、低利または無利子で借りることのできる貸付金について周知を図ります。	南部町社会福祉協議会
災害遺児手当	義務教育修了前の児童の養育者が災害・事故などによって死亡または障がいの状態となった母子・父子家庭に手当を支給します。	子育て支援課
保育園等入所（利用調整時）	保育園等入所の利用調整時に、入所選考基準に基づきひとり親世帯は調整指数の加点をします。	子育て支援課
小・中学生の就学援助	経済的な理由で義務教育に必要な費用の支払いにお困りの方にその費用の一部を支給します。	教育委員会事務局 総務・学校教育課
学校給食費軽減事業	小・中学生の給食費の保護者負担額を一部補助します。また、小・中学校在学中の第3子以降の児童生徒の給食費を全額補助します。	教育委員会事務局 総務・学校教育課
教材費等補助事業	小学1～3年生までの教材費と、小学1～6年生までの学級費を全額補助しています。	教育委員会事務局 総務・学校教育課

事業名	事業内容	担当課等 (令和7年度時点)
保育料軽減及び副食費免除	3歳未満児の月々の保育料を軽減し、3歳以上児の副食費（おかず・おやつ代）を免除して、保護者の負担軽減を行っています。	子育て支援課
乳児紙おむつ支援事業	満1歳までの乳児に紙おむつを支援しています。	子育て支援課
高校等通学定期券助成事業	高等学校等への通学に係る定期券及び回数券購入費を助成します。	教育委員会事務局 総務・学校教育課
妊婦のための支援給付金	妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦に対して、出産・子育てに係る経済的な支援を行います。流産・死産も対象になります。	子育て支援課
在宅育児世帯支援給付金	生後8週を超えて満1歳までの乳児を、保育園等へ預けずに継続して1か月以上家庭で保育する父母等に対して、給付金を支給します。	子育て支援課
チャイルドシート購入費助成	6歳未満のこどものために購入したチャイルドシートの購入費を助成します。	町民生活課
インフルエンザ予防接種費用助成	18歳になった最初の3月31日までインフルエンザ予防接種費用を助成します。	健康対策課
病児・病後児保育事業	病児・病後児保育施設の利用にあたり、保護者の経済的な負担軽減をしながら、安定した就労を行うことができるように負担金を助成しています。	子育て支援課
進学奨励金	高等学校等に在籍する生徒・学生で、経済的に就学困難な方に対して、進学奨励金を交付しています。	教育委員会事務局 人権・社会教育課
中学校等入学祝い金事業	中学校入学をお祝いして、中学1年生の保護者へ「たすか一ど」のポイントを贈呈します。	教育委員会事務局 総務・学校教育課
不妊治療費助成事業	特定不妊治療にかかった費用の一部を助成します。また、将来の健やかな妊娠・出産のため妊娠前に健康状態を調べるプレコンセプションケア健診の費用の一部を助成します。	子育て支援課

1. 計画策定の経過

年月日	事項	内容
令和6年4月	第3期南部町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査	未就学児保護者の事業等の利用希望等
令和6年8月26日	第1回子ども・子育て会議	計画策定に係るスケジュール、アンケート調査結果、第2期計画取組状況等
令和6年9月	こども計画策定のためのアンケート調査	小中高校生への意識調査
令和6年11月13日	第2回子ども・子育て会議	確保方策の報告、意見収集
令和7年1月15日	第3回子ども・子育て会議	新計画案報告
令和7年1月24日～ 令和7年2月14日	パブリックコメント募集	新計画案について意見募集
令和7年3月12日	第4回子ども・子育て会議	新計画案最終審議

2. 南部町子ども・子育て会議委員名簿

区分		氏名	団体機関名・役職名等	備考
1号委員	こどもの保護者	遠藤 恒明	小中学校保護者代表 (南部中学校 PTA 会長)	
		庄本 由里	保育園保護者代表 (つくし保育園保護者会代表)	
		宮崎 咲紀子	保育園保護者代表 (さくら保育園保護者会代表)	
2号委員	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	安達 嘉也	西伯小学校校長	副会長
		檜 めぐみ	社会福祉法人伯耆の国 つくし保育園園長	
		高岡 玲子	子育て交流室 あいあい支援員	
		岡田 千恵美	宮前児童館館長	
		段塚 留実	法勝寺児童館児童発達支援管理責任者	
		前田 知子	健康福祉課主幹保健師	
3号委員	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	森脇 智恵子	元園長	
		毎川 秀巳	元教育委員	会長

3. 南部町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 南部町は、南部町子ども・子育て支援事業計画へ子育て当事者等の意見を反映させることをはじめ、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて施策を実施することを目的として、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、南部町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること
- (3) 南部町子ども・子育て支援事業計画に関すること
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査、審議に関すること

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (4) 公募による者
 - (5) その他町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議が開く会議(以下「会議」という。)は、会長が召集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が召集する。

- 2 会長は会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の三分の二以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、所管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が町長の同意を得て別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年5月2日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年2月10日条例第1号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する



発行・編集／南部町子育て支援課

〒683-0323 鳥取県西伯郡南部町倭 482 番地 電話 0859-66-5525